

会議録・平成25年9月11日第3回定例会（第1日目）

1. 招集の年月日 平成25年9月2日

1. 招集の場所 明和町議会議場

1. 開 会 9月11日 午前9時00分 議長宣告

1. 応召議員 14名

1番	奥山幸洋	2番	江京子
3番	松本忍	5番	綿民和子
6番	上田清	7番	田邊ひとみ
8番	辻井成人	9番	乾健郎
10番	伊豆千夜子	11番	阪井勇男
12番	田辺泰宏	13番	土屋吉昭
14番	間宮一彦	15番	北岡泰

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 浅尾 恵次

議会書記 朝倉 晶子 松井 友吾 西尾 仁志

1. 地方自治法第121条による説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	中井 幸充	副 町 長	寺前 和彦
教 育 長	西岡 恵三	総 務 課 長	北岡 和成
防災企画課長	中谷 英樹	税 務 課 長	世古口 和也
人権生活環境課長	西口 竜嘉	福祉子育て課長	下村由美子
会計管理者(兼)会計課長	田中 一夫	長寿健康課長	小池 弘紀
農水商工課長(兼)農業委員会事務局長	堀 真	まち整備課長	沼田 昌久
上下水道課長	潮谷 剛	斎宮跡・文化観光課長	西口 和良
教育委員会教育課長	西田 一成	文化財保存活用監	中野 敦夫

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

1. 7番 田 邊 ひとみ

2. 2番 江 京 子

3. 3番 松 本 忍

4. 5番 綿 民 和 子

5. 12番 田 辺 泰 宏

6. 1番 奥 山 幸 洋

(午前 9時 00分)

開会の宣言

○議長（北岡 泰） おはようございます。

ただいまの出席議員数は14人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから、平成25年第3回明和町議会定例会を開会いたします。

なお、中野文化財保存活用監から公務のため、また、中瀬人権啓発推進監から所用のため、本日の会議を欠席する旨の連絡を受けておりますので、報告をいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、どうぞ、よろしくをお願いします。

会議録署名議員の指名について

○議長（北岡 泰） 日程第1 「会議録署名議員の指名について」は、会議規則第119条の規定により、議長から指名をいたします。

12番 田 辺 泰 宏 議員

13番 土 屋 吉 昭 議員

の兩名を指名いたします。

会期の決定について

○議長（北岡 泰） 日程第2 「会期の決定について」を議題といたします。
お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月20日までの10日間といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） ご異議なしと認めます。

従って、会期は、本日から9月20日までの10日間と決定いたしました。

諸般の報告

○議長（北岡 泰） 日程第3 諸般の報告を行います。

監査委員さんから提出をいただいております、5月、6月、7月の例月出納
検査結果報告書の写しと、一部事務組合議会の報告書の写しをお手元に配付し
ておりますので、後ほどご覧ください。

次に、請願を5件受理しております。

この取扱いにつきましては、9月6日に開催をいたしました議会運営委員会
にお諮りし、全員協議会でも報告をさせていただきましたように、教育厚生常
任委員会に、

請願第4号 義務教育費国庫負担制度の存続とさらなる充実を求める請願書

請願第5号 「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める
請願書

請願第6号 保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求め
る請願書

請願第7号 防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実
を求める請願書

総務産業常任委員会に、

請願第8号 日本国憲法の「改正」に反対し活かすことを求める意見書の提出を求める請願を

それぞれ付託し、ご審議をいただくことにしております。

以上で、日程第3 諸般の報告を終わります。

行政報告

○議長（北岡 泰） 日程第4 行政報告を行います。

町長。

○町長（中井 幸充） おはようございます。

平成25年第3回明和町議会定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、公私何かとご多用のところ、本定例会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、ただいまは、本定例会の会期を10日間とお決めいただき、諸案件のご審議を賜りますことに対し、厚くお礼を申し上げます。

皆さまご承知のとおり、国では税と社会保障の一体改革法案の成立を踏まえ、社会保障制度改革国民会議が「確かな社会保障を将来世代に伝えるための道筋」と題した報告書をまとめ、このほど発表しました。

報告書は、年間100兆円を超える水準に達した年金、医療、介護などの社会保障制度の現状に鑑み、制度の持続可能性を高め、その機能が更に高度に発揮されるように、社会保険料と並ぶ主要な財源として、消費税の引き上げを前提とすること。社会保障制度は、自助・共助・公助の考え方を基本に、能力に応じた仕組みを整備すると同時に、社会保障がそれを必要とする人たちにしっかりと給付されるような改革を行う必要があること。また、何よりも社会保障制度を支える現役世代、特に若い人たちの活力を高めることが重要であると指摘をしています。

私は、この報告書で、社会保障のあるべき姿と、それを支える私たち国民の努力について、具体的な考え方が示されたと受け止めております。8月21日、国はこの報告書を踏まえて『社会保障制度改革推進法に基づく「法制上の措置」の骨子について』を閣議決定しました。

骨子は、少子化対策、医療保健制度、介護保険制度、公的年金制度など多岐にわたり、特に医療制度においては70歳から74歳の方の一部負担の見直し、国民健康保険料の賦課限度額の見直し、国保運営業務、保険者の都道府県への移管、また、介護保険においては、要支援2以下の対象者を介護保険から切り離し、市町村の介護予防事業へ振り分ける考え方が示されるなど、町にとりましても、大きな影響を受ける内容のものであり、今後も改革内容をしっかりと見据えて、適切に対応してまいりたいと存じます。

また、国の平成26年度予算編成概算要求基準が閣議了解されましたが、年金、医療等の社会保障給付費の資源増への対応、東日本大震災からの早期復興や、TPPを含めた経済問題などへの対応など、大きな政策課題を踏まえつつ、一方で、当面の財政健全化に向けて、中期財政計画を策定するとのことであり、消費税については、安倍総理大臣が「経済状況を総合的に勘案して判断を行う」とし、国の予算編成については、消費税の結論を出してから、本格化させるとのことです。なお、地方の平成26、27年度の一般財源総額は、平成25年度と同水準とする方針が示されましたが、リーマンショックの危機対応で創設された地方歳出の特別枠を解消することも示されており、現時点では地方財政計画も不透明な状況で、町としましては引き続き国の予算編成について、情報収集に努める所存です。

現在、町におきましては、平成25年度予算でお認めいただいた防災や観光、文化財、産業あるいは福祉や教育、環境などの各事業の推進を図っているところでございます。

最近の景気は、各種の経済指標では「一部では持ち直しの兆しが見られる」とのことですが、地方経済にとりましては、まだまだ現実味が感じら

れないというのが実態であると受け止めております。交渉中のT P Pの地方経済への影響を含め、見通しは不透明で極めて厳しい状況ですが、最少の経費で最大の効果を得ることを念頭に、まちづくりの基本であります第5次総合計画に定める各種施策を着実に進められるよう、取り組みを強めたいと思います。

それでは、6月定例会以降、本定例会までの間の主な動きにつきまして、簡略にご報告をさせていただきます。

6月21日、「鈴木知事との1対1対談」を、いつきのみや歴史体験館で行いました。対談は各市町の具体的な課題解決に向け、それぞれの連携強化を図ろうというもので、町の課題の中から、お伊勢参りを兼ねて、伊勢街道を散策する人たちが多くなっている、参宮街道の景観整備と安全性確保のための事業推進をお願いしました。また、併せて、祓川などの河川堤防の防災対策の対応を要望しました。知事からは、「一昨年から要望を受けている河川堤防については調査を完了し、危険箇所の改修に一部着手する。その他の要望は少し時間をかけて検討したい。」と述べていただきました。

6月21日、恒例となりました老人クラブ連合会主催の「健康と生きがいくくり事業・ミニ運動会」が開催されました。約600人の参加者があり、大まりころがしや風船割、地区別対抗リレーなど和気あいあいと楽しんでいただきました。

この日は、準備体操として「ゴーゴーはつらつ体操」も行われました。この体操は高齢者の方が、毎日気軽にどこでも楽しくできる体操をつくろうと、町が町内の理学療法士さんや明和太鼓の皆さんなどにお世話になり、制作したものです。同時にDVDも作成いたしました。反響も大きく北海道や九州からも問い合わせがありますが、今後、更なる普及に努めていきたいと考えております。

6月23日、町観光協会と商工会などが実行委員会方式で主催した、ROUTE 42の映画会が町中央公民館で開かれました。上映会では、映画監督の瀬木直樹さんと音楽を担当された明和町出身の長岡成貢さんから、映画制作の経緯

や苦勞話をしていただきました。瀬木さんは学生時代に齋宮跡の発掘にも関わられた経験があり、長岡成貢さんは地元出身ということで、早速お二人に町の観光大使の就任をお願いしたところ、快諾いただきました。今後も、あらゆる機会を通じて、町に縁のある方々に観光大使就任をお願いし、郷土の発展のためにご支援をいただけるよう推進してまいります。

6月30日から7月9日にかけて、各地区で地区別自治会長会を開催しました。5月末の全町自治会長会でいただいた要望や質問に対して、それぞれ解答をいたしました。その内容は、信号機設置など交通安全施設や国道・県道の改修整備、各種の災害対策が主なものでございますが、町で解決できるものは早速に実施するとお答えし、県や国に対する要望は関係部署へ早急に要望すると説明いたしました。このことを受けて、7月29日には、信号機増設、規制の見直し、減速帯やスクールゾーンの設置を含む、交通安全対策について、松阪警察署長に要望をさせていただきました。また、8月19日には、三重県松阪建設事務所長に対して、県道及び河川の整備推進について、要望をさせていただきました。いずれも県の財政的には大変厳しいとのことでしたが、緊急性の高い順に整備をしていくとお話をいただきました。

7月10日、ポーランド共和国中日大使一行が、明和町を表敬訪問されました。齋宮歴史博物館を見学した後、いつきのみや歴史体験館では齋王の舞や龍笛演奏の鑑賞、また機織りや十二単の試着などを体験され、伊勢神宮と関わりの深い史跡齋宮跡を知っていただくとともに、深い関心を持っていただきました。

7月19日、伊勢市と明和町ほか2市4町と、伊勢志摩定住圏形成に向けた協定書を締結しました。定住自立圏は、伊勢市が中心市宣言を行い、周辺市町との間で医療、福祉、教育、産業、観光、交通などの各分野において、役割分担を決め、地域の特性をいかしながら伊勢志摩地域の活性化を図る、新たな広域的行政の取り組みで、特に、救急医療体制の確保や観光振興、人材育成などの分野で連携を図ることを狙いとしております。今後は、将来像や具体的な施策を定める「共生ビジョン」を策定することとしており、これらの取り組みを通

じて、地域の人口や定住化、活性化をめざしたいと考えております。

A L T外国語女子スコットさんの任期満了に伴い、8月1日付けで新しくアメリカ合衆国インディアナ州フォートウェイン出身サナイ・アエラさんに就任いただきました。サナイさんには明和中学校に籍を置いて、中学校の外国語活動の指導補助をお願いし、小学校でも児童たちに生の英語に触れる機会を設けてご指導いただくこととしています。

8月3日、大淀祇園まつりと花火大会が開かれました。今年で260周年、そして、町制55周年ということで、夕刻には、東区、三世古、山大淀の3台の山車が勢ぞろいし、夜は花火大会が華やかに繰り広げられました。江戸時代から続く伝統行事ですが、関係者の皆様のご苦勞に対し、深く敬意と感謝を申し上げます。

7月31日で、平成26年4月採用予定の町職員の募集を締め切ったところ、応募状況は、事務職員は募集3人に対して23人、技術職は、募集1人に対し2人、保育士・幼稚園教諭は募集2人に対して6人、給食調理員は、募集2人に対して9人の応募がありました。試験日程は9月22日に第1次試験として、県下統一の筆記試験を実施し、10月下旬には、第2次試験として面接試験を行い、11月中旬には採用者を決定していくこととしています。

この夏もスポーツ少年団をはじめ、中学・高校・一般の各種競技で全国大会へ出場する選手が多くあり、町からそれぞれ激励をしました。平成33年には、第76回三重国体が予定されており、選手の皆さんは勿論、指導者や審判の皆さんをはじめ、各種大会の運営を支援していただくボランティアの皆さんなど、スポーツに関わる人材の裾野を広げていくことの必要性を感じております。

8月29日、ひじき組合の皆さんから敬老福祉大会や福祉施設などで使ってくださいと、ひじき2千袋をご寄贈いただきました。ひじきの寄贈は毎年この時期に行われており、今年で29回目となります。ひじきは町の特産品でもあり、自然食品として注目され、全国の生産量の70%が、この地方で生産されております。町としましても、特産品の振興策など、これからもしっかりと支援をし

てまいります。

9月8日、町制55周年記念式典と講演会を中央公民館で行いました。来賓には、大変お忙しいなか、田村憲久厚生労働大臣や近隣市町から尾上武義大台町長、久保行央多気町長、辻村修一玉城町長のほか、群馬県明和町の恩田久町長などにもご臨席をいただき、ご祝辞を頂戴しました。記念式典では、日頃のさまざまな分野で町に貢献していただいた個人の部28人と団体の部17団体を、それぞれ表彰させていただきました。

皆さんいずれも町政の発展に、それぞれの分野で貢献いただいた方々ですが、ここに改めてお礼を申し上げますとともに、今後も引き続き、町政の発展にご尽力をいただきますようお願いするものでございます。

また、第2部の記念講演には、定員いっぱいの500人の方々に参加いただきました。講演は、「五体不満足」の著書で知られる乙武洋匡さんに、「みんなちがって、みんないい」と題して講演していただきました。この講演会は、福祉と人権のまちづくり講演会を兼ねて行ったもので、人権を守る会の会員の皆さんにも運営面で大変お世話になりました。ここに改めて、関係者の皆さんにお礼を申し上げます。

今月9月16日は敬老の日ですが、長寿のお祝いと社会貢献へのお礼を込めて、町内高齢者の皆さんを訪問し、長寿のお祝いをさせていただくこととしました。当町の最高齢者は、明治42年生まれの104歳の女性の方で、今年度100歳を迎えられる方は3名、同じく夫婦ともに88歳以上になられたご夫婦10組の方々に、長寿のお祝い状と記念品をそれぞれお渡しいたします。併せて、今年77歳、88歳、99歳になられた方々にも記念品を贈呈し、80歳以上の皆さんには、昨年に引き続き、全員に記念品を贈らせていただきます。また、65歳以上の方々を対象に、9月16日の敬老の日と、10月6日に開催します敬老福祉大会の当日は、終日町民バスを乗車無料とさせていただく予定です。

本日、着用しております明和町の特産品であります「御糸織り」シャツは、私たち執行部や議員の皆さん、町職員が着用することにより、町の特産品とし

て広くPRするため、クールビズの期間中の7月10日から毎週水曜日に着用することとしました。今後もイベントなどの機会に着用し、歴史・文化のまち明和町が誇る特産品として、積極的に活用させていただくことにしておりますので、何卒ご理解を賜わりますようお願い申し上げます。

以上、主な事項の報告とさせていただきます。

次に、本定例会の上程議案につきましては、教育委員の任命同意が1件、平成24年度水道事業会計未処分利益剰余金の処分が1件、平成25年度一般会計補正予算ほか3つの特別会計補正予算と水道事業会計補正予算、そして、平成24年度の各会計の決算認定をお願いすることとしています。

最後になりますが、今後とも町民の皆様が日々充実した暮らしができるまちづくりの実現のため、町民の皆様、議員の皆様のご理解とご協力を賜わりながら、総合計画に定める将来像の「歴史・文化と自然が輝き、快適でこころ豊かな和のまち明和」をめざして、誠心誠意努力してまいりますので、よろしくご審議を賜わりますようお願いを申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（北岡 泰） 以上で、日程第4 行政報告を終わります。

一般質問

○議長（北岡 泰） 日程第5 一般質問を行います。

一般質問は、6名の方より通告されております。

許可いたしたいと思います。

7番 田 邊 ひとみ 議員

○議長（北岡 泰） 1番通告者は、田邊ひとみ議員であります。

質問項目は、「平和事業と憲法問題」

「地元の活性化と住宅リフォーム助成制度について」

の2点であります。

田邊ひとみ議員、登壇願います。

○7番（田邊ひとみ） 7番 田邊ひとみ。おはようございます。

ただいまより一般質問をさせていただきます。まず最初に、本日、今日の一般質問のこの場におきまして、私もこの御糸織りのシャツ、着用させていただきました。本当にこのシャツを着ますと、私も明和町の間人である、本当に良かったなど、そういう新たな気持ち、強く感じております。これからも皆様のために力いっぱい議会の全員、力をそろえて頑張っていきたいと、そういう思いでおります。

それでは、質問を行います。平和事業と憲法問題について、猛暑となった今年の8月、広島・長崎に原爆が投下をされてから68年を迎えました。広島・長崎に落とされた原爆は、瞬時に多くの命を奪い、その後も多くの人を苦しめながら、命を奪い続けております。この1年間だけでも多くの方がお亡くなりになっております。各地の被爆者の平均年齢は、78.3歳。68年間、ずっとずっと苦しみながら生活を、今も続けていらっしゃいます。決して、戦争は過去のものではない、そのことを改めて思い胸に刻む。それが、8月の私たちの大きな節目であると考えております。

私は去年、今年と広島を訪問いたしました。ぬけるような真夏の青空と暑さ、そのなかで、空を見上げて思ったことは、二度と戦争はしてはいけない。命より重いものはない。そのことにつける思いでございました。8月6日、8月9日、そして、私たち日本人にとって新たに加えられました3月11日、形は違おうとも日本は年に3回も原子力の犠牲者に、世界中から黙禱を捧げられる国になったのだと、このように世界から言われていることも、目をそらしてはいけない現実でございます。

今年、広島市の松井和美市長は、平和宣言で、無差別に多くの市民の命を奪い、人生をも一変をさせ、また終生にわたり心身をさいなみ続ける原爆は、非

人造兵器の極みであり、絶対悪ですと指摘をし、平和主張会議加盟都市、国連やNGOなどと連携をいたしまして、2020年までの核兵器廃絶をめざし、核兵器禁止条約の早期実現に全力を尽くすと宣言をいたしました。

パン・ギム国連事務総長は、原爆投下を生き延びた経験について、60年以上にわたって証言を続けてこられた被爆者の皆さんに敬意を表します。私は勇気ある活動家の皆さんに励まされて、核兵器のない世界をめざす努力を強めています。実現するその日まで、この目標を追求することを決意していますと、原水爆禁止2013年の世界大会、ここにメッセージを寄せました。

今年の4月、安倍政権は2015年の核不拡散条約、NPT再検討会議に向けた、第2回準備委員会で、核兵器の使用をいかなる場合も禁止せよ、この共同声明に対して、賛同署名を拒否いたしました。これは事実上、核兵器の使用を認める態度表明でございます。これは被爆国の政府として、あるまじき態度と言わなければなりません。

長崎市長は、今年の平和宣言で、このむごい兵器をつくったのは人間です。広島と長崎で二度までも使ったのも人間です。核実験を繰り返し、地球を汚染し続けているのも人間です。人間はこれまで数々の過ちをおかしました。だからこそ、忘れてはならない過去の誓いを、立ち返るべき原点を折にふれ確かめなければなりません。日本政府に被爆国としての原点に帰ることを求めます、と、とうとうと述べ、日本の政府に対して核廃絶を伝えました。安倍首相がこのことに対しまして、明確な返事もできない、このような状況になったことは、報道等でご存じのことと思います。

高齢となった被爆者や地元の人々の切実なる声に拍手をすること。手を動かすこともできなかつたと伝えられております。唯一の被爆国である、この日本は、核兵器全面禁止の流れの先頭に立つべきだと考えます。戦後68年、戦後生まれが人口の約75%となった、今の時代だからこそ、平和について今一度しっかりと取り組む姿勢が求められております。

私たちの暮らす明和町は、非核平和の町宣言、その看板は今、新しく造り替

えられて、役場庁舎の前で、住民の皆さんの目にしっかりと止まるように立てられております。すばらしい取り組みだと思います。

そして、新しくは平和主張会議への参加と、積極的に平和事業に対しての取り組みをされております。特に平和主張会議への参加は、昨年9月1日付けで加盟都市として認定をされて、1年を経過したところでございます。1年前、平和主張会議への参加に際しまして、中井町長はかけがいのない地球の環境汚染や放射能汚染について、真剣に考えていきたい旨のコメントをブログにも記されております。

そこで、まず1点目、お伺いいたします。平和に対しての思い、1年前の平和主張会議への参加に対する思い、さまざまな思いを、町長抱かれていますと思います。是非ともその思いをこの場でお伺いをしたいと思います。お願いいたします。

○議長（北岡 泰） 田邊ひとみ議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います、町長。

○町長（中井 幸充） 田邊議員のほうから、平和に対しての思い、平和主張会議への参加の思いをお伺いしたいということでございました。私が申すまでもなく、第2次世界大戦から68年の歳月が流れましたが、町では、この戦争の戦禍の犠牲となられた御霊に対し、今年も10月12日でございますが、戦没者追悼式を執り行い、哀悼の意を表したいと、そのように考えております。

昭和20年8月、広島・長崎、両市に原爆の投下により、一瞬にして廃墟と化した数多くの命が奪われたということは、皆様もご承知のとおりであります。しかし、近年、まだまだ核実験がいろいろなところで行われているという、このことを聞きますと、一瞬にして原子爆弾による悲劇が、やはりこの地球で二度と繰り返すことのないように、我々は平和への祈りを続けていかなければならないと、そのように思うところであります。

一貫して、原子爆弾の非人間性を訴え、核兵器のない、平和な世界の実現に訴えて続けてきたのが、この両市であるというふうに考えております。昭和57

年に、さらなる世界的な市民意識の喚起を目的に結成されたのが、この平和主張会議というふうにお聞きをしております。

町では、平成24年、昨年ですが、加盟を申請し、ご案内いただきましたように、9月1日付けで、加盟認定を受けました。現在、この平和主張会議は、世界に広がっており、世界で157カ国、そして、自治体としては5,736自治体が加盟を今しております。平和を願うすべての皆さんとともに、核兵器のない、戦争のない、平和な世界の実現に向けて、今後も努力をしていかなければならない、そのように思っております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。田邊ひとみ議員、再質問ございますか。

田邊ひとみ議員。

○7番（田邊ひとみ） ただいま町長から、平和に対する思い、述べていただきました。力強いメッセージであったと考えております。どうかこれからも、この思いしっかりと持ち続けて、明和町の皆さんのために、また、世界へ向けて、そういう思いを発信して行っていただきたいと考えております。

この広島・長崎、私が先ほど述べました、両平和宣言におきまして、明言は避けられておりますが、私も冒頭で申しました、福島原発事故、これもまた被爆の影響という部分で、国内はじめ世界中から大きく注目されているものでございます。

先日、決まりました7年後のオリンピック開催に向けて、安倍首相もこの原発の被害、これについては大丈夫だというようなことも明言されましたが、まだまだ被害はあると思っております。ですが、オリンピック開催に向けて、この原発問題、必ずクリアにしていかなければならない、その思いも、私は強く思っております。そういうところで、核兵器と原発、これを同等に考えるということに異論を呈する方もたくさんいらっしゃいます。それは重々承知の上でございます。

ですけれども、私はどちらも核の恐怖、放射線の被害、こういう部分では同

じことであると考えておりますし、また今年の4月の先ほど申しましたNPTの準備委員会で、署名ができなかったという部分に対しましては、日本は原発輸出を国の成長戦略の一つとして考えていると、そういうのも理由だと考えておりますので、この方向で質問をいたしたいと思っております。

明和町長は核兵器廃絶、原発廃止、この二点についてどのようにお考えになられるでしょうか。両方あわせて前に進めるべきだと考えるのですが、いかがでしょうか、答弁を願います。

○議長（北岡 泰） 田邊ひとみ議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 核兵器の廃絶につきましては、ご案内のように、平成3年にですね、町としては非核平和の町の宣言をしております。昨年9月にですね、平和主張会議にも参加をさせていただきました。従いまして、今年もですね、実は新たな取り組みとして、日本と朝鮮半島を非核化する北東アジア非核地帯への促進を求める国際署名というのが、実は要請がございまして、それにつきましても、賛同をし、署名をいたしました。

この取り組みにつきまして、オバマ大統領の核兵器のない世界への訴えに端を発する、世界的な動きということですね、特に被爆国にあります日本、それは我々は広島・長崎だけではなしにですね、1自治体であっても、地方の自治体でもあっても、やはり取り組んでいかなければならない、大きな事業だろうというふうに思いまして、署名をさせていただいたところです。

原発の廃止についてでございますが、広島はともかくとして、福島はこの事故を、これは事故なのか、あるいは事件なのか、いろいろな新聞の報道でも、まだまだ実は、安倍総理がですね、国際のオリンピック、IOC総会でコントロールされているというような表現をされたわけでもありますけれども、ご案内のように、7月あるいは8月で、汚染された水が、海のほうに流れていくというようなことなかで、まだまだ対策がきちっととられていないというのは、私も本当に危惧するところでもあります。

しかしながらですね、原発は国策として、今まで、ずっと推し進められてき

た施策でございます。これからですね、この日本のエネルギーのあり方というのを、どのように、やはり一地方自治体であってもですね、考えていくかということ、一つの大きな課題としていかなければならないと、そのように実は思っておるところです。

ご案内のように、資源のない我が国でありますので、水とか風力とか、あるいは太陽光発電とか、それで総てが賄えれば原発は要らないというふうには思いますが、しかしながら、どのような形です、今後そのエネルギー確保をしていくか。これは正直なところ、国のほうにおいてですね、しっかりと検討をいただく内容かなと。そして、原発についてはですね、原子力規制委員会ですか、新しくいろいろと厳しい条件を出しているわけでありまして、それらを完全にクリアしていただく努力をですね、各電力会社、原発を持っている電力会社の皆さん方が、努力をしていただいて、それをクリアするようにですね、是非お願いをしたいと、そのように思うところであります。

この地方においても、中部電力さんが浜岡原発、皆さん方にも視察に行ってくださいましたけれども、いろいろな安全対策をとられておりますが、それで総てというふうには考えておりません。更にですね、安全対策そのものを、電力会社のほうにもですね、私のほうからも要請をしてみたい。そのように思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

田邊議員。

○7番（田邊ひとみ） ただいまの町長の答弁、私の言いたいこと、ほとんど述べていただきました。本当に、このいまの日本、国策といえども、原子力発電については、本当に真剣に考えていかなければなりません。また、この明和町内、皆さんご存じだと思いますけど、民間の方がいろいろな方法で、新しい電力というものに取り組まれております。

また、日本全国、世界各地を見ても、さまざまな方法で新しいエネルギーへの取り組みというのが動いております。そういう部分も、また明和町のほ

うでも研究していただいて、取り入れられるもの、そういうものはどんどん取り入れていていただきたいと考えております。

そして、ただいまの質問で、まずは大きく平和、核兵器、原発についての町長のお考えを聞かせていただきました。

続きまして、明和町の平和事業についてお伺いをいたします。非核宣言や平和主張会議への参加は、町民の皆さんの平和求める決意の現れ、これだと考えております。そして、今はその決意を行動に移すことが、これからの私たち、やるべき仕事なのではないのでしょうかと考えております。

そこで、お伺いをいたします。明和町では何らかの平和事業に取り組まれていらっしゃるでしょうか。過去の事業も含めて、お答え願いたいと思います。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 町での平和事業に取り組んでいるかということですが、私どもでは、ふるさと会館にですね、毎年8月にテーマコーナーとして、戦争と平和と題してですね、関連図書をずっと展示をさせていただいております。以前から継続して、毎年8月に原爆パネル展というのを実施をしております、本年度は8月6日から15日まで、中央公民館で原爆と人間展を開催させていただきました。

展示では、原子爆弾がもたらした戦争の悲劇、戦争が残した悲惨な爪痕を、これらを展示することによって、悲惨な戦争への思いをですね、訴えたところでございます。また、50周年の際にはですね、パネル展示や書籍コーナー、それから戦争体験などのこういったものをCDで放送するコーナーを設置してですね、いろんな取り組みをしながら、戦争の悲惨さを住民の人に訴えていきたいと、そういう取り組みを、これからもまた続けていきたいと、そのように考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

田邊議員。

○7番（田邊ひとみ） 私も今年、図書館のほうの関連図書のテーマコーナー、

少し回らせてもらいました。子どもさんの図書のコーナーとかにも、戦争の本というのが並べられていて、親子でそれを見ている方もいらっしゃいました。そういう取り組みというのは、本当に大切なことだと思います。

また、住民の皆さんかから、過去になんか明和町の戦争体験をされた方のお話をまとめた本というのも出されていて、ちょっと私、勉強不足で、本当、今年の夏まで知らなかったんですけども、そういう本もあるということで、拝見もさせていただきました。そういう部分で、いろいろ取り組みをされているということは、私も今年の夏、いろいろと勉強させていただきましたんですけども、特に、再来年なんですけれども、終戦70年を迎える年となります。

特に、薄れゆく戦争の記憶、これを継承していくために、何らかのアクションを起こすべきではないかと考えております。そこで、お伺いをいたします。終戦70年に併せての平和事業の計画等はあるのでしょうか。答弁願います。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 平和事業そのものは継続して、ずっとやっていかなければならないというふうに思っております。70年という節目の年でございましてけれども、ちょっと今のところは計画は、持ち合わせてはおりませんが、節目の年ということの中で、何らかの事業をですね、これから検討してまいりたいと、そのように思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございます。田邊議員。

○7番（田邊ひとみ） 今、町長も机の上に出されたんですけども、この戦争体験の本、これ私も読ませていただきました。こういうことの取り組みというの、これからもどんどんやっていっていただきたいと考えております。

そして、先ほども述べましたけれども、戦後68年を迎えまして、当時を知る人の高齢化が進んできております。戦争を語る方も少なくなってきております。長崎市長も若い人たちに、あなた方は被爆者の声を直接聴くことのできる最後の世代ですと述べられております。

戦争がもたらした数々のむごい光景を決して忘れない、決して繰り返さないという平和希求の原点を忘れないためには、戦争体験、被爆体験を語り継ぐことが不可欠ですと、長崎市町このようにも訴えております。私もこのことには深く賛同しております。

私もこの夏、三重県在住の近藤一さん、四日市の在住の方なんですけれども、この方は戦争体験を語り継ぐ、語り部として全国を回っておられます。この方のお話を伺いました。本リアルな戦争体験は、こころに刻みける迫力がございいます。本当もう痛みが伴う迫力なんでございいますけれども、決して明和町をそらしてはいけないことだと、強く感じました。こういう語り部の皆さん、本当高齢になっておられます。立つのもやっとなという状態でも、それでも全国を、本当ボランティア、無償で回っておられます。こういう方々の活動を支えていくということも、今後はしっかりと講じていかなければならないと感じております。

そこで、先ほどのことと重なるかもしれませんが、明和町でも戦争を語り継ぐ事業、これを広く展開していただきたい。また、そういうことを語り継ぐ高齢の方々、この方を支えていく事業というものも着手していただきたいと考えるのですが、そのことについて答弁を願いたいと思います。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 戦争を語り継ぐという形のなかでは、もうご案内のように、それぞれ戦争を経験された方、高齢化になってですね、貴重な体験をお聞かせいただく機会というのは、本当に少なくなってくるというふうに、実は思っております。先ほどご紹介いただきました、この戦争体験ということとは、明和町の皆さん方がですね、実はふるさと会館が主体になりまして、まとめられたものでございます。

平成10年の時に、実は戦争体験ということで、多くの方に寄稿をいただいて、明和町のしかも在住の方々、ここに寄稿された方々の中には、もう既にお亡くなりになられた方もおみえになるわけではありますが、これが唯一です

ね、今のところ明和町での戦争体験、戦争を語り継ぐ貴重な資料というふうな形に、実はなっております。

しかしながら、県下におきましては、実はこういうふうな形の中で、いろいろな方々が戦争の足跡というようなことの中で、これは伊勢の方々が作製されたものでございますけれども、こういったような形の中で、やはり戦争に対する思いというのをですね、いろいろな方々が、やはり語り継ぐだけではなくに、こういった形で残していただくと、そういうことも必要なのかなというふうに思いますので、改めてですね、70周年でどうするかは別として、こういったことも、そして、またこの中のどなたかに依頼を申し上げて、そういう語り継ぐ場というんですか、そういうものも計画できれば、していきたいなど、そのように思います。

いずれにしても、風化していくというか、忘れ去られてしまっただけではいけないことなので、我々としても何とか新しい世代に引き継いでいく、そういうことを行政として、きちっとやっていかなければならない、そのように思っておりますので、70周年いろいろな形でまたご提言等々もいただきたいなど、そのように思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか、田邊議員。

○7番（田邊ひとみ） 町長も述べられましたけれども、戦争の記憶が風化、また若い人にとっては体験がないということで、知らないということが多々あります。この知らないということを、すごく怖いことだと思います。本当に戦争がゲーム感覚で、美しいものであると感じている若い人たちも見受けられる、私の経験上、見受けられております。そういうことに対して、やっぱりその真実を語っていくということは大事なことだと思いますので、是非ともそういう企画を進めていただきたいと思います。

それと、もう一点、他の市町を調べてみますと、先ほど申しました、若い世代の人、中学生、学生さんなどの代表を、広島・長崎に派遣をいたしまして、

現地での体験を通して、戦争を知る企画と、こういうことをやられている自治体が、幾つかございます。焼津市とか、そういうところのデータを、私もちょっと資料を見てみたんですけども、このような企画を明和町で行うという考えはあるでしょうか、いかがでしょうか。このことをお伺いしたいと思います。各自治体の取り組みとか報告を、ちょっと見させてもらいますと、やっぱり子どもたちにとって、大変有意義な体験になるということで、いい取り組みなんだという評価みさせてもらっております。

それ以外でも結構ですので、何か、先ほどの語り継ぐ以外でも、何か新しい事業を行うと、そういう考え、プラン、希望とか、そういうものでも結構ですので、お話いただけたらと思います。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 子どもたちに、戦争の悲惨さというのを伝えていく手段として、広島・長崎もしかりであります。少し思い出しましたのは、議会の研修で鹿児島へ行ったときに、知覧という特攻隊のいわゆる基地の中に、見学に行った記憶があります。その時に、修学旅行の子どもさんたちが、その現場を見てですね、いろいろそこで説明を受けていって、すごく感動したような表情を、隣から見せていただきました。

従いまして、百聞は一見にしかずということもございますので、何らかの形でですね、子どもたちにそういう戦争の部分を、何ていうんですか、見せていく、そういう場を確保するというのも検討はしていきたいなど、そのように思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか、田邊議員。

○7番（田邊ひとみ） 是非とも、いろいろな方面で戦争体験、また、そういうことに対してのアプローチを行っていただきたいと思います。

続きまして、平和事業から発展させまして、次の問題、憲法改正問題について進んでいきたいと思います。皆さんも先の参議院選挙の時の争点の一つされ

たことで、ご存じであると、認識をしてお話を進めてまいりますけれども、何年も前から話のあった憲法改正、私はこれを憲法改悪と、いま呼んでおりますけれども、この憲法を変えようという動き、これがこの数カ月、衆議院、参議院選を終えて、かなり大きな動きを見せているということが伺えます。特に今年に入ってからの侵略を否定する発言や、従軍慰安婦が必要なものであったと、戦争を肯定する動きが、国際的にも大きな問題となっております。

戦後、戦争で一人の死者も出さないでこれたのは、今の平和憲法があったからこそだと考えております。特に憲法9条は人類の宝と、世界で高く評価されているということでございます。ですから、日本を海外で、戦争をする国にしようという、今の政府がめざす憲法改悪は、絶対に認めるわけにはいかない、そのように思っております。

また、集団的自衛権の容認や行使に向けての動きとしても不穏の動き、これが国のほうで出ております。これ見逃せないものとなっております。また、この憲法9条、その他の憲法を変えるための方策として、憲法96条を変えて、発議要件を緩和する動きもございます。この96条の改定に関しましては、憲法を守ることを訴える立場とは逆、改憲派の専門家の方や、自民党その他改憲を進めたいと願う政党の中にも、これだけは絶対に変えてはいけない、強く訴える人がたくさんいます。

憲法がその時の権力者によって、思うがままに変えられること自体が、憲法違反であり、立憲主義に反すると言われております。憲法を守り、平和と住民生活や暮らしを守ることが、地方自治体の仕事であります。町、明和町が責任を持って平和を守るということでございます。

先ほど、町長もその平和については、そのようなことで進んでいきたいとおっしゃっておられます。そういうことで、これらのこと、特に憲法改正につきまして、今の町長の見解をお伺いしたいと思っております。答弁、願います。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 憲法についてはですね、それぞれ政党間で、いろいろ

な議論や考え方があるということは、皆さんの方がご承知だというふうに思います。9条やあるいは憲法改正の手続きについても、それぞれのご意見がありますので、そして、その考え方にですね、大きな違いもあるということも承知をしております。

しかしながら、戦後68年になる日本のですね、先ほどお話ありましたように、戦禍にまみれることがなかったというのは、今の平和憲法があるからだというふうに私は思っております。これからもですね、やはり今のこの平和を何とか守っていくということが大事でありますし、子どもたちに、これからの若い人たちに、戦禍にですね、戦場に送り出すようなことのないように、我々はしっかりと見据えていかなければならない、そのように考えておるところでございます。

憲法論議でございますので、今この場でどうか言われますが、私としては、憲法9条そのものは別としましても、先ほどありました96条、これをですね、やはり安易にですね、いま変えるべきではないというふうに思っております。これは何故かという、国政選挙とか、そういったいま投票率そのものがですね、下手をすると50%を割っていくというような状況の中でですね、国民投票の部分も、平成19年ですか、日本国憲法の改正に関する手続きに関する法律というのが、公布をされておりますけれども、そういった部分を考えますとですね、やはりもっともっと、何故、憲法改正が必要なのかというところを、やはり国民自身をもっともっと勉強し、どういう形が我々の平和にとって一番いいのかということ、もっともっと議論する必要があるだろうと、専門家とか政治家だけに任すのではなしに、国民一人ひとりの皆さんが、今の憲法のあり方を、きちっと踏まえるという、勉強しなければいけないというふうに思います。従って、早急にですね、憲法改正していく、そういう方向は私は望んでおりません。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか、田邊議員。

○7番（田邊ひとみ） 先ほど、町長も述べられましたとおり、投票率の低下、または国民投票の議論というのもされておりますけれども、まだまだ国民、これから知る権利も守られていき、いろいろな権利が守られている中でのそういう選挙の改正であったり、憲法の改正であったりで、そういうものは、もっともっとその前にやるのが、たくさんあるべきだと、私も考えておりますので、先ほど述べられました町長のそのお考え、しっかりと持っていただいて、これからも正しい判断、平和を守るための判断を続けていっていただきたいと考えております。

特に、先ほども申しました、日本国憲法は国の基本的なあり方を示す、定める最高法規でございます。主権者は国民でございます。国が国民を縛り、制限して、強制するような形に変えてしまうということがあっては、決していけないことだと考えております。日本国憲法がどのようにして生まれたか、今の次代は本当に簡単に情報入手ができます。憲法がどんなものなのか、いま進められている憲法改正の動きとは、どういうものなのか。その部分を、本当すべての国民、皆さん、住民の皆さんがきちんと考える時期が、いま来ているのだと、私は考えております。

この平和に関する質問を終わる前に、この憲法9条、この制定に携わりました44代内閣総理大臣、幣原喜重郎という方なんですが、彼がなぜ憲法9条例を制定したか。これについて書かれた資料、これがあるんでございますが、ここに記された彼の言葉を、一節述べさせていただきたいと思います。

日本民俗は幾世紀もの間、戦争に勝ち続け、もっとも戦闘的に闘いを追求する神の民俗と信じてきた。神の信条は武力である。その神はいまや一挙に下界に墜落したわけだが、僕は第9条によって、日本民族は依然として神の民俗だと思う。なぜなら武力は神でなくなったからである。神でないばかりか、原子爆弾という武力は悪魔である。日本人はその悪魔を投げ捨てることによって、再び神の民俗になるのだ。すなわち日本はこの神の声を世界に宣言するのだ。それが歴史の大道である。ゆうゆうとこの大道をいけばよい、支柱に勝つとい

うのはその意味である。このように述べております。

私は彼の気持ちをしっかりと受け止めた日本国民でありたいと考えております。

続きまして、2番目の質問に入ります。地元の活性化と住宅リフォーム助成制度について、まず1点目、地元の活性化と申しますか、地元業者が直面しております消費税増税問題に関する支援対策について、これは地元の中小零細業者の支援なしには、地域の活性化はないと考えますので、質問を行いたいと思います。消費税増税に関しましては、先ほど、町長の行政報告でも述べられました。経済状況を見て、早ければというか、10月1日にも安倍首相が決定をすると、そのような話が出ておりますが、まだまだ流動的な話でございます。そして、町長の行政報告でも述べられておりますけれども、地方経済の見通しは極めて厳しい、これが現実でございます。

物価の上昇や年金問題、社会保障問題とともに、ますます私たちのお財布事情が厳しくなる、そういうようなメニューばかりが並んでおりまして、先々の生活に不安と諦めを感じている、これが一般的な私たちの暮らしの感覚でございます。

建築業界などでは、これは今、消費税増税直前の駆け込み特需とまで言われておりますけれども、現時点ではそこそこ景気回復の気配を見せている。このことに関しては、多くの業者さんから、そのような声が聞かれておりますけれども、しかし、今は特需で仕事があっても、消費税増税が実施されれば、確実に仕事は激減して、収入の落ち込みは目に見えている。そして、現在、若干仕事があったとしても、長年の景気低迷で抱えてしまった借金や、税金の滞納、これを解消するにまでには、まったく至らずに、生活が苦しいままであると、このような話をされる経営者も、たくさんいらっしゃいます。

また、建築業以外でも小売り業であったり、サービス業であったり、製造業であったり、そのような方々も口をそろえて消費税増税後に、仕事はどうなるのか。心配の声、不安の声をあげていらっしゃいます。そんな中なんですけれ

ども、国のほうとしては、まだ決まってもいない増税に対しまして、来年4月からの増税に向けて、業者さんに対しての法整備などの準備を着々と進めております。これは増税が実施された場合の、業者さんの混乱や、トラブルを回避するための措置で、転嫁対策特別措置法とか飲酒税法の改定などを、これがそれにあたるんですけども、私、増税は賛成はいたしません、その増税をされたときの混乱を防ぐという点では、この法整備を進めていかなければならないと認識しております。特に転嫁対策特別措置法は、今年の10月1日から時限立法として始まるわけでございますけれども、この転嫁対策特別措置法、自営業者の皆さんの仕事のやり方、値札の付け方の変更や、トラブルがあったときの対処法など、仕事と直結した内容となっておりますけれども、実際に皆さんにお話を伺ってみますと、ほとんどの業者の皆さんが、これについて、あまり知らないという現実がございました。

税務署の説明会、こちらも学習会、説明会等もあったようなんですけども、5月に締切りになっていると話を聞いております。地元で働く業者支援を行うと、このように言っております明和町として、このような実態を把握されていらっしゃるでしょうか。また、転嫁対策特別措置法などの町内業者へ向けての周知はどのような形で行われているのかという点。国の動きにあわせての学習会とか、説明会等、行われたのか。また、今の時点で、業者さんから相談事、悩み事など、そういうことが持ち込まれていないか。商工会等との連携も含めまして、そのような情報を把握しているかどうか。この点をまずお聞きしたいと思います。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 消費税の転嫁対策特別措置法、先ほどご説明がございましたが、消費税が2段階で引き上げられるという形の中で、特に、小売り業者の方、そして中間の方、消費税をうまく処理できるかどうかという、そういう部分の中で、しわ寄せが小売り業者にいかないようにということの中で、いろいろな法律的にサポートをしていこうという、そういう考え方で打ち出

されているというふうに理解をしております。

やはり、取引段階ではですね、取引の力関係とか、そういったさまざまな理由でですね、消費税がうまく転嫁できないという、そういう納税義務者というのが、これからもちょっと予想ができるのかなというふうな思いであります。そうすると、やっぱり事業主の負担になってしまうということの中では、先ほど指摘ありましたように、経営に大きな影響が出てくるのではないかな。そういうことは心配をされるというふうに、我々も考えております。

従いまして、その各事業者に対しては、やはりきちっとした周知というのは、やっていかなければならないと、そのように考えております。その中心になっていただくのは、やっぱり商工会かなというふうに思っております。商工会は実は毎月1回、こんな商工会という、月刊商工会という雑誌を発行されてみえます。

その中でですね、いわゆる消費税の転嫁対策の相談窓口というような形で、相談はお済みですかとかいうようなですね、こういうチラシも実は折り込まれた中でですね、商工会の皆さん方が1軒1軒、事業所のほうを回って、いろいろ対応をしていただいておりますという、そういう中身でございますが、これは広域でやっております松阪商工会の連合会という、そのたよりの中でも、一つは消費税増税まで、あと8カ月とかいうような見出しの中で、そういった相談を受け付けますよというようなことで、お話をいただいておりますので、我々としましては、一応商工会といろいろと連携をとりながら、先ほど言いました事業者の皆さん方への周知を図っていききたいと、そのように考えておるところでございます。

国にあわせて学習会をやっているかというようなお話もいただきましたけれども、町の商工会単独では、この秋にですね、11月に講習会を開催するというようなことをお聞かせをいただいております。そういったことで、県の商工会も10月に行われる。それから、町商工会も先ほど言いましたように、11月に単独で講習会を実施するというようなことの中で、事業者さんへのPRをしてい

きたいというふうなお話をお聞かせをいただいております。

それから、事例相談があるのかというところにつきましては、現在のところはまだ町内の会員さんの中からはないというふうに返答をいただいておりますので、しかし、これからどんな形で、そういったいろいろな問題を含めて、相談におみえになるのかわかりませんので、そういった対応をきちっと商工会とあわせてやっていきたいと、そのように考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか、田邊議員。

○7番（田邊ひとみ） 町長のほうから答弁いただきました。商工会のその冊子なんですけれども、私の家も家業で商売をやっておりまして、商工会の会員として、その冊子届いているんですけれども、現実といたしまして、商売している人間、とても忙しくて、家も不在になりがちであると。その冊子が家の玄関においてあったりとか、ポストに置いてあったりと、そういう現実あります。そうするとなかなかその冊子を開いてみる機会もないって、本当に商売していると、そういう状況にもなりまして、それでやっぱり周知というのが、徹底されてないんじゃないかと思います。

本当に聞きましたら、明和町、私あの松阪のほうも、そういう関連でやっているんですけど、知らない業者さん、本当に多くって、なんやそれはという形の声、本当に聞かれたんですわ。そういうことでは、消費税という形で税金をいただく立場の行政であったり、国であったりは、責任を持って、まず周知をすると。業者さんにしっかり知っていただくと。これは大事なことやないかと思えます。そういうことを、商工会の方も不在のところを、業者の人が帰ってくるまで待っていて、一々説明するって、そういうことは不可能に近いと思えますけれども、そういうことのPRというのは、もう少ししっかりしていただかないと、住民不在になってしまうんじゃないかと、私は考えます。

先ほど、町長も述べられましたけれども、現時点の消費税5%であっても、その商売をやっているなかで、消費税負けよ、なんやそんもん取るんかって、

本当もう辛辣な言葉で、その業者間の取引とか、私たちですと、施主さん、建築業なんですけど、そういう方との、そういうやり取り、現実にごさいます。本当に厳しい状況があるということは、しっかり理解していただきたいと思ひます。

そして、先ほど町長も言われましたけど、相談窓口、たくさんごさいます。弁護士とか、商工会とか、中小企業庁とか、下請け駆け込み寺というの、そういうのもつくられて、あるんですけども、明和町としまして、やっぱり身近なところに相談窓口があるというのは、すごく大切なことだと思ひます。商工会へ入っている方やと、商工会へ相談したりとか、そういうこともあるんですけども、そういうことが、なかなかしにくいという方のためにも、役場もそういう駆け込み寺の一つとして、電話いただいたら、そういうところを紹介するような、そういう手筈とか、仕組みというのを、取るべきではないかと、整備をしておくのが当然のことではないかと考えているんですけども、そういう部分に対して、どのようなお考もたれているか、お聞かせください。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 町として特別な窓口の設置はいまのところ考はおりません。申しますのは、その消費税の仕組みそのものが、非常に商品が動くたびに、こうということですので、町の職員で正直いって、その対応ができるかどうかというのは、ちょっと疑問でありますので、ただ先ほどおっしゃっていただきましたように、商工会なり、あるいはこういう相談窓口がありますよということだけはですね、全職員に周知をさせていただこうかなというふうには思っておりますが、直接の相談はちょっと非常に難しいというふうに思ひますので、特別な相談窓口、専門の窓口はちょっと、今のところ考えておりません。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ごさいますか。

田邊議員。

○7番（田邊ひとみ） 直接の相談窓口というと、本当に専門のそういう知識

をもった人間ということになると、大変負担も大きいかと思しますので、もしもその連絡があった時に、スムーズにそういうところに中継ができるとか、仲介ができると、そういう形をしっかりといただいて、せっかく電話をかけたのに、たらい回しになるとか、話が訳わからんようになるというのと、本当に業者さん、本当に忙しいなかで、そういうことに追われてやられると思しますので、そういう部分でスムーズな対応をしていただくように、これは要望しておきます。

そして、先ほども言いましたけれども、基本的に消費税反対なんですけれども、それへ向けての整備というのは、明和町のほうでもきっちりとやっていただいて、国の方策だから仕方ないんやって、そういうような冷たい対応をされないことを、これはこの場で強く求めておきたいと思えます。

続きましての質問を行います。消費税の増税があるかどうか、これは考えないといいたしましても、現在の社会情勢を見ても、先ほどにも言いましたように、業者の皆さんの経営には大変厳しいものがみられております。景気対策とか支援対策、これが必要だと考えております。

そこで、最初の質問のタイトルとしても申し上げました、住宅リフォーム助成制度、このことについて質問したいと思えます。この住宅リフォーム助成制度に関しましては、過去に2回、一般質問で取り上げさせていただいております。その都度、個人の財産形成に関わる要素が強いためという理由で、公費投入は難しいとの答弁いただいておりますけれども、その後、全国各地では新たにこの助成制度に取り組む自治体が、どんどんと増えていっております。そのような現状がございます。

2013年5月8日現在の調査では、562自治体、全国の自治体の約3分の1が実施をしている。このような状況になってきております。また、皆様ご存じかと思えますが、隣の松阪市でも、来年4月からの実施を行うと、そのような動きを見せております。このように各地で、この取り組みが広がっていくということは、それ相応または予想以上の経済効果がみられる。また、住民の皆さん

からの要求が強い、そう言えるのではないでしょうかと、私は考えております。

明和町におかれましても、過去の質問もございました。私でもさせてもらいましたので、この制度に関しての研究、調査等も進められて、近隣市町また全国の状況など、情報収集等もされて、検討もされていると考えるのですが、いかがなものなんでしょうか。そして、公費投入について難しいと、過去に答弁はいただいておりますけれども、多くの自治体では、そのことに関しまして、地域経済を回すということで、経済効果が生まれ、最終的には税収にもつながり、還元されていく。そのような考えも持っているようです。

お伺いをしたいと思います。いまの時点でのこのリフォーム助成制度、これに対してのお考えは、どのようなものを持っておられるのか、答弁願います。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 住宅リフォームの関連の助成事業ということは、国交省の地方公共団体における住宅リフォームにかかる状況調査結果によりますという形で、全国でも1,742自治体のうちの1,485自治体が、何らかの形で、実はそういうリフォームといわずに、その住宅改修という形の中での助成をやっているということでございます。

実はですね、少しばかり趣旨が違うのかもわかりませんが、田邊議員おっしゃられるリフォームというのは、いろいろな何ていうんですか、一般的に幅広くというご意見だろうというふうに理解をしておるんですけれども、私とこととしてはですね、実は防災対策では耐震の住宅耐震補助、それから新エネルギーについては、太陽光の発電のそういった補助、それから、介護保険制度のなかではありますけれども、バリアフリーの住宅改修、障害者の方については、地域の生活支援事業という形の中で、実はそういう制度にあった部分のなかでの、住宅改修、リフォームといったようなところはですね、実は今もやらせていただいているというふうに理解をしております。

田邊議員がおっしゃられる全般的にということになってきますと、正直な話、事務局のほうでも、いろいろ議論をしているんですけれども、限度がないという

と変なんですけども、際限なく実は広がっていくだろうというふうな思いであります。伊勢市さん、あるいは県内でも多くの市町でやられているんですけども、いわゆる費用が20万ぐらいで、それに対してということで、最高は5万とか10万とかというような、そういう形の中で行われているというのは聞かせていただいております。

それは、一つはやはり国のほうで、昨年、一昨年ぐらいかな、緊急経済対策で、それを活用してという形の中で、事業実施されたところが、非常に多くてですね、従いまして、その担当部局なんかは、商工担当とかですね、そういったところの部分でやられているというのが、実は今の県内の状況だというふうに思っております。

その中でですね、我々としても田邊議員おっしゃる、そういった形のものを、どこまでどんなふうに広げていったらいいのかというのが、正直のところちょっと判断がつきにくいというのが、今の現実ですので、正直申し上げまして、先ほど言いました防災対策とか、あるいはそういう介護の必要な人のリフォームとか、そして、一つこれからちょっと考えていかなければならないと思っておりますのは、農業集落排水事業等々でですね、いわゆる接続をしていただく、その方の中でですね、実は入口までは町のほうで面倒みますが、宅内の改造ということについては、お風呂やあるいはトイレのつなぎ込みには、当然いろんな中身を改修していかなければならんという、そののところにはですね、やはり経済的に多少負担のかかる方がみえるのかなということの中ではですね、検討の余地があるのかなというふうに思っておるところです。

従いまして、現在のところは、先ほど申し上げましたような形の中で、少し進めていきたいなど、そのように考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

田邊議員。

○7番（田邊ひとみ） 町長答弁いただきまして、町長述べられましたとおり、耐震とか太陽光とか介護とか、その中では、去年は新設されました、ブロッ

ク塀除去の補助とか、そういう新しい取り組みも、しっかりされていると。そういう部分も、私も高く評価したいと考えております。ですけれども、近隣市町の状況とか、どこまで広がっていく、際限なく広がっていくという部分、また本当この農集での宅内配管の工事って、前一度私もどっか質問かなんかで、言わせてもらったんですけど、そういう部分での負担というの、本当これから大きくなっていくので、それは是非とも考えていっていただきたいと思っております。

先ほど、町長も言われましたし、私も言っているんですけど、松阪市のリフォーム助成ですけれども、これまだ細かな内容というのは、今年度中ぐらいを検討するというので、業者の皆さんの意見も聞いて、地域の皆さんの意見も聞いてということで、決めていくというんですけども、概要といたしましては、松阪市の豪商の町をイメージしたということで、そのなかでも商業の活性化を目的とする店舗リニューアル、高齢者・障害者福祉を目的としたバリアフリー改修、過疎地域における空き家対策を目的とした住宅改修、子育て世代への支援を目的とした改修ということで、本来である、私たちが求める住宅リフォーム助成制度とは違う、少し制限のあるというか、そういう形を柱にもっていこうというようなことを打ち出されておりますけれども、そういう部分から町長も言われましたように、リフォーム助成制度というものを広げていくということも大事なことだと考えております。

特に、明和と松阪では環境的とか、産業、商業、違いがあります。明和町には明和町の個性がございますけれども、そういう部分をしっかりと明和町では、何が今一番大事なのか、これからの齋宮跡を核にして、いろいろ観光も広げていかないかんって、そういう部分も全部含めまして、明和町の発展にとってつながる、そういうような制度づくりというのを、今後ともしっかりと検討していっていただきたいと考えております。そういう部分につきまして、先ほどもちょっと町長も言われましたけれども、そういう商業面とか、その齋宮跡のそういう、これから発展していくこと。そういう部分でのリフォームとか、そう

いう部分に関してのお考えというのは、少しでもありましたら、聞かせていただきたいと思いますけれども。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 齋宮跡に関連してということでございますけれども、一つに、これからまだまだ検討の余地はあるんですけれども、参宮街道の整備という形の中ではですね、いわゆる景観整備という部分の中では、古く残って、まだ江戸時代の参宮街道のころの面影が残っている、そういう住宅に対してですね、いわゆる、それを維持していただくために、何らかの対策が少し考えていかなければならんのかなと、そんなことは思っております。

高山とか、いろんな歴史的な景観が残っているところについては、逆にそういう助成をしながら、いわゆるその景観を保っているという、そういう部分もあろうかと思っておりますので、そういったところは、これからちょっと今年から来年にかけて、調査をやって、そしていわゆる残すべきものは残すような段取りでいきたいというふうに思っておりますので、その時点でまたいろいろと考えさせていただきたいなど、そのように思っております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

田邊議員。

○7番（田邊ひとみ） お答えいただきましたけれども、いろんな方面で、いろんな発想で、こういう助成制度というのはつくれていけると思っています。そして、または弱者救済ということは、これは本当一番大事なことだと思っておりますので、そういう発想、柔らかい頭で、いろいろなものを検討していただきたいと考えております。

で、先日来、町内の建築業者さん、小さな業者さんなんですけれども、そういう方とお話をしておりますと、景気の低迷等、これからの日本の税金の形、TPPの影響もございますけれども、これを考えると、どうしても中小零細起業にとっては、もう生きるか、死ぬかの選択を迫られるんじゃないかと、そのような気分になる、そのようなお話をされております。そんな中で、先ほども言

っておりますけれども、少しでも安定した経営をしていくため、助成制度を創設していただくということには、大きな期待をすると、業者の方は言うておられます。

また、そのような制度ができましたら、それをフル活用して、地域に貢献していける会社経営をやっていきたい。そういうふうにもお話をされております。あと、そのお話の中で出てきましたんですけれども、他の市町、近隣では特によく目立つのは、鳥羽市などで行っております、定住支援制度とか、新築祝い金とか、利子補給制度、また太陽光発電に対する助成等も、もっと町内の業者を活用して、自分たちを使ってくれ、そういう自分たちが動けるような制度をつくってくれたら、取り入れてくれたらいいのになという提案をいただいております。このことに関しましては、また回を改めて私も、まだまだ学習をしていかなければいけませんので、今回は大きく質問はいたしませんけれども、最後にこの1点だけ、このような業者さんからの提案に対しまして、明和町長としては今どのようにお考えになっているか。現時点でのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 中小の小規模の事業所さんに対する、その支援というのは、これから一つの行政としての課題だろうと、そのように思っております。大きな業者さんは、町の公共の発注事業についても、それなりの資格を持ち、受注をしていただくという機会、そういうものを増やしていくわけでありますが、いわゆるそういう入札に参加をしていただけないというか、それ以下ですね、事業所さんにとってはですね、町としてもいろんな機会を通じてですね、いわゆる随意契約とか、いろんな形ができるような、そういう手立てというのをですね、現在もやっているわけでありますが、もう少し幅広くですね、適応してまいりたいと、そのように思います。

そして、鳥羽市さんの例をおっしゃっていただきましたけれども、町として、

今のところ、人口を呼び込むために、いろんな手立てをするというような考え方はですね、今のところちょっと持ち合わせておりませんが、ある程度、国とか県のいろんな制度に乗ったなかでですね、そういう中小企業さんに反映できるような、そういうものは今後いろいろと研究をしてみたいと、そのように思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

田邊議員。

○7番（田邊ひとみ） 本当業者の方、建築業だけではないですけど、いろんな業者の方が、いろいろなことを明和町に対して、期待の声をあげていらっしゃいますので、是非とも、本当に柔らかい頭で、いろいろなところへアンテナを伸ばしていただいて、いろんな対応をチャレンジしていただきたいと思います。

日本の情勢自体、本当非常に不安定でございます。社会保障の削減メニューなども打ち出されており、先の見えない不安を抱えて日々を過ごしているのは、自営業の皆さんだけではなくて、明和町にお住まいの多くの皆さんが抱えている不安だと、私は考えております。国の動向、これをしっかり見極めること、これがまず一番大切でございます。ですけれども、自治体がやるべきこと、これは一人ひとりの生活をしっかりと支えていくまちづくり、そして、町民の皆さんが平和に暮らせるまちづくり、このことに関して、これは本当に懸命に取り組んでいただかなければいけないと考えております。そのことを、この場所で最後にもう一度、強く要望いたしまして、本日の私の質問、終わりにさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（北岡 泰） 以上で、田邊ひとみ議員の一般質問を終わります。

○議長（北岡 泰） お諮りします。議事整理ため、暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北岡 泰) ご異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

前の時計で35分まで。

(午前 10時 23分)

○議長(北岡 泰) 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 10時 35分)

2番 江 京 子 議員

○議長(北岡 泰) 2番通告者は、江京子議員であります。

質問項目は、「防災行政無線」の1点であります。

江京子議員、登壇願います。

○2番(江 京子) 2番 江京子。よろしく申し上げます。通告に従いまして、質問させていただきます。東日本大震災が発生して、既に2年半が経ちました。しかし、復興はまだまだ時間のかかる課題です。何としても被災された人々の元の生活を取り戻さなければなりません。震災が起こるたび、正しい情報の伝達方法が問題になるところです。防災は市町村が担う主要な任務の一つで、特に災害時における情報収集や、情報伝達は市町村にとって、必要、不可欠な責務です。その機関部分を担う都道府県防災通信ネットワークは、全国的に整備されていますが、通信システムの急速な進化のもと、高度化への対応など克服しなければならない課題が多いのが現状です。

そこで、お尋ねします。明和町における防災通信システムの現状は、どうなっているのか、お答えください。

○議長（北岡 泰） 江京子議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います、町長。

○町長（中井 幸充） 明和町におきます防災通信のネットワークのシステムについてのご質問をいただきました。この通信システムは大きく分けて、国との直接による通信システム、そして、県との通信システム、そして、町から住民に対する通信のシステム、この大別すると大きく三つに別れるというふうにご理解をいただきたいと思います。

国との通信システムにつきましては、皆さんもご承知のように、全国瞬時警報システム、J—ALERTというのがございます。これは通信衛星と市町村の同報系行政無線を利用して、緊急情報を住民に瞬時に伝達をするシステムでございます。

町といたしましては、2009年9月から導入をさせていただいております。併せまして、専用回線のメールがございまして、これエムネットと申しますが、これらも市町村に対して一斉に情報が伝達をされます。

二つ目は、三重県との通信システムでございます。一つは気象とか、そういった情報を配信する、気象情報配信システムというのが、実はございます。それとですね、防災行政無線電話というのが、実はございます。これは衛星系、あるいは地上系、有線系、その3種類がございまして、いわゆる県と市町、そして、消防本部あるいは警察、災害拠点の病院、医療機関、国等の防災関係機関との間においてですね、災害時における迅速な的確な情報の収集を行うために、いま設置をされています。

三点目は、町整備の防災行政無線であります。これは皆様、ご承知のように、同報系無線としての屋外子局、そして、各家庭に戸別受信機、町内部におきましては、移動系無線でございまして、車に登載をしておりますものと携帯用の無線、そういったものを、今、整備をしております。今、町としての課題はですね、実はこの防災行政無線が、平成5年度から整備をしまいいりました。設置後、もう20年を経過するわけでありまして、新たなデジタル化という課題も

含めてですね、老朽化対策というのを、これからもう一度改めて考え直していかなければならない。今後の通信システムの構築を再検討していかなければならない、そういう立場に今、置かれております。

お話にありましたように、災害時の情報をどのように住民の方に伝えていくか。そのことは、これからの大きな課題として捉え、対策を練ってまいりたいと、そのように考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました、江京子議員、再質問ございますか。

江議員。

○2番（江 京子） 確かに、明和町の行政防災無線の設置は、近隣の市町の中ではうらやましがられるほどの早い対応でした。特に、各家庭に設置された防災無線、戸別受信機は画期的でした。本当に近くの友だちからも無料で各家庭に全部あるなんて考えられないと思われているぐらい、すごいと言われたものでした。

お聞きします。各家庭に設置されている防災無線、戸別受信機の設置状況、どのようになっているか、教えてください。また、その種類についても教えてください。各家庭に設置されている戸別受信機については、以前の委員会でも、状況確認を自治会の協力をいただいて、されてはどうかと要望させていただきましたが、どうも進んでいないように思います。今後の対策はどのようになっているかお答えください。

災害時には、情報伝達は地域の住民にとって、必要不可欠で防災無線がきちんと機能しなくてはいけないのです。この戸別受信機ですが、私自身きちんとした使い方など知らずにいたのが現実です。ですが、東日本大震災以降、とても気になりました。コンセントにつながっているのに、電池はどういう仕組みをするんだろう。電池が古くなって、ランプが点滅していても気にしないで、ある時、ふたを開けてみて、腐敗した乾電池を見てびっくりといった住民の方も多いのではないのでしょうか。戸別受信機の不具合の問い合わせの件数、それに対しての対応策などについても、お答えください。まずこの3点について、

お答えください。

○議長（北岡 泰） 江京子議員の質問に対する答弁、防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 3点について、ご質問いただきました。まず1点目でございます。戸別受信機の設置状況等についてのことでございますが、当町では防災行政無線戸別受信機の無償貸与を実施しておりまして、平成25年8月末時点で、登録台数は6,112台となっております。また、内訳といたしましては、日立製が5,153台、リズム社時計製が550台、ライジング製というのがございます109台、この3種類について導入しております。

次に、戸別受信機の状況確認、以前からのご質問にもございまして、使い方等をちゃんと周知していったことをご意見等もいただいております。現在、戸別受信機の貸与時に、その取扱説明書の配付また解説等、使い方について行っておるところでございますが、やはりご質問のとおり、正確に正しく使われていない状況の方もおられます。

そういったことから、行政チャンネルの明和防災情報とか広報、こういったもので正しい取り扱いの説明を行っておりますので、また、こういった取り組みについては、順次、進めさせていただきたいと思っております。

また、戸別受信機の不具合の状況等についてのご質問もございました。ご質問のなかでございました、電源ランプが赤く点滅するというのは、中に内蔵しております乾電池の寿命がきているよといったことを表しております、そのままにしておきますと、乾電池の液漏れ等で故障の原因となるといったことがございます。

また、放送は問題なく聞こえてもですね、ランプの表示の不具合などで、点滅する受信機等もございます。特に、問題があるものにつきましては、受信機を交換するなど対応しているところがございます。また、平成24年度のこういった不具合による交換件数でございますが、年間で51件ございました。以上でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。江議員。

○2番（江 京子） お聞きしたところによると、一番早く設置された受信機が5,153台ということで、うちにもある壁にかかっているものだと思います。やはり、その使い方というのが、わかっていなくて、電池がなぜってということで、ちょっとお尋ねしたところ、停電になった時に、その電池に切り変わって、防災無線が聞けるようになるというのも聞いて、なるほどなというふうな形で納得したわけです。

後、新しい機種が、一番新しいのが109台ということですが、私も新しい機械がどんなのかなというのには知らなくて、教えてもらったところ、コンセントを抜いて移動して持っていけて、なおかつラジオが付いているものになっているということで、それがいいなあと、私も思ったわけなんですけど、そういうことも、もうちょっと住民さんに周知していただけたらなと思います。

一番多く設置している壁に設置型ですと、その部屋にいないでは聞こえない。それで、意外に居間に設置している方が多い中で、うるさいというので、コンセントを抜いてしまっている家なんかもあつたりします。住民さんが情報をもらうのは、やっぱりこの戸別受信機がすごく大切なものなんだよというのを、住民さんのほうにも、もっともっと今、課長が言われたように、行政チャンネルとか、そういうのを使って周知していただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

やはり、この戸別受信機についての状況確認というのを、今一度きちんとしっていったほうがいいのじゃないかなというのを、いろんなところの災害時について思うところですので、よろしくお願いします。

次に防災行政無線の親機について、質問させていただきます。毎年、地元の祭の録音をしにきていますが、そこでいつも思うことは、失礼ですが、この防災行政無線の親機、大丈夫かなというふうに思います。先ほど、町長さんもお答えいただいたように、平成5年に設置して、もう20年そのままの機械ということで、よく電気屋さんなんかで言われることは、電気製品の修理用の部品は、

長くても10年たったら製造が中止されるんやよって、早いものは5年で、もう修理するより買い変えたほうが安いよと、よく言われるわけです。

しかし、この防災行政無線の値段というのは、とても高額だということを聞いております。ですけど、やはり災害時においては、この親機が基になるわけですので、何としても計画を立てて、できれば入れ替えてほしいなというのが、私の希望ですが、町長さんはそこら辺のお考えはどう持ってみえるのか、お聞かせください。

○議長（北岡 泰） 江京子議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 防災行政無線を取り替えたかどうかというご指摘でございました。先ほど申し上げましたように、平成5年に設置、整備をしてきたところであります。一度、平成12年に一部の部品の取り替えを、実は行って現在に至っておるわけでありまして、耐用年数そのものは先ほどご指摘ありましたように、電気製品、約10年ぐらいいかなというふうな思いでございます。

平成13年にですね、実はデジタル化という話、防災行政無線のデジタル化というの、実は認められておまして、今日的な対応ということになれば、デジタル化というのを、やっていかなければならないのかなと、そのように実は考えておりますが、しかしながら、実は私ども今まで戸別受信システムということとか、屋外子局を設置してきたという状況がございます。これを全部アナログでやっておりますので、総て取替えやなあかんという話に、相成ってきますと、デジタル化をするためには、大体ざっと7億円程度の費用がかかるというふうに、実は今、言われております。

従いまして、我々としてはアナログとですね、今の機械と、そして、これからのデジタル化に対応していくような、両方との方式を取り入れていくべきかなというふうな思いで、ちょっと検討をさせていただいております。総てを取り替えるという形になってきますと、もう一回新たに一からやり直さなければならないという、そういう思いでございますので、我々としては、デジタル方

式とアナログ方式、これを併用した形で、しばらく続けていきたいと。そのなかで最終的にデジタル化等々に、いい補助金があれば、それに伴って対応策を考えていきたいと、そのように考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか、江議員。

○2番（江 京子） 確かに今の明和町の現状をみますと、せっかく去年も屋外の装置も、新しく設置してもらった部分もありますし、とても莫大な費用がかかるのもわかります。しばらくアナログとデジタルと併用してというようなお考えなのも、よくわかりますので、これからもよろしくお願いします。

しかし、以前の1995年の1月に発生した阪神淡路大震災でも、兵庫県の衛星通信が、地震発生6時間、消防行政無線は14時間停止、とても防災の活動にも大きな問題を起しておりました。また、新潟の中越地震では、新潟県の防災行政無線の機能が停止して、旧古志郡の山古志村の土砂崩れなどの状況が全くつかめないというような状況も発生しました。

また、2011年3月11日に発生した東日本大震災では、とても強い地震の揺れと、太平洋沿岸に発生した大津波によって、通信網や基地局が寸断されて、とても長い時間の通信の断絶が起こったようなわけです。そういった中での、地域の伝達になる防災無線などの防災通信ネットワークは、災害対策上、基幹的通信であることが、改めて認識されるものではなかったかと思います。

明和町でも、海岸を有した町ですので、津波に対しての取り組みが急がれています。東日本大震災では、災害用の伝言ダイヤルや、171や、ツイッターなど、多様な情報伝達手段が、家庭や職場等の連絡手段として、重要な役割を果たしたわけです。このような情報手段の活用を進めるとともに、さまざまな情報が飛び交う中で、正確な情報の受発信を行うためにも、情報活用能力を高めることが重要に思われています。

そういったソーシャルネットワークに対するお考えは、どのように持ってみえるのか、お聞かせください。

○議長（北岡 泰） 江議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 大規模な災害が発生した場合の取り組みということでございますが、ご案内のように、災害が発生すると必然的にいろんなところからの電話が、安否確認のための電話が集中するというのは、ご案内のとおりでありまして、そのためには電話とか、通信会社が意識的にダウンさせるという、集中してパンクしてしまうといけないのでということで、そういうこともあって、なかなかつながらないというのが現状かなというふうに思っております。やはり東日本の時は、平常時の大体50倍から60倍ぐらいの電話が殺到したという、そういう中身の中で、長時間つながらなかったという、そういう状況が実はございました。

しかしながら、家族や知人が安否確認をやるためにということの中で考えられたのが、災害用伝言サービスというふうに聞いておりますし、それらをやはりもっと実は普及という大変なんですけれども、こういった場合にはこうなんですよということを、やはりもっと多く町民の方にですね、知らしめていく必要があるのかなというふうに思います。

現在では、災害用の伝言板ということで、パソコンとか、それからスマートフォンとか、そういった機器を使いながらもできるという、そういうものも各通信社等々が用意をしておりますので、我々としては、災害時のそういった部分については、まずそういった各社の通信網を利用させていただいて、やっていただく、そういうPRをまずしていかなければならないのかなと、そんなようなことを思っておるところであります。

ただ、それにしてもですね、いわゆる電源という問題が、必ず実はひっかかってきます。先ほどの防災行政無線も同じですが、電池が切れれば、その時点で通信が途絶えていくという形ですし、携帯電話もしかりでありますので、我々としては、それに代わるものとして、どういう災害情報、災害のものを住民の方に伝えていくか。そのことの研究をきちっとやっていかなければならないというふうに思います。

東日本の例でいきますと、やはり広報車なり、あるいは避難所へのいろいろな情報伝達、そういったものも、やはり系統的に、やっぱりやっていく、そういうシステムをですね、やっぱりきちっと考えていかなきゃならないというふうに思っております。今まだ、いわゆる機器が正常に動くということを前提に、いろいろ話をしておりますけれども、それがまったく電源等が途絶えた時に、どするかというところにはまでは、まだちょっと踏み込んでおりませんので、そういう点も踏まえてですね、これからまだ災害に対する情報伝達のあり方、そのものについて、もっともっと研究してまいりたいと、そのように考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか、江京子議員。

○2番（江 京子） 電源が途絶えた時、人々は本当に混乱して、パニックに陥ると思っております。今、災害用伝言ダイヤル171、体験週間中というのが、ラジオでよく流れております。私も一度やってみました。普通の正常な神経の時には、向こうから流れる音声を聞きながらできるというふうに思いました。自分でもやってみて。

でも、これがパニック時や、そういう精神的にパニックの状態の時に、はたしてうまく使えるのかなというのも、何回かやってみて、これも一つの訓練なんかなというふうに思うようなところがありました。また、今、若い人たちによくお聞きしましたら、意外にも車のシュガレットのところで充電するような機器を自分で購入していたり、また手動式のラジオとライトとなんかすごく音が出る。自分の居場所を知らせるような音がでるような、グルグルまわしながらするラジオというのも持っている方が、この間、防災・減災を考える会という講習をさせてもらった時にも、持ってくる若い方が多くみえましたので、意外に若い人たちも、そういう災害時に対しての意識というのは高まってきているのかなというのを感じたところでした。

また、ちょっと調べたところによりますと、国土交通省では、防災まちづく

りの支援事業の中に、災害情報の提供、災害時の情報伝達手段の充実、防災行政無線の整備、デジタル化の推進、防災用広域カメラ設置のメニューがあるようです。

三重県尾鷲市では、防災情報発信システムの構築等による、情報伝達の多重化に取り組んでいると聞きましたので、ちょっとお聞きしに行ってきました。その中では、やはり明和町と尾鷲では、丸きり地形も違いますし、とらえ方も違うのもわかるんですが、やはり、今いろんなところで被災した方のお話を聞くと、今の情報は一方通行で、自分たちが受け身、すべて受け身で捉える情報、そうするとものすごく不安になって、自分たちの今の状況を発信する手立てがないということで、尾鷲のほうでは放送を、防災無線のエリアワンセグで発信する、音声・文字・映像情報というのに取り組んでいると聞いてきました。

本当にこちらの映像が、いま大丈夫です、生きています、けが人がいますというような情報が映像で映るとするのは、対策本部にとっても、とても有効な時間のロスのない、いい部分だと思います。そういう部分は住民の安心できる、情報発信システムの構築は必要だと思うんですが、町長は明和町の状況の中で、どういう考えをされているか、お聞かせください。

○議長（北岡 泰） 江議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 江議員のほうで尾鷲市の状況を視察をされて、先ほど、お言葉にもちょっとございましたように、明和町と尾鷲市とは立地条件等々、非常に異なる部分があるかと思えます。尾鷲市さんの取り組まれた、このシステムにつきましては、土砂災害ということ为前提に、そして、集落が孤立するということをしてはいかんという、そういうことを前提に、このシステムを構築されたというふうにお聞きをしております。

従いまして、たぶん土砂災害で道路が寸断された、孤立する集落、そこといわゆる災害対策本部とのやり取り、それが可能になるようにという形の中での、ライブカメラとか、IP電話とか、それから、先ほどおっしゃったエリアワンセグというような形の中で、映像も送受信できるという、そういうシステムを

購入されて取り組まれているというふうに、私もお聞かせをいただいております。

それを即ですね、明和町に置き換えて対策がとれるかということ、ちょっと、そこまでですね、正直なところ明和町で孤立するような集落があるのか、ないのかとか、そういうようなことを考えますと、少し尾鷲市さんの状況は違うのかなと、そのようには思います。しかしですね、実は今、明和町の場合も一応国交省さんのほうにお世話になってですね、海岸の部分につきましては、津波ということもありますので、ライブカメラが5台、それぞれ設置をしておりますし、台風の時とか、あるいは高潮とか、そういった時にもですね、映像でその状況を確認できるという、そういうシステムの導入をしております。

しかしながら、それだけで満足かということ、そうではありませんので、いろんな形の中でですね、通信機器を使って、総体的に情報収集、あるいは情報伝達ができるようなシステムというのを、先ほども申し上げましたけれども、考えていかなければならんのかなと、そのように思っております。

正直に申し上げまして、それぞれの地形とか、あるいは災害の発生の度合いとか、そういうようなところを勘案しながら、我々としては取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか、江議員。

○2番（江 京子） やっぱりいろんな情報は、一方通行ではいけないと思います。送受信できるような、いいシステムがあれば、それに、また取り組んでほしいと思います。私もこの間、櫛田の国交省の事務所にお邪魔して、海岸線に設置されているカメラの映像を見せていただきました。その海岸の状況が本当に克明に見れて、もし津波がきても、その場に行かなくても、もう危ないというのがわかるような画像が、瞬時に映っていくのを見せていただきました。やっぱり、東日本大震災の時も、消防に従事する方々が、そのためにたくさんの命を失ったということもありますので、明和町も海岸線があ

りますので、その点もまた考えていってほしいと思いますので、よろしくお願ひします。

次に、屋外拡声子局の状況について、お尋ねします。災害が発生した時、多くの人は、どこで被災するかわかりません。今の明和町の屋外拡声子局は、近くはうるさくて、遠くは聞こえにくいとされています。音達距離も200mから300mということで、去年も3基、新しく追加していただいたわけです。東日本大震災の教訓からも開発された、従来よりも音達距離も長く、明瞭に聞こえるスピーカーが、今できているのを見せていただきました。

それは遠くもはっきり聞こえて、近くには優しくてといったものだそうです。2007年3月25日に発生した能登半島の地震では、屋外拡声子局の放送がありながら、音声が悪く住民に的確な災害情報が届かなかったという状態もありました。明和町は平野ではありますが、住民がどこにいても、正しい状況が聞けるような計画を立てていってほしいと思います。

ところで、今年8月8日、4時56分に緊急地震速報が流れました。私は伊勢にいましたが、屋内でしたので、みなそれぞれの携帯から、なんか嫌な音が流れるなって、なんか久しぶりの嫌な音だなと思いましたが、緊急地震速報が流れておりました。

その時、やはり何もできないで、なんか揺れるのを待っているような自分を、全然訓練できてないわって反省したわけだったんですが、携帯テレビでは速報が流れたんですが、その時の明和町の防災無線はどのように機能していたのか教えてください。近隣の人たちにお聞きしても、みな余り覚えていないとの返事が多く、どのように対応されたのかお聞かせください。

○議長（北岡 泰） 江議員の再質問に対する答弁、防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 失礼します。8月8日の和歌山県北部を震源といたします地震に関する緊急地震速報ということで、明和町のJ—A L E R Tが正常に機能していたかというご質問でございます。8月8日の4時56分ごろでございましたが、先ほど申しました、震源とする地震に関する緊急

地震速報につきましては、当町の J—A L E R T、正常に、結論から申しますと機能いたしました。

緊急地震速報と申しますのは、震度 5 弱以上の地震が起きて、震度 4 以上の揺れが届く地域に、情報が送信されるわけでございます。当町の J—A L E R T は 4 時 55 分 59 秒に、速報を受信しましたが、三重県の地域は既に地震が到達したと思われる地域であったため、自動機動はされず、放送はされなかったということでございます。この一連の流れは正常な動作でございます、県内のほとんどの市町では、同様の状況にございました。

逆に、先ほどのご質問の中にもございましたとおり、携帯電話あるいはテレビ等での緊急地震速報、これはちょっとまた対応が異なっております。携帯電話等の通信業者に送信されました情報につきましては、地震の揺れが到達している地域かどうかといった判断はいたしません。ですので、震度 4 以上の揺れを想定する地域に対して、一齐にメール送信等をされますので、揺れが到達しとる、しとらんということではなしに、一齐送信のなかで、それぞれの携帯電話等に、そういった情報が配信されるというシステムでございます。

そういったことからですね、J—A L E R T、それとそういった通信業者のエリアメール等は、いろいろな形の中で異なった対応をとっておるということで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか、江議員。

○2番（江 京子） そういう仕組みになっているのなら、本当に自分たちの持っている端末受信機で、そういうふうないろんな情報が受けれるというので、住民さんも、なぜ町のが動かないのかなというふうに、不思議に思われて、結構お電話をいただいたわけなのでお聞きしました。

携帯の情報、端末分野の成長はとてもスピードが早くて、驚くばかりです。9月5日の日本経済新聞によれば、韓国サムスン電子が、4日、腕時計タイプの携帯情報端末を、25日から欧州などで発売すると発表しました。日本と米国

は10月にも販売するというような情報でした。消費者が身につける、エアライブ端末は、スマートフォンに次ぐ、携帯端末とも言われています。この新型端末は腕に巻き付けた状態で通話、1.63インチの画面でメールを表示できるといったもので、カメラやスピーカーなどを備えた、スマホの基本的な機能も持っていると言われています。

今後、何年か先、本当にいろんな情報が瞬時に自分、個人にくるような状況になってくると思います。明和町でも、これから情報を得るためにいろんな手段を考えてほしいと思いますが、最後に、行政防災無線、全体に関しての町長のこれからの取り組みについて、お聞かせ願いたいと思いますので、お願いします。

○議長（北岡 泰） 江議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 防災行政無線全体につきましては、まずは我々が今、使用しております無線自体、これは先ほども答弁申し上げましたように、デジタル化、そういったものも含めてですね、何とか突発的な災害に対応できるように、早急な対応策というのを考えてまいりたいと、そのように思うところであります。また、電源がダウンした時にどうするかという、そういう部分もございます。災害時にご案内のように、東日本の場合でも長期間、電力が供給されません。

従いまして、その場合の対応策というのを、どのように構築していくか。それも一つの課題でありますし、直下型の地震であれば、我々の機器そのものもですね、使えるのかどうかというような、そういう状況にもありますので、第2、第3のですね、いわゆる情報伝達手段というのも考えていかなければならないと、そのように思います。

例えばですね、災害時のFM放送というのなんかもですね、一つこれから視野に入れていかないのかな、そのように思います。FM放送であれば、車のラジオで聞けるという、そういう状況がありますので、それも情報伝達手段の一つかなというふうな思いであります。

従いまして、我々はですね、あくまでも災害時における町民の皆さんの生命・財産を守るためにですね、いろんな情報を的確に住民の方に伝えていく、そのあり方というのはですね、単に防災行政無線だけではなしに、さまざまな角度でこれからも研究をしていかなければならないと、そのように思っております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

江議員、再質問ございますか。江議員。

○2番（江 京子） これから明和町のそういう情報システムに対しては、いろいろ課題もお金もかかっていくことと思いますが、これから住民の人々が安心して情報が受けられる環境づくりをお願いして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（北岡 泰） 以上で、江京子議員の一般質問を終わります。

3番 松本 忍 議員

○議長（北岡 泰） 3番通告者は、松本忍議員であります。

質問項目は、「学校教育について」

「高齢者支援サービスについて」の2点であります。

松本忍議員、登壇願います。

○3番（松本 忍） ただいま議長から登壇のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。最初に、これからの将来を担っていく子どもたちの教育について、質問をさせていただきます。まず、学校教育についての環境についてですが、1点目は、学校教育施設の維持管理について、お伺いします。

明和町には、六つの小学校がありますが、まず学校の顔である校舎について、建設してから現在まで、外壁の塗装等、メンテナンスはどのように行われてい

るのか。また、その整備についての計画を持っているのかを、教えてください。

○議長（北岡 泰） 松本忍議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。教育長。

○教育長（西岡 恵三） 先ほど松本議員から小学校校舎の維持管理状況または今までのメンテナンスはどのようにしているかという質問でございました。ご存じのように、町内6つの小学校がございます。校舎建設年度から言いますと、大淀小学校が一番古く、昭和39年。その他の学校については、昭和50年代に順次建設されまして、一番新しい下御糸小学校では、昭和61年という状況でございます。

現在までの間に、校舎のメンテナンスで、どのようにしてきたかということですが、すけれども、大きなものを申しますと、一番古い大淀小学校では、61年には廊下、トイレ等の内装の大規模改修。下御糸小、修正小以外の4校については、平成10年から平成16年にかけて、校舎の耐震工事、それからバリアフリーの改修工事を施してまいりました。

下御糸小学校、修正小学校は、耐震工事年度より以後で建ててありますので、耐震工事はされておりましたが、下御糸小については、内装について、教室の廊下側の仕切りですけれども、それは全部取り替えてしましましたし、修正小には屋上の雨漏りがございましたので、屋上の防水工事等々、施してまいっております。

このように、各校の実情に応じて校舎のメンテナンスを図ってまいってきたわけですけれども、しかし、大淀小学校は50年、それから他の5校でも、建設から30年以上という、経ってきているということです。外観、塗装等についても、なかなか老朽化が目立っているというのも見られます。

中でも、ある学校においては、塗装がもうはげてきているじゃないかという指摘も受けておりますので、これから何らかの対策を計画的に講じていかなければならないというふうに考えているところでございます。私どもとしては、中学校の建設を第一に、今、考えておりまして、大淀小学校の改築移転等々、目

途を付けながら、他の小学校の大中規模の改修の計画を検討していかなければならないというふうに思っております。

これからも皆様のご支援をいただきながら、この計画を遂行するためにも、よろしくお願ひしたいというふうに思います。以上です。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

松本議員、再質問ございますか。

○3番（松本 忍） ありがとうございます。それでは、教育長、先ほどですね、現状も十分把握しておいてもらえますようですから、計画的に、具体的に、これから事業を実施に向けて、お願ひしていきたいと思います。

それで、今回、小学校だけについて質問を行いました。幼稚園・保育所につきましても、同様だと思います。よろしく計画を進めていただいて、計画的に進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

次に、小学校の運動場にかわりますが、同様整備されてから、どのように維持工事がされていたのか、経過と現在どのような管理を行っているか、教えてください。

○議長（北岡 泰） 松本議員の質問に対する答弁、教育長。

○教育長（西岡 恵三） 運動場につきましても、その都度、その都度、実施して、悪いところを、できるだけ直していくというような方向をとっております。現在は、上御糸小学校は、前年、改修をいたしました。そのほかにも、今、明星小学校でも中規模改修といいますか、側溝の整備と表面整備を施したところでございます、19年です。

そのようにして、各学校でここが問題であるというところについては、その都度メンテナンスを施してきているというような状況であります。一般的には、普段の整備ということは、学校の管理下においてありますので、その分の維持管理の経費は、各学校でみています。砂などの購入とか、土の購入とか、そういうものについての日常の維持管理については、学校管理課で行っていただくというのが原則でございます。

現実的に修理ということでございますけれども、一定の授業に使用するのに、差し支えないような整備をしていくというのが、一つの原則でございます。この間の雨の後、校長会を開きまして、今年この昼から運動場を使えるかと言ったら、十分使えますということで、体育の時間であれば、その使用ができるというような状況も聞いておりましたので、現在では、そのことについては、こちらのほうには問題的なものはあがってきておりません。

ところが、中には小石が出てきたとか、そういうことがございますので、また、そのことについても、各学校の実情に応じて、整備をしていきたいというふうに思っています。以上です。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか、松本議員。

○3番（松本 忍） 先ほど教育長のほうから部分的な工事はした、それと面的な工事をしたということお聞きしましたけど、実際、私も各学校のグラウンド整備と関わらせていただいてもろたこともありますけども、私の知る限り、斎宮小学校はあそこは全部基盤ですね。基盤を成形して、10cmの良質土を置いて、それはある程度完成されたものだと思います。

私も、日頃より使用して、スポーツ少年団活動等で使用している、明星小学校につきましては、部分的に校舎側の10mだけ、表面を5cm入れ替えただけです。校舎側の側溝も入れましたけども、現在、グラウンドの東側につきましては、まだです。私もスポーツ少年団で使用した後、トンボというもので表面をかいて、ならして補修するわけなんですけれども、その時に、するたんびに小石が出てきて、それでまたひどいところでは、昔の体育館の跡とか、そういう構造物などのコンクリートも出てくるようなところがあります。

せめてですね、ほかの小学校で、大淀小学校でも、その他の小学校でも、表面的にはきれいかもわかりませんが、そういうところが多くあると思いますので、これから、これも計画を立てて、せめて斎宮小学校程度の整備はしていただきたいと思えますんやけど、教育長のお考えを、答弁をお願いします。

○議長（北岡 泰） 松本議員の質問に対する答弁、教育長。

○教育長（西岡 恵三） 我々としては、体育の時間、授業、授業で使っていく運動場の整備というのを原則にしております。石ころが出てきているということも、聞かせてもらう中で、抜本的な工事をしていくと、中途半端にしまうと、どうしてもいけませんので、やるからには抜本的に、ある程度のきちっとした整備をしていきたいというふうに思っています。それには計画的にしなければなりませんので、その点について、また検討をさせていただきたいというふうに思っています。以上です。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか、松本議員。

○3番（松本 忍） 今までのやり方では抜本的な工事というのは、本当にやってないと思いますんですよ。これから計画を立てて、抜本的に各小学校とも同じように、使いやすい、いいグラウンドにしていきたいと思います。それですね、もう一つ先ほど、土・砂の関係、各小学校にお任せして、補充等してあると、教育長言われていましたよね。ですけども、私、以前、小学校にですね、スポーツ少年団の運動の関係で、山砂を買ってくださいということを一遍お願いしたことがあるんですよ。そうしたら、もう校舎内のワックスを買うだけで、もう予算がいっぱいで、学校ではなかなか買えないというような返答が返ってきたんです。これ小学校のグラウンドですね、学校だけではなく、社会体育でも皆さん利用しているんですから、それはそれで、状況を見極めた上で、教育委員会で予算をもって、それぐらいことは配慮して、無くなったな、あそこへ入れてあげようかということをしていただいたらいいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（北岡 泰） 松本議員の再質問に対する答弁、教育長。

○教育長（西岡 恵三） そのことについても、検討していきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。松本議員。

○3番（松本 忍） それでは、すいません。よろしくお願いします。

それでは、次に2点目に入りますが、先般、小学校6年生、中学校3年生を対象にした全国の統一学力テストの結果が報道され、小学校は国語と算数、中学校は国語と数学が行われました。それで、三重県は47都道府県中43位でありました。三重県全体の平均点ではありますが、このことにつきまして、教育長はどのようなお考えですか、お伺いします。

○議長（北岡 泰） 松本議員の質問に対する答弁、教育長。

○教育長（西岡 恵三） 今回の全国学力状況調査は、すべての小中学校、中学校は3年生、小学校は6年生で実施されました。その結果が、8月末に全国一斉に発表されたわけでありますが、それについての感想を述べよということでございますけど、三重県の結果につきましては、新聞報道でみなさんご存じのことと思います。一部の新聞では、都道府県別の順位が出てきています。以前はほとんどの新聞が出ていったんですけども、私の調べたところでは1社ぐらいでしか、順位は載っていなかったように思いますが、示されました。

三重県が、議員が言われるように、43位というような位置にありました。昨年、抽出校の調査がありました時にも、あまりこれと変化がございませんでした、県民の皆さんが心配される結果と、今年もなっております。このことについて、私がどう考えているかということですが、憂慮しているということは事実です。この結果だけで、一喜一憂とするべきことではないとも思っております。調査すれば、その結果を求められるのが、世の常なんでございますが、学校教育の結果は、一人ひとりの人生の中でどう活かされるか、どう生きてかにつながるものと、私は思っております。

生きる力の源になる教育を大切にしたいというふうに思っているところでございます。全国のいわゆる学習状況調査をみますと、各県の結果は、平均点のプラスマイナス5点以内におさまっている。全国47都道府県が。というのが今

年の特徴でございました。このことは、日本の国の教育が本当に統一されているということを示しているのではないかというふうに思っています。各県ともそんなに差異はないという思いです。文部科学省から出ています学習指導要領で、各学校は学習内容が統一されております。その検定に通った教科書を使用しています。日常の学習がそのように進められている結果、そのような国の成績が5ポイント以内、上下5ポイント以内におさまってきているのではないかと。

それを、0コンマ何ポイントの差で、順位を付けていくということ自体が、やはり無意味なんじゃないかというふうに思っております。しかしながら、本県または明和町において、学力向上への取り組みは、本当に子どもたちの生きる力の源として地道に続けていかなければなりません。三重県では、昨年の結果から、知事が号令をかけまして、5年以内に上位に行く成績を上げるために、頑張れというような言い方もありまして、学力向上の県民運動を昨年から進めているところでございます。

本町におきましても、学力向上推進委員会を発足させて、結果を分析し、本町の各校の課題克服に向け、取り組んでいるところでございます。学校教育の中では、授業改善の方法、授業内容についての改善、または教師の資質の向上における研修等々についても、十分にしているところでございますし、また、保護者の皆さんにお願いしながら、学力状況調査の中で、三重県で弱いところというのが出てきております。家庭教育の時間が少ないというのも一つでしたので、家での家庭教育の充実、それから、読書の推進等について、家庭教育の手引きというものを、各学校で出していただきまして、進めていっていただくという取り組みを推進しているところでございます。

また、本町においては、数年前から教研式標準学力検査、CRT2というのを、小学校2年生から中学校2年生までで実施をしまして、学習の定着度を確認し、子どもたち一人ひとりが持っている強み、弱み、それから学校全体の課題を見つけて、克服に向け日々実践の中で、取り組んでいる次第でございます。

このCRT2の結果については、委員会、全協のほうでも報告をさせていただいたところがございます。このように、いろいろな形で地道に積み上げていくことが、やっぱり成績をアップするのではないかと、そのように思っています。だから、結果だけを重視していくということについては、少々私としては疑問を持っておるところでございます。これからも、その子どもたちの、本当に基礎学力や向上に向けて、やはり日々実践として培っていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか、松本議員。

○3番（松本 忍） 教育長の持論もいろいろありますでしょうし、それも尊重していきたいと思えます。それでは、こういうこともあるということを知っていただきたいんですけども、静岡県のことなんですけども、全国で29位でしたよね。その中で、小学校国語Aが全国最下位になったと。その中で、試験を受けるのは子どもだが責任は先生にある。校長名を公表しようということで、全512校のうちの、下位100校の校長名を公表することを、知事が意向を示したと。これそのことに対して、それがいいか悪いか、それちょっと私も疑問に思う点もございます。

でも、そういうことも考えてやっている県もあると、方もみえるということを知って、教育長としては知っておいていただきたいと思えます。

それから、先日ですね、マスコミでこれからの教育ということで、反転教育というのが紹介されておりました。まずそれというのは、学校の授業を前もってビデオで家庭で学習し、その後、学校の授業でわからないところや疑問に思ったところを先生に聞き復習し、理解をして進めていくということが、反転教育と言われておられます。変化の激しいこれからの世界を生き抜くためには、これぐらい改革的な授業を取り入れたほうがいいのではないかとと思えますが、どうでしょうか、教育長、答弁をお願いします。

○議長（北岡 泰） 松本議員の質問に対する答弁、教育長。

○教育長（西岡 恵三） 松本議員から反転教育という教育の方法というものを聞かされました。私、今まで聞いたことがないんです。その反転教育がどんなものであるかを聞いたことがないんです。この間、学校へ行って、反転教育って知っておる先生おるかというたら、誰も知らんだんです。この間の校長会で、校長にも聞きましたけども、反転教育で、どういう教育なんかということ聞かせてもらいましたけど、まだ誰も知っておりませんでした。

それで、反転教育の導入についてあるかということですけど、今、松本議員がおっしゃられたように、基礎の理解は家庭で、家庭学習で。それから、もっと学校の授業は体験的、演習的に、また、子どもたち同士の議論のなかで積み上げていくというのが反転教育、今まで講義式で基礎学力、基礎的なものを授業で教えていました。それを、そういう基礎は、ITCというんですけども、情報の通信システムのタブレットの端末を使って、そういうのは家庭でやる。

そして、学校では、それを次に疑問を抱いたようなことやとか、これを発展的に授業では演習的にやっていく、そして、討論させると。そういうシステムで反転というんか、反対との転ずるといふ、授業の展開であったと思います。そのタブレット端末やとか、いろんな形を使うというのはなくて、その考え方というものは、反転教育の考えというものは、もう昔からあったと、私は思っています。

私が学生のころでしたけれども、教育実習で附属中学校へいったら、教育実習やったときに、附属中の教官は、我々に授業するとき、生徒は教科書に載っている、教科書に書いてあることは、みな知っているんやと。その知っていることを基にして授業を組み立てなさいと。それが本当の教育なんやというふうに言われたことがあります。我々は学生でしたけども、それに反発をしまして、附属中学やからできるんやと、我々は市町村の僻地へいったりとか、一般の教室へ行ったりとか、・・・しなければならない時に、そんなことをできるはずがないという言い方を、随分とやったことがあるんですけども、その考え方と本当によく似ているんじゃないかなと、私自身はみました。

ところが、今のこの反転教育のやり方は、いわゆる I T C、いわゆる情報通信を使って、電子黒板を使ったりとか、情報端末機器を使って、そして、それでもって子どもたちにやっていくと。今、アメリカとか、今、東大の授業の中でもそんな形をしているような、大学で随分とそれが発展しとると。

また、いま中学校でもやられている。それで、端末のものを子どもたちにすべてに与えながら、それをやっていくというのが、現在のやり方のございます。松本議員からその質問の反転教育というのだいぶと調べさせてもらいまして、そういう端末が各家にあるのかないのか、すべての子どもたちにそれを与えられる状況があるのかないのか。やはり家庭が、家庭教育のその場面があるのかないんか。やはり、この一つの根本的な問題の中には、やはり一人ひとりの子どもたちが、学習する、何ていうんですか、学習する速度というものは、一人ひとりが違うんだと。そのペースに応じて、学習をしていくのが、本当のこれからの教育ではないかというのも根底にあるように思っています。

そうすると、今までの一つの学級の中で、この子は基礎学力のことを学校でやるとか、いろんな形の格差をつけながら、いま習熟度学習というのも、それも一つのやり方やと思っています。反転教育が導入せえというんやけど、いろんなその考え方についての授業改善は、たくさん現場でもされていますので、あえて導入の考えはと言われると、今まさにそのことについては、いろんな考え方をやっているというふうに思っておりますので、その点、すぐさま導入ということにはならないというふうに思っています。以上です。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか、松本議員。

○3番（松本 忍） 教育長もね、十分反転教育については、理解のほう、私さっきの発言聞いて、理解していただいたと思います。一つの手法として。それでですね、これ私も調べさせていただきましたんやけど、佐賀県の武雄市なんですけども、来年度ですか、来年度ですね、4,000人の小学生、中学生にタブレットを貸与して、これから進めていくと。そういうですね、地域も

ありますので、それも参考にしてください、いろいろと研究していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それとですね、総合計画のほうを読んでいますと、平成23年に作成されたものなんですけど、明和中学校、小学校の平均点は、ほぼ全国の中間レベルとうたわれていますよね。その中でですね、平成20年、21年が平均得点率75%、そして、平成27年の目標値は得点率80%というふうに書かれていました。平均点で5ポイント上げるには、相当大変な努力が、先生方も必要やと思っておりますけど、それに対して、いろいろ教育委員会、また学校当局で努力されているとは思いますが、その点につきまして、ちょっと教育長のご意見を伺いたいと思っております。

○議長（北岡 泰） 松本議員の質問に対する答弁、教育長。

○教育長（西岡 恵三） 到達目標というのは目標として、掲げていきながら、それに向かって我々は努力するのが、一番だと思っています。それに伴っていろんな形で教育技術やとか、教育の方法等についての改善はしていかなければならないときいうふうに思っています。

現在でも子どもたちの中には、昨年からI T CならI T Cで、小学校はすべて50インチのテレビ画像が入れてありますし、電子黒板は今年も1台入れて、各階にいけるように、使用できるような方法もとっておりまして、だんだんその使用が随分できてきておりまして、子どもたちの理解については、随分とあると思っております。

ただ、目標値は目標値として、それに向かって進めていくというのが、我々としては、最大限な取り組みもしていかなければならないというふうに思っていますし、できるだけ子どもたちの学力向上に向けて取り組みについては、真摯に受け止める。今年の結果については、少しまたダウンをしているところもありましたので、その点については反省しながら、またC R Tの結果で、子どもたちをずっと追跡していますので、子どもたちの強み、弱み、各学校のいいところ、悪いところ、それから本町で臨んでいかなければならない形も分析し

ながら、これからの、それを克服するための教育の取り組みに尽力をしていきたいというふうに考えています。以上です。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか、松本議員。

○3番（松本 忍） それでは、これからですね、また、IT等も段々いろいろ開発されてくると思います。いろんなことを試していただいて、明和町の生徒の学力向上をめざして頑張っていたいただきたいと思います。よろしく願いします。

○議長（北岡 泰） お諮りします。昼食ため、暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北岡 泰） ご異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

1時まで、申し訳ない。

（午前 11時 50分）

○議長（北岡 泰） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時 00分）

○議長（北岡 泰） 松本議員。

○3番（松本 忍） それでは、引き続きまして、次の項目、高齢者支援サービスに移ります。まず1点目、2年前にもお聞きしましたが、現在の実質の65歳以上の独居老人は何人か。また、70歳以上の高齢者のみの世代は何世帯

か。それと高齢者福祉に関する町単独事業の利用状況を教えてください。

○議長（北岡 泰） 松本議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 現在の65歳以上の独居老人は何人かのお尋ねでございます。今年の4月1日現在での65歳以上の独居老人は442人ということでございます。平成23年は357人でしたが、増えておるところでございます。その中で70歳以上の高齢者のみの世帯は356世帯、平成23年は298世帯でしたので、これも徐々に増えているところでございます。独居老人、高齢者のみの世帯ともども、年々増加しておるといふ、今の状況でございます。

町のですね、各単独事業の利用者の状況につきましては、長寿健康課長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（北岡 泰） 長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 高齢者福祉に関します町単独事業の利用状況ですが、明和町では軽度生活援助事業、寝たきり老人等紙おむつ券給付事業、要援護高齢者寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業、一人暮らし老人等緊急装置貸与事業、高齢者重度心身障害者タクシー料金助成事業、配食サービスの六つの事業を行っております。

軽度生活援助事業は、食材の確保や草引きなどの家回りの手入れ、軽微な修繕等を行うもので、昨年度は、利用者はいませんでした。寝たきり老人等紙おむつ券給付事業は、在宅で寝たきりの高齢者や認知症で常時オムツを必要とする高齢者に対しまして、月額5,000円の紙おむつ券を給付し、家族等の介護の経済的負担を軽減する事業で、昨年度は10人の利用がございました。

要援護高齢者寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業は、寝具の洗濯、乾燥及び消毒を行うもので、昨年度は7人の利用がございました。

一人暮らし老人等緊急装置貸与事業は、高齢者が非常時に装置のボタンを押すと、コールセンターにつながり、状況に応じ協力員、親族への連絡、救急車等の手配を行い、委託事業所からも職員が急行いたします。また、センサーによる見守りも行っておりまして、24時間トイレの利用がない場合等は、利用者

の安否確認を行っております。昨年度は32世帯の利用がございました。

高齢者重度心身障害者タクシー料金助成事業は、タクシー利用時に一部を補助する事業で、昨年度は高齢者につきましては、120人の利用がございました。

配食サービスは、高齢者の低栄養状況を予防改善するために、1日1食ですが、利用者に手渡しで配食し、安否確認も行っております。昨年度は50人の利用がございました。以上でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。松本議員。

○3番（松本 忍） わかりました。それでは、独居老人と高齢者世帯の計で、平成22年度から現在までの間で、655から、前、聞いたんはその数字です。現在、818ですから、約25%増えていますよね。にもかかわらず、いろいろ事業の利用状況をお聞きしましたけども、2年前の答弁にですね、制度のPRが不足している、もう少し広報等にも充実していくと答弁をいただいております。その後、どのように利用を増進するのに、PR等していただいたのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（北岡 泰） 松本議員の質問に対する答弁、長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） PR等のことですが、要援護高齢者の寝具類等洗濯乾燥消毒サービス並びに一人暮らし等老人の緊急通報サービスにつきましては、広報等に掲載させていただいてPRさせていただいたところでございます。

それで、その他につきましては、毎年、自治会長さんや民生委員さんに事業の説明等を行っております。また、新たに前回以降につきましては、ケアマネとか、町内の介護事業者が集まっております地域連携推進会議というのがございますけども、その中で事業の説明をさせていただきまして、また、昨年度から始まりました、いきいきサロンの中でも、町の方から出向きまして、説明をさせていただいております。

また、タクシー利用に関しましては、タクシーの運転手のほうから、持って

いませんかというようなことを言われますので、こんなことを言われましたので、もらいにきましたというところもございます。以上でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか、松本議員。

○3番（松本 忍） わかりました。創意工夫をしてですね、一段と啓発に務めていただきたいと思います。その中で、2点ほど事業の中でお聞きしたいと思いますけれども、まず現在ですね、一人暮らしの孤独死というのが、大変な大きな社会問題になっております。それなのに、一人暮らし老人等緊急通報装置貸与事業、これがまた22年からですね、現在にかけて、マイナスのような利用状況ですね。

それで、24年にですね、これ確か利用状況ですね、親族が町内に住んでみえる方もOKになったと。利用のしやすくなったわけですよ。それに対しても、伸びがないのはですね、ちょっとおかしいんじゃないかなと。本当に啓発が足りないんじゃないなと思いますんですけども、一つ提案なんですけども、自治会長さん、民生委員さんだけに頼るのではなく、町独自に、例えば70歳以上、もしくは75歳以上を、その方々、単身世帯ですね、町独自で調査をしてというか、直接、町のほうから打診をして、取り付けていく、そのような考え方はないのでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（北岡 泰） 松本議員の質問に対する答弁、長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） この高齢者世帯とか、独居老人の実質的な調査というのは、町のほうでは行っておりませんので、民生委員さんのほうで行ってもらっております。そのために、そのリスト自体は明和町のほうへは、個人情報関係でもらっておりませんもんで、実質的な高齢者世帯とか、独居老人がまだ町としては把握できてない状況でございますので、今後アンケート等を取る際に、調査したいというふうに考えておりますので、町から直接その対象者に対して連絡ができないというのが現状でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか、松本議員。

○3番（松本 忍） すいません。それはですね、民生委員さんから聞いただけでなく、当然、町がもしそれ個人情報で無理ならば、民生委員会さんからのアドバイスを受けて、直接、町が調べなくてはいけないんじゃないんですか。答弁をお願いします。

○議長（北岡 泰） 答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 担当課長が申しましたように、一応我々としましては、一応、民生委員さん、あるいは自治会長さん、そういった方々に委ねているというのが実態であります。一人暮らしの高齢者宅の緊急通報装置については、いまセンサーによる24時間の体制を整えております。今までは、近くに親戚あるいはそういった方がおれば、ちょっとご遠慮いただいていたわけでありまして、昨年度からですね、ちょっとご指摘をいただきまして、単独のやはりお一人暮らしということの中では、近くに親戚の方がみえても設置をしていくということで、ずっと前々ながさしてもらいました。

平成24年度末には32世帯でしたけれども、現在、そういった形の中で増えておりますので、本当に必要な方は、そうやって申し入れをしていただいて、設置しておりますので、必要なかどうかということのいろいろな判断については、また民生委員さん等々とも、いろいろ接触がございますので、付けてください、付けましょうといっても、いろいろな設置の条件もありますので、我々としては今、民生委員さんの一つの見回り活動、あるいはいろんな活動を通じて、そういうことが必要な人について、民生委員さんのほうからあげていただいて、そして、対応しておるという状況ですので、そういった点でご理解いただきたいと思います。

何もかも、じゃあ一人暮らしやったら、全部付けるのかではなしに、やっぱり充実した生活という部分も、必要かと思っておりますので、そこら辺は状況にあわせて、我々としては取り組んでまいりたいと、そのように思っておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか、松本議員。

○3番（松本 忍） 町長の言われることもよくわかるんですけども、やはり一人暮らしですから、本人が良ければそれでいいんじゃないかと、ある程度の年齢ですね、75歳とか、そういう年齢に達しては、最低限、町のほうから率先して付けてくださいというぐらい行動をとってはいいんじゃないかと思えますけど、これは私の意見として言っておきます。よくお考えください。

次の項に変わりますけども、軽度生活支援事業ですが、平成22年度が利用5人で、現在も使われていないと。当然、PRの問題もありますが、現在の金額は昼間の料金で、時間当たり150円、それで、現在ですね、利用がないんですね、その利用料金を下げる、例えば150円やったら、時間当たり50円にする。そして、現在いま、65歳以上の単身ということで制限をされていますけども、それをですね、単身でもなくですね、当然、昼間家族の方がお勤めになってみえて、それで、お一人で昼は暮らしてみえると、当然、不自由なことが起こると思うんですよね。そういう方にもですね、利用できるような制度に、拡充していただいたらどうでしょうか。

それと、もう一点、軽度生活支援事業に関連しますが、以前も提案させていただきましたけども、安否確認を兼ねたごみの無償玄関回収です。異常気象が多い昨今ですね、集積場までごみを運んでいくのは大変な作業やと思います。是非、この事業のほうは実施していただきたいと思うんですけども、これぐらいのサービスは行ってもいいんじゃないかと思います。答弁よろしく願います。

○議長（北岡 泰） 松本議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） ごみですね、集積の問題も、私は菊狭間の管理者もさせていただいておりますので、いろいろとご指摘はいただくわけですが、現在のところはステーション方式で行っております。

従いまして、個々の家庭の前まで収集車を回すということについては、非常

に煩雑になってしまうという状況に、今あります。それぞれの自治会で、ごみの集積のルールというのを、ルール化していただいております。例えば、何時から何時までの間に集積へ持ってきてくださいとかいう、そういう状況がありますので、非常に松本議員がおっしゃることは、十分理解をしますが、それについては、できたら隣近所の人が、何とか互助の精神で助け船を出していただけると、大変ありがたい。次いでに、ごみ集積場へ持っていくんだから、じゃあ私が持っていきましようかという、隣のよしみの、そういう共助のあり方をですね、我々ももうちょっとPRしていきたいと、そのように思います。

今のところ、個々に、お気持ちは十分わかりますが、我々の側がですね、そこまで取りに行くということは、少し考えてはおりません。

それから、軽度生活援助の拡大ということで言われまして、今、利用者がないということですが、実は町単独のもので、いろいろなサービスというのは、要支援というのが実はございます。それから、要支援の下が、ちょっと忘れましたが、そういったものは介護保険制度の中とか、そういったもので、ほとんどカバーがされてきております。

従って、我々としては、まだそれよりか、いま自立できるけれども、ちょっと何ていうんですか、助けが必要という、そういう部分が軽度の制度の中での運用という形です。呼び掛けとか、そういうのは民生委員さん、あるいは自治会長さん等々を通じて、いろいろやっておりますが、やはり利用される方がですね、まだ自分でやっぱし自立をして、自分で身の回りのことをやりますという方のほうが、やはり多いわけでございます。我々としては、いざという時に、そういう制度がきちっと使えて、その人の生活の援助になるようにということで、制度を設けておるわけでありまして、必ずしも利用者がいないから、そんなら止めておけということにはならないというふうに、我々は思っておりますので、いつ何どきでも使っていただけるような、そういう制度をきちっと整備をしていく、そのことも一方で必要ではないか、そのように実は思っておりますので、そういった点で、ご理解いただきたいと、そのように思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか、松本議員。

○3番（松本 忍） 最初ごみのほうから、町長の答弁いただいたので、そちらのほうから伺わせてもらいますけども、これは各曜日の決まった日に、集積場に出すんじゃないなくて、実際いまのところ全体で818世帯の独居老人の方、それで老々世帯の方みえるんで、その中で、当然手助けの必要な方、例えば3分の1が必要な世帯やとしたら、約270世帯になりますわね。その270世帯の方を専属に1週間をかけて、回収を行うと。1日にですね、 $270 \div 5$ で54件ですね、1日54件やったら54件の家を巡回して、ごみを回収して、当然、安否確認にもなります。そして、菊狭間の処分場のほうへ運ぶと、そういうような私の提案でございますので、また、ご理解していただき、よろしくご検討のほどお願いしたいと思います。それでですね、まず答弁お願いします。

○議長（北岡 泰） 松本議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 当然ですね、それに伴うスタッフが必要になってきます。菊狭間のほうにおきましては、いま3名乗車から2名乗車というような形の中で、それなりの人件費も削減をやりながら、ごみ収集に係る費用そのものを、全体的に抑えていこうということでやっております。当然ですね、スタッフなり、集める人というのは、今の体制の中では無理でございます。従って、新たに人員をとということになれば、それだけいわゆる町がやるにしても、収集業務の菊狭間がやるにしても、人を増やしていかなければ、松本議員がおっしゃるような対応はしかねます。

従って、これは何もかも行政がやるということではなしにですね、やはり地域の人たちの協力も得ながら、我々としてはそういった方向で、お願いをしていきたいと、そのように思います。確かに物理的に言えば、わずかそれだけの話やないかと、週に52件回ったらいいだけの話やないかというんですが、今日の今やっている業務にプラスアルファ、それだけをやろうと思うと、別途でそういう仕組みを考えていかなければならないわけでありますので、当然そこに

は人、車両、そういったものをきちっと整えていかなければなりません。役場でやったらいいやないかと、おっしゃるかも知れませんが、役場のなかでも今、人を減らし、そういった形の中で、ぎゅうぎゅうの仕事をしているわけでありますので、当然、人を増やして、あるいは車両を増やして、そういった対応をしていかなければならないという、そういう状況にあります。

従って、私としては、今の体制の中ではちょっと無理やと、今後ですね、考えていくということであれば、協働のまちづくりの中で、いろいろな方々に支援をいただいた中で、そういうシステムを構築していきたいと、そのように思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか、松本議員。

○3番（松本 忍） 私も菊狭間のほうですね、それを考えては、これはもう無理なことだと思えます。当然、先ほど町長も言われたように、地域で、そのシステムを構築して、また、特にいろいろ団体等もございます。それにも委託するとかですね、それも一つの手だと思うので、またいろいろと考慮していただきたいと思えます。

それとですね、軽度の支援の関係ですけれども、これ今の時間当たり150円、それを介護保険でもつと人権費用の1割が、個人負担じゃないかなと思うんですけれども、それも、やはり少ないのであれば、150円を100円にするとか、1割を、75%の負担にするとか。それもちよつと考えていただいたほうが、いいのではないかと。

それとまた、枠の拡大ですけれども、今は本当に一人住まいの方だけですけれども、同居人がおるなかで、その同居人の方が、お昼は働いていて、一人高齢で、一人で住んでみえる方がいると思えますので、その方にも手厚く門戸を広げていただきたいと思えます。これは要望にしておきます。

それでは、次の質問に移りますけれども、現在、65歳以上の国民健康保険者の方で、1年間、保険を利用しなかった方へのメリットとしては何もございませ

ん。そこで提案をしたいのですが、各自、どっかの団体、例えば老人会等のいろいろ属していただいできまして、メンバーを町に登録し、1年間、国民健康保険を利用しなかった人の人数分、その団体に交付すると、そうすれば皆様が健康の増進を図る励みになると思いますが、そして、1年間利用しなかった方の属する団体に健康交付金として、一人幾らかを交付していくと。そのような提案をさせていただきたいのですが、ご答弁をお願いします。

○議長（北岡 泰） 松本議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 町でも平成21年度までは、1年間健康保険を利用しなかった世帯に対しまして、健康優良家庭という形の中で、表彰して記念品をお渡しをさせていただいておりました。

ところが国保運営協議会の中で、いろいろと議論が出てまいりまして、他の家庭へのアピールにはなっていないとか、あるいは必要な医療については、受診していただくべきものであって、それは何故かという、疾病の早期発見、早期治療という形の中で、ちょっとぐらいやったら、医者へかからんとこかということではなしに、やはり、きちっとかかっただいで、疾病の早期発見、早期治療、いわゆる重度化を防いでいくという意味合いからでは、そういった治療のほうが優先すべきではないかと。そういうようなご意見をいただいて、そういうものがあるから医者へかからないという、そういう考え方ではなしにということですね、22年度から実は廃止をさせていただきました。

そういう形の中でですね、松本議員から今、提案をいただきました、老人会等々で、グループを組んでという形なんですけれども、この医療費の抑制そのものについては、やはり、そういうことも必要なのかもわかりませんが、やはり全体で議論をしていかないといけない話でありますので、我々としては個別にそういう形で支援金を出すから、医者へかかんとか、かからないでくださいではなしに、やはり予防という視点で、全体的に取り組んでいかなければならんと、そのように考えておりますので、今のところ松本議員の提案については、少しばかり検討を要するという、ご理解いただきたいと思いま

す。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか、松本議員。

○3番（松本 忍） わかりました。当然、利用しなかった人は利用しなかったとして、当然、何か普段の健康にも努力されておると思います。それも加味して、健康推進的なグループ等に交付金を与えるような、そんな制度を強く望んでおきます、よろしく申し上げます。

それでは、最後になりましたが、最後にすばらしい環境の中ですね、現在、明星にこども園を、計画が着々とされています。その中で、それを核として将来、地域のあらゆる面での発展に伴うように、整備をしていただき、要望いたしまして、私の一般質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（北岡 泰） 以上で、松本忍議員の一般質問を終わります。

5番 綿民 和子 議員

○議長（北岡 泰） 4番通告者は、綿民和子議員であります。

質問項目は、「学校教育について」の1点であります。

綿民和子議員、登壇願います。

○5番（綿民 和子） こんにちは。議長に登壇のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず学校教育の中の学校施設設備について、お伺いをいたします。私が最近子どもたちと会ったり、すれ違ったりしたとき、ふと感じることがあります。それは、以前と違って、あいさつをする子どもたちが増えたように思います。今まではなかなか聞けなかった子どもたちからの、おはようございます、こんにちはという言葉が、近頃は自然に聞こえるように思います。大変好ましいこ

とです。家庭のしつけ、学校の指導が実を結んだ結果だと思えます。今日も私、朝早く台所に立っていますと、車の中から、おはよう、おはようと、どこかで聞いたことのあるような声だと思え、これは教育長の声だと思え、早速、今日1日、いい目覚めで、いいこういう一般質問ができることだと思っております。交通安全街頭指導ということで、町もこういうことに取り組んでいただいていることを、ありがたく思っております。

子どもたちは教室での教科書や参考書を使つての机の上だけの勉強で知識を得るといふのではなく、のびのびと体を動かし、運動場で心身ともに成長し、学んでいかなければなりません。そこで、一例をあげますと、学校の遊具は遊びを通じて、さまざまなことを学べる一種の教材でもあると思えます。学びを通して体験する感覚や経験によつて、知性や自主性、創造性を養い、同じもので遊ぶことによつて、社会性、協調性が身につくのではないのでしょうか。

また、自然と身につくバランス感覚も、子どもたちが成長する過程において、大切なことであり、そのための遊具は大切な教材でもあると思えます。そんな経験を通して、冒険、挑戦、すなわちチャレンジする気持ちなどが備わるのではないのでしょうか。それによつて、好奇心を持ち、判断力、勇気、達成感を得る喜びを子どもたちが得られるのではないのでしょうか。

しかし、子どもたちは我々大人とは違い、想定外のことを考えます。予期せぬ遊び方をすることもあります。だからこそ、安全で安心できる環境をつくり、見守っていくべきではないかと思えます。そこで、教育長にお尋ねいたします。各学校の遊具の設置状況について、多い少ないのバラツキがあるように思えます。どういう考え方、基準で、各小学校へ設置されているのかお聞かせください。

○議長（北岡 泰） 綿民和子議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。教育長。

○教育長（西岡 惠三） 綿民議員から、子どもたちが以前と違って、あいさつが大変できるようになったと。私にも嬉しいことでございます。これは多

くの地域の方々が、ボランティア等として、学校に入っただき、子どもたちと出会い接触を多く持っていただき、声をかけてくださることが、あいさつができることにつながっているというふうにも思います。大変喜ばしいことだと思います。

さて、ご質問の小学校の遊具のことですが、議員は学校の遊具に大変思い入れをお持ちのように思います。遊具によって、子どもたちの能力の開発に大いに役立っている、大切な教材であるというふうにおっしゃっていらっしゃいますが、遊具は楽しく自由に遊ぶことのできるものであるのが、本来の姿だと私は思っております。いろんな形で、遊具を使って、いろんな能力を開発させるというためには、やはり指導が入って、初めて教具になり教材になっていくように思っております。

設置する遊具にも、変遷があるように思っています。皆さんが、よく小学校の時に使っていたように思いますが、遊動円木とか、回旋塔とか、それからシーソーなど、動く遊具というものは、今、学校から姿を消していった。何故それがあるかということは、議員もおっしゃったように、子どもたちの予期せぬ使い方、遊びをして事故が多発してきたというのが、大きな原因であるのではないかと思います。

それと、一時は、またアスレチック道具も大変流行り、それぞれの学校でいろんなアスレチックをつくって、遊べるという遊具がありました。遊具というよりも、やはり体力増強をさせるための遊具であったのではないかなというふうには思っています。今、現実的には使い方、それからルールづくりが簡単であるというような、安心で安全な遊具を中心に設置するという方向になってきているように思います。

また、これから各学校での設置状況だとか、基準等については、これから教育課長に答弁していただきますので、よろしくお願いします。

○議長（北岡 泰） 答弁、教育課長。

○教育課長（西田 一成） 失礼します。それでは、教育委員会のほうに、一

定の基準等をもっておるのかということにつきまして、ご説明させていただきます。事務局のほうの内規といたしまして、小学校基本設置遊具というものを定めさせていただいております。

それには、体育器具といたしまして、鉄棒、逆上がり補助機、サッカーゴール、バスケット台でございます。それから、遊具といたしまして、ブランコ、ウンテイ、ジャングルジム、滑り台としております。それで、これらはすべての学校に設置されるように計画をすることとしまして、点検等によって撤去が必要になったとしても、新設をすることを基準とさせていただいております。

そのほかにつきましては、教職員の意見を反映し、各学校が必要とするものを予算の範囲内で設置するというふうにしております。また、使用頻度が低い遊具につきましては、点検の結果により撤去を検討し、新設はしないこととしております。

また、小学校の設置基準というのは、文部科学省令で出ておりますが、小学校は学級数や児童数に応じて、必要な種類及び数の教具を備えなければならない。それから、その指針の中ではですね、固定施設等については、十分な作業、空間を確保する。運動場に空間を確保するということの中で、陸上運動やゲームボール運動などの実施に支障にならないように、周辺部にまとめて設置することが重要であるというような指針がありまして、そういう指針の中にも、遊具の種類を定めたようなものではなくて、一定の考え方という指針が示されておるということでございます。以上です。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

綿民議員、再質問ございますか、綿民議員。

○5番（綿民 和子） 先ほどから教育長のほうは自由に遊ぶことが本来の姿だと、それは当然のことです。私、一応6校を回らせていただきました。以前、明星小学校においては、以前、複合遊具があって、遊具の老朽化によって撤去されて、その後、PTAより新しい遊具の設置を要望した経過があると聞いています。しかし、明星に限ってなんですが、今回、新しく設置され

たものは、複合遊具ではなく、滑り台だけの遊具が備えられてありました。その件に関しては、なんでこういうふうになったのか、ちょっと答弁いただけますか。

○議長（北岡 泰） 綿民議員の再質問に対する答弁、教育課長。

○教育課長（西田 一成） ご指摘の、具体的には明星小学校というご質問いただきました。この撤去になった複合遊具につきましては、学校建設当時に建設の委員会のほうから、寄贈をされたものでありまして、点検の中で、いろいろ不具合が生じており、撤去が求められました、撤去の判定を受けましたので、撤去をさせていただいたということでございます。

他に斎宮小学校等にも、そういった複合の遊具があるんですが、これも同じく個人の方や、そういったPTA等から寄贈されたものでございまして、先ほど申し上げました教育委員会としては、一定の基準により必要なものを設置をさせていただいておるということでございます。教育委員会が元々設置をさせていただいたものではございませんでしたので、そのまま複合遊具を設置することはさせていただかなかったということでございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか、綿民議員。

○5番（綿民 和子） 先ほどの答弁、寄贈されたのでということだったんですが、私は撤去を、私は以前あったものと同等のものが置いていただけののかなというふうに、古くなったら、変えるのは同じもので、複合遊具で遊ぶことができるのかなという思いがありました。これはまた保護者とか、子どもたちの意見も聞いていただくんじゃないかと、教育委員会がそのまま予算のとおり、そのままそこへ据えられたということですか。

○議長（北岡 泰） 綿民議員の質問に対する答弁、教育課長。

○教育課長（西田 一成） 失礼します。その複合遊具というのは、地域の方の思いで寄贈をさせていただいたものでありまして、それで、建設当時ですから、数十年、在校の児童生徒は使用させていただいたわけですが、

当然、定期点検によって、老朽化しておって撤去ということでございましたので、学校とも相談をするなかで、複合遊具があったので、複合遊具という要望もございますけども、これはあくまでも、やはり地域の思いで寄贈していただいたものでありますので、教育委員会としては、一定の基準のものを設置させていただくということで、滑り台を設置させていただいたということでございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか、綿民議員。

○5番（綿民 和子） 地域の要望でということですよ。地域の言われたからということですよ。それは地域で言われたら、それはそうなのかもしれませんが、単独の滑り台と、複合遊具では、遊び方も違うし、体の動かし方も違うであろうし、いろいろな筋肉の使い方等も異なってくると思います。それで満足がいつているものなのか、私にはちょっと懸念されるころもあるのですが、では遊具にかかる予算とかはみていらっしゃいますか。

それと点検の時期とか、危険な遊具にどのような対応をされているのか、あわせてお聞かせください。

○議長（北岡 泰） 綿民議員の質問に対する答弁、教育課長。

○教育課長（西田 一成） 予算につきましては、基本的には修繕、それから撤去、点検によります安全対策ということになっております。冒頭、申し上げましたように、一定の基準で考えておりますものにつきましては、撤去をした場合には、同等のものを入れさせていただくというのは、その折りの予算要求をさせていただいて、設置をさせていただいておる経過でございます。

それから、点検につきましては、2種類の点検がありまして、一般的に学校のほうが日常的に行っていただいております日常点検と、学校管理者としまして、教育委員会のほうが専門業者と契約をするなかで行っておる定期点検、その2種類を行わさせていただいております。

学校のほうにつきましては、日常的に目視により点検はしていただいております。

ますが、特に安全点検の日というのを、各学校とも毎月設けていただいております。そして、それぞれの校務といいますか、全職員が担当割をしまして、遊具だけではございませんが、学校施設のすべてについて、特に安全点検の日というのを設けてやっていただいておりますのが、一点です。

それと、教育委員会のほうが専門業者と契約して行っておりますのは、定期点検でございます。これは年2回、今は5月と11月に行わせていただいております。以上です。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか、綿民議員。

○5番（綿民 和子） では遊具はいろいろなお金もかかってくることだろうし、予算の関係もあるとは思いますが、私の要望としては、やっぱりあったものは、そのままというわけにはいかないかもしれませんが、子どもの夢もあることでしょうし、子どもたち、保護者の意見もなるべく取り入れていただいて、設置していただくことを望みます。

それから、点検の時期なんです。点検は長い休み、例えば夏休み、冬休みの終わる前には、少なくとも、今は2回って、業者さんが点検されているんですよ。言いかえていってみえましたが、長い休みの終わる前には、必ず点検をしていただく必要があるのではないのでしょうかと思います。大淀小学校で点検したにも関わらず、ブランコによる事故があったと、明星でもそういうことがあったと思います。記憶しています。長い休みの間には不審者や、心ない人たちのいたずらによって、命に関わる大事故につながることもあると思います。

では、休み中というか、夏休み中ですよ、長いこの夏休みとか冬休みですが、誰かは点検はされてみえますか。

○議長（北岡 泰） 綿民議員の再質問に対する答弁、教育課長。

○教育課長（西田 一成） 失礼します。長期休暇の前に点検をしたほうがいいのではないかというご意見ですが、まず5月、11月に実施させていただ

ておりますのは、一つは判定、専門業者によって、修繕とか判定をいただいた時に、修繕の必要性、撤去の必要性を指摘された時に、すぐさま予算をお願いをさせていただくというタイミングでは、5月に実施しますと6月の定例会、それから11月に実施しますと、12月の定例会ということで、当然、危険なものにつきましては、使用禁止の措置をするんですが、一番近いタイミングで予算措置のお願いができるというのが一つございます。

長期休暇の前の点検ということですが、冒頭に申し上げましたように、学校そういった感じで、学校管理の中で、学校全体でやっただいているというのが、基本的にありまして、夏休み中は特に、児童の登校はございませんので、基本的には。特に夏休みの期間を注意しなから点検をしておるという状況はございません。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか、綿民議員。

○5番（綿民 和子） 先ほど、5月が実施の修繕の件、これ定例会と申されましたですね。住民の方は、定例会は関係ないと思います、私は。私の意見です、それは。議会は、町のほうは定例会と言われるかもしれませんが、もしこれ事故が起こった時に、住民目線から言わせていただきますと、会議とか議会とか、そういうことは一切、私は関係ないと思います、予算の関係ないと思います。ごめんなさい。私の持論です、それは。その休みの間も児童の登校がないという、その部分もあったんですけども、児童の登校があろうがなかろうが、遊ぶことにも私は関係してくることはない、誰が遊びにいこうと、小さい子たち、幼稚園、1歳、2歳の子どもたちが、そこで遊ぶかもわかりません。怪我のないように、それだけ安全だけを私は願っておる。だから、こういうことを言わせていただきます。

安全というのは当然であって、何か事故があってからでは遅いと思います。点検は何度やっても、やり過ぎということではありません。万全な体制でお願いをいたします。子どもたちは日々成長しています。年齢に応じて遊び方も変

わってきます。取り替えの時期がくれば、みな希望は違うとは思いますが、保護者の方や子どもたちの意見も聞いていただき、将来を担う子どもたちのために、児童数もあると思いますので、勘案し設置していただきたいと思います。小学校にバラツキがないように、それだけはよろしく願いいたします。

学力向上だけが、私は学校教育ではないと思っております。子どもたちの計り知れない能力を伸ばしていくことこそが、学校教育だと思っております。これに対して、教育長ちょっとご意見をいただきたいと思っております。

○議長（北岡 泰） 綿民議員の質問に対する答弁、教育長。

○教育長（西岡 恵三） 突然の発言の質問でございまして、勿論、学力向上だけが学校の使命ではなくて、やはり、我々としては子どもたちの成長、巣立ちいま大きく取り上げられていますのは、生きる力ということを培っていくというふうに考えるところが多くあります。遊具についても、綿民議員が言われるように、いろいろな体力づくりにも使えるというのがあるんですが、今、総合遊具の話が出てきたんですけども、子どもが一番あれを使うのは、総合遊具の中で使っているのは、滑り台だけです。

高いもんで上へあがる。総合遊具の中には、力ものが、ものすごくあるんです。というと、今の子は、もう登り棒なんか、絶対登って、ロープへ登って上へいこうというのは、なかなかできないのが現実になってきております。そういう体力をつくろうという形になってくると、やはり授業の中で、それを培っていく。やはり総合遊具も授業の中で使っていく、そのことが大事になってくるように思っています。

だから、いま言われたように、安全でというと、点検もしなければなりませんし、そういう話になってくると、やはり安全で安心できる遊具というものに、段々なっていきがちでございまして、事故が起こらないように、何とか点検も毎月毎月、学校の先生方がやっていただいておりますので、その点については、万全の体制で臨んでいきたいなというふうに思っております。学力だけじゃなくて、子どもの身体的な能力をつけるためには、やはり元々いろいろな遊

びを休み時間にさせていくというのも大事やと思っています。

今、学校の授業というのか、休み時間というのは、1限、2限の間は5分間、もう授業に、次の時間の用意をするだけ。3、4限もそう、ただ中に20分休憩というのがございます。20分休憩はどんな遊びをするかということで、学級でいろんな遊び方、やはり先生も外へ出て、学級遊びの時間という形で、子どもたちの協調性とか、いろんなクラスの中で遊んでいこう。クラスの仲間と遊ぼうという時間なんかもつくられて、そういう体力とか、そういう仲間づくりに利用している時間もございます。そういう中で、綿民議員が言われるように、学力偏重だけの教育というのではなくて、いろいろな活動の中で、子供たちの健やかな成長を願っているというところでございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

綿民議員、再質問ございますか。綿民議員。

○5番（綿民 和子） ありがとうございます。教育長の意見と私は同じ意見ですので、これからもよろしく願いいたします。

では、次に障がい者教育について、質問させていただきます。まず現在、明和町における特別支援学級に入級している児童生徒数は、何人みえますか、教えてください。

○議長（北岡 泰） 綿民議員の質問に対する答弁、教育課長。

○教育課長（西田 一成） 失礼します。8月1日現在で、特別支援学級に入級している、小学校の児童数は6校あわせまして、49名でございます。それから、中学校は9名、あわせて58名、小中学校あわせて58名でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。綿民議員。

○5番（綿民 和子） 先ほど報告していただいた58名、特別支援学級に入級される児童数は、私は幼児期のときに、早期発見できることと、養育体制が整ってきているために、将来増えてくると思っております。教育委員会として、第5次総合計画に基づく特別支援教育を進める前の体制は、どのように

整っておりますか、教えてください。

○議長（北岡 泰） 綿民議員の質問に対する答弁、教育長。

○教育長（西岡 恵三） 第5次総合計画の中で、特別支援教育の推進の部分でございます。前の体制というのは、前というのはちょっとわかりかねてい
るんですが、今もう既に始まっているので、特別支援学級に入って、入級す
る子どもたちは、大変、最終的には親御さんが、どう判断するかという形が
あります。県関係でいきますと、特別支援学校というのが、この周辺ではわ
かばがございます。

そこへというのが、県のほうでいきますと、そういうことでございますけど
も、地域の親御さん方は、地域の学校へ行きたいというのが、本来の願いでご
ざいますので、その入級については、就学指導委員会、障がい児就学指導委員
会において判定を下しまして、入級を決めているところでございます。

第5次総合計画の中で、どうかというふうに言われておりますけれども、計
画に基づいて、今回、就学指導の相談員を1名今年は増員し、言語聴覚士の方
を1名増員をさせていただきました。相談事業の充実に取り組んでいるところ
でございます。そのようにして、今の現実の問題として、そういう形を持って
おりますし、平成20年から明和町の子ども発達支援ネットワークを設置いたし
まして、発達障がいの子どもたち、いわゆる障がいのある幼児、児童生徒及び
教職員、保護者の相談体制を充実して、一人ひとりのニーズに応じた適切な支
援を行うということで、このネットワークを設置をしております。また、個別
のケース会議等も行いまして相談事業を、ケース会議等を充実させていく方向
で進めております。以上です。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

綿民議員、再質問ございますか。綿民議員。

○5番（綿民 和子） いろいろな体制をとっていただいていることを、それ
では、私は一つ思うことがあるんですが、子どもたちの心の安心を確保する
ために、いま身近に付いていただいている、小学校の時の支援員さんがおみ

えになりますよね。その支援員さんと共に、その6年生の子が中学校にあがる時に、一緒に入学ということは、そういうことはできませんか。すいません。

○議長（北岡 泰） 綿民議員の質問に対する答弁、教育長。

○教育長（西岡 惠三） 今のところ、そういうケースを考えていないことが多くあります。一人の子どもに一人の支援員さんというわけではございません。うちの、今年も2名で、各学校に町内で26名の支援員を配置しておりますけれども、学校の中に、十分一人ひとり一対一でやれるような配置はしておりません。その子に応じた、1年から6年生までの間に、一人の人で世話をしていくことによるマイナス面というのもございます。その人でないといけないというふうになってしまっただけでは、これはその子にとっても不幸なところもあります。いろんな方々と接触するというんか、支援を受けることによって、その子の成長も大いにみななければならない。小学校から中学校へいくと、一つの大きな試練が一つあるわけですけれども、6年間は同じ学校で、同じ環境で同じような先生方と一緒に過ごしてきた子が、中学校へいくと環境が随分変わります。

その中で、子どもをどうとらえるかということがありまして、我々としてはそのギャップをできるだけ少なくするために、議員さんが言われたように、支援員さんをそのままいけばいいやないかというわけには、いけないところもあって、やはり一つのステップとして、その子に成長を促さなければならないというふうに、我々も思います。そのためには、幼稚園、小学校、中学校の、その子につながる一つの支援ファイル、カルテというものがつくられておりまして、連携を取りながら進めていくということ、今やり始めております。今もつくられていて、幼稚園の指導がどうであったか。どんな時に、どういう対応をしたか。小学校ではどうであったかということ、克明にそのカルテをつくりながら、中学校へ持っていく。そういうシステムづくりを、いま構築してきているという現状でございます。

綿民議員が言われるように、支援員さん、そのままいったらいいやないかというわけではなくて、そういう指導の体制というものを整えていこうというふうにしております。以上です。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか、綿民議員。

○5番（綿民 和子） 指導の体制を整えていただけてるって、私としては、信頼関係がとても重要やないかなと思って、そういうこともできるのであればと思って考えを申し上げました。では、明和町における特別支援学級に入級されている児童に対する個別の支援体制は、現状のままでよいと思われませんか。

教育現場の現状は、今どうなっておりますか。お願いします。

○議長（北岡 泰） 綿民議員の質問に対する答弁、教育長。

○教育長（西岡 恵三） そういう現状はどうなっていますかということで、それでいいかという形なんですけども、現実的に、特別支援学級が現在、小学校6校で14学級あります。中学校では3学級、それぞれの種別によって違いがございまして、肢体、それから情緒、知的というふうに、三つの学級をもっております。

これは県が定める設置でございますので、その1学級に1名の教員が、県から配置されるという中身です。その1学級の人数の最大は8名で、8名を超えると2学級になれるというようなシステムでございますので、ところが、明和町はその子どもたちがいる中で、26名の学習支援員さんを町独自で派遣しています。というのは、一人ひとりの障害の度合いもあれば、種別も違う、その中でやっている事業でございます。

親御さんの、小学校の低学年の場合は、親御さんの希望が随分ありまして、普通学級と一緒に勉強させてほしいという形があります。普通学級の中でというのが、やはり自分の子どもを同じように見てほしいというか、扱ってほしいということと、それから、地域の友だちと自分のことをわかってほしいという

一つのこともありまして、低学年でいえば普通学級でいろんな勉強をします。その時に、支援員さんが横について、今こうやよ、こんなことやっていいよ、1対1みたいな形ではないんですけど、先生が言ったことを伝えながら学習していくと。

ところが、なかなかついていけなくなってくる子どもたちもいます。だから、算数でも九九でも読めない子、算数でもなかなか足し算できない子なんかは、算数の時間は取り出して、その学級で教師がいろんな方法で指導していくというローテーションを組みながら、やっていくというのが現状でございます。

また、中学校においても、できる教科、やっていける教科によって、随分違いがあるんですけれども、議員さん、役場へいく時に中学校で体育の時間に、一緒になって体育をやっているという子たちは、一緒に学級の中の体育の時間にいて、一緒に体を動かしていくと、仲間としてやっていくというような具体的なやり方があると思います。それぞれの子どもによって、違いがありますので、その辺は各学校の先生方が工夫をしながら、その子のできるだけ発達というんか、最大に力を発揮できるような方向で指導しているというのが現実です。こういう指導をやっていますということでは、言い切れませんので、一人ひとりの違いがあるということだけ言っておきます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか、綿民議員。

○5番（綿民 和子） それぞれの子どもたちによって違いがあるという答弁をいただきました。ですので、特別学級に入級されている生徒さんには、個々に障がいの程度も違うと、先ほど教育長も申されました。個々の状態を把握して、支援員さんを増やしていただき、きめ細かな支援体制をとっていただきたいと思います。切にお願いいたします。障がいのある子どもたちが自立して、そして、社会参加し、必要な力を付けるために、子ども一人ひとりの教育的なニーズを把握しながら、その可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善したり、克服したりできるような指導や支援を行ってい

ただいていると考えますが、学校では具体的にどのような支援を行ってみえますか。重複する点があるとは思いますが。

○議長（北岡 泰） 綿民議員の質問に対する答弁、教育長。

○教育長（西岡 恵三） ちょっとさっき言うたんと、同じようなことしかないんですが、綿民議員のきめ細かく寄り添ってしていくという、多種多様な教材があるんじゃないかというご質問でよろしいのでしょうか。

○5番（綿民 和子） はい。

○教育長（西岡 恵三） 学校において、綿民議員が我々に示していただいた質問の要項の中にも、前にも質問をされたデイジー教科書を使わへんのかという、そういう諸々の問題もあると思うんですけども、今、それぞれの学年に応じて、パソコンの中へ、教科書のデジタル教科書というのがあるんですけども、・・・から出ている教科書とか、いろいろ教材のなかで、九九がパッパッと出てきて、それに答えると、正解やとピンポンと出てくるようなゲーム的な教材、教具というんか、パソコンでやれるようなCDというんですか、そういうソフトもありまして、そんなんをやはり駆使しながらやっているという学校もあります。その子に応じた中で、だから、一つのことだけやなくて、あっこにはそれだけ、それは無理なところがあつたら、指導員さんが横について、一生懸命に一对一に、人間と人間のなかで教えていくという、その場面もあっていいと思いますんで、そういう場面もつくるし、その子に応じた、その指導方法というのは行っていますということです。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

綿民議員。

○5番（綿民 和子） 先日、町制55周年記念式典に、記念講演会として、乙武さんに講演をいただきました。その時に、当たり前前に生きること、当たり前前というのは大変難しい言葉だと思います。それぞれ違って、どれが当たり前なのかという重い言葉だと思います。

みんな違って、みんないいというお話をされました。一人ひとりの持ってい

る力を伸ばしていくこと、そのために発達障がいのある児童生徒には、わかりやすく児童生徒が集中して取り組んでいくことのできる教材や指導が必要ではないでしょうか。

以前、デイジー教科書の件で、一般質問させていただき、私、津の図書館にも実際にデイジー教科書を見学にいきました。発達障がいのある児童生徒に対する支援は、すべての児童生徒への広角的な学習支援のあり方にもつながっていくと思われませんが、その点、いかがでしょうか。

○議長（北岡 泰） 綿民議員の質問に対する答弁、教育長。

○教育長（西岡 恵三） さっき答えてしもたような気がしたんですけども、デイジー教科書という言葉も出まして、デイジー教科書は現在、学校は使っておりません。保護者のニーズというものもございませんので、使っていないということと。もう一つ、それと同じような教科書会社がデジタル教科書というものを発行しております。これを使用しながら、これは一般の普通学級も、よく使われているという中身でございますので、その中で使っていく。それは、その子に応じて使っていくというふうに、外国語学習には、よく使われているということとか、国語の漢字の練習とかいう、それはソフトなんかはよく使われながら、電子黒板を使って授業をしていくという場面もございます。

そうなってくると、特別支援の子どもたちもわかりやすいという。またそれを自分の学級へきた時に、特別支援学級のパソコンで、もう一回そのソフトをやっていくということも可能になります。

先日、中学校へ行きまして、この中学校のパソコン室は、新たにつくられました。その中に、英語の教科書のデジタル教科書がございます。これどんなにするんやという話をさせてもろた時に、教科書が出てくると、こうやってパスやると、発音、一つのフレームの発音までビュッと出てくる。で、発音してそれを聞きながら、自分もここは読んどる、こういう読み方するんやなというふうに、その辺も特別支援の子らにも十分使えるという中身として思っております。

す。そのソフトは校内であれば、インストールして、どこでも使えるんだと。うちへ持ち出すことはできないんですけども、そういう会社があります。

いろいろな教科書会社は、そういうデジタルというのは、デジタル教科書をつくっております、そういうのをいろんな形で駆使しながら、これからの特別支援の子どもたち一人ひとりのニーズに応じた学習に向けていきたいというふうに持っております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。綿民議員。

○5番（綿民 和子） 一人ひとりのニーズにあって、きちっとしていただいているという答弁いただきました。障がいのある児童及び生徒のための協会を特定図書等の普及の促進等に関する法律、いわゆる教科書バリアフリー法が2008年に制定されました。それを必要とする子どもたち、それでないと学べない子ども達もいることを念頭においていただきたい。一人ひとりのニーズをきちっと見据えることの大切さが必要であると思います。で、今きちっとニーズを、きちっとしていただいているというお答えをいただきまして、安心いたします。

最後に、明和町における知的及び発達障がいをお持ちの児童は、その特性も多種多様あると思います。現状の特別支援教育を行ってきたなかで、学力とともに社会生活を身につけるための、これからの検討課題を教えてください。

○議長（北岡 泰） 綿民議員の質問に対する答弁、教育長。

○教育長（西岡 恵三） いわゆる児童生徒の社会的な参加や自立に向けて、これからどうしていくかというのが、大きな課題だと思っています。小学校の時には、まだそこまでは考えない、社会参加というのは考えないところがございますけれども、やはり、中学校へいきますと、次のステップをどうしていくのかという考え方があります。学力だけ、知的だけでなく、やはりキャリア教育といいますか、次のところへいくステップへ向けて、機能的な回復、機能の重視をしなければならないということもございますし、その子

の社会での自立をどう救っていくかというのが、やはり大きな課題になってくるといっていますが、やはり今の段階では、その持てる力を高めて、生活の困難改善、克服をすることが、いま一番大事というふうにしておりますし、やはり、そのことをできる専門的な教師、やはり特別支援学級の担任ができる、特別なやはり技術的なもの、それに対する考え方等々を持ち合わせする教師の資質の向上というのも、大変いま課題になっております。

特別支援学級を担当する教師は、この人はという資格を持つ教師でなくて、一般の教師であっていいわけなんで、そこら辺の専門的な知識を持つ教師の育成というものを、大変これからは必要になってくるように思っております。なにはともあれ、その一人ひとりが持っている障がいの程度とか、一人ひとり違ってきますので、そこら辺をどう克服しながら、その子の力を最大限に伸ばしていける教育を提供できるかというのが、これは究極の課題ということで、いま各学校では励んでいるところです。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

綿民議員。

○5番（綿民 和子） 専門的な先生を置いていただく、それが一番早くという、1日も早まって、それを私も願います。障がいのある子どもも、できるだけ健常な子どもと同じように教育を受け、安心して子育てがしたい。小、中、高校との先のことを考えて希望が持てる教育や支援がほしい。保護者の方の切実な願いです。そのためのまず一つ、デイジー教科書の導入に取り組んでください。このことは、障がいを持ってみえる子どもたちでなく、すべての子どもたちのレベルアップにもつながるのではないのでしょうか。障がい児と健常児ができるだけ一緒に考え、学び、助け合いながら、思いやりの持てる子どもの育成、私はそんな教育環境を望みます。先ほども申し上げましたが、教科書バリアフリー法も制定されていることです。今一度、検討してください。

発達には、多くの子どもがたどる過程がありますが、かといって全員が同じ

というわけではありません。発達支援とは、その子が持って生まれた良さを引き出させる、環境を整えることが大切だと思います。それが私たち、大人の役割です。ありがとうございました。

○議長（北岡 泰） 以上で、綿民和子議員の一般質問を終わります。

12番 田辺 泰宏 議員

○議長（北岡 泰） 5番通告者は、田辺泰宏議員であります。

質問項目は、「明星こども園の設立予定地について」の1点であります。

田辺泰宏議員、登壇願います。

○12番（田辺 泰宏） 12番 田辺泰宏。

失礼します。ただいま議長より発言の許可がありましたので、私の一般質問をはじめたいと思います。

さて、明星こども園については、前々回から質問をさせていただいておりますが、更なる質問を今日はいたしたいと思います。今回、私の一般質問も町民の代表として、町政に反映するため日頃の議員活動を、本会議で発表し質問するものであり、議会を混乱させたり、町政に対して抵抗、妨害をすることが目的ではありません。町政を住民に理解してもらうために、住みよい町づくりのために、町政を改革するのが、私の目的であります。

さて、今回は地元住民と関係者に対する明星こども園についての私のアンケートの中間報告を中心にした質問をしたいと思います。このアンケートは、平成25年5月28日から8月21日までの明星こども園についての、私が明星地区住民と関係者を、戸別訪問をして聞き取りした主な項目を質問事項に据えて、アンケートをとることにしました。

今まで、町執行部の私のこの前の一般質問に対する解答は、本末転倒であると考えられます。物事には順序があり、道理があり、常識的なことや、住民や

関係者の身の安全については、優先的に処理していくのが常道であり、住民や関係者から意見を聞いたり、アンケートをとったりして、コンセンサスを得てから、明星こども園の安全で便利な環境を、行政として最優先で考慮した上で、住民や関係者に行政上の責任上、はっきりと提示して検討してもらい、意見が煮詰まった上で、これなら地元住民もほぼ納得できるような議論の結果からできあがった案をたたき台にして、明星こども園の設立予定地を決定するのが、ごく普通の行政と住民と関係者のコンセンサスであり、誰もが納得できる道理であると思います。

しかし、今回のような行政がいつの間にか、一方的に先走って、目的外の設立予定地の関係者と結びついて、住民や関係者に疑惑を持たれるような取り組みをはじめ、行政として、地区住民や関係者の納得や了解もとらずに、地元地区の関係者と行政が強い結びつきをつくり、既に予定地を選定し、企画設計図もつくり、予算もあらかじめ設定して発表しています。

このことは、住民と関係者に対する私のアンケートの結果からも、地区住民や関係者は今までまったく知らないところで、町と地元自治会の関係者が一般住民を無視して計画し、成立に向けて着々と明星こども園の設立予定地として、山林の中の前野池が既に決定されている状態で、計画が実行されています。

ある町民から、この始まりは、地元自治会の山林の売買に関係した人物が、行政に強く働きかけて、このような目的外の設立予定地になってしまったが、今まで強力な住民の抵抗もなく、設立予定地に対する反対の意見もなく、町のアンケートもとらず、コンセンサスもない状態で、明星こども園の設立予定地として、裏取引の疑いのあるなかで、設立予定地になってしまったと、何人もの町民が言っています。このことについて、今までどうして本郷の前野池が設立予定地になったかという、私の一般質問に対する町長や執行部の解答は、どれをとっても釈然としない解答ばかりであり、町民の代表として質問していますが、町民や関係者には何一つ納得できる解答はありません。

この質問1、このような町民や関係者の意見や希望を一切受け付けないで、

行政側が明星こども園の設立予定地を、住民や関係者の意見や希望を全く考慮しないで進めていると思われている町行政に、このような非常識な方法で、町が住民を蚊帳の外において進めていることは、町政に対する大きな反発を招き、住民から町政に対する信頼を失うことになりませんか、お尋ねします。

ところで、地区住民や関係者が、明星こども園の設立予定地の選定について、町長や町執行部は、地区住民や関係者からほとんど反対も抵抗もないと考えているかもしれません。私が日常活動のなかで、直接地区住民や関係者と個々に設立予定地について、こちらから話をしてみると、今日まで設立予定地について全く説明を聞いていませんので、反対も抵抗もすることができませんと、多くの町民が言っています。

これだけ地区住民や関係者に対して、町がはっきりした説明や懇談会も、一度も開かないで、町は一方的に予定地として、劣悪な環境の本郷の前野池を開発して、明星こども園を山林の中の設立予定地として実施計画を進めていることは、地元住民にとっては驚きであり、今初めて聞いたという人も多く、全体として一般の町民は、どうなっているのかという状況であります。

さて、今から6カ月前に、自治会長会議で町の担当者から、明星こども園の説明があったが、私の聞き取り調査では、該当地区での自治会での明星こども園についての説明会は、一切やっていないので、一般住民は何も知りませんと言っています。

私のアンケート調査でも、同じ結果が出ています。このような明星地区にとって、将来関係する重大な教育施設の設立予定地の選定で、これほどまでに、地区住民への説明会がなく、理解もされないで、明和町の重大な事業が住民無視で着々と進められています。前回、6月11日の私の明星こども園についての一般質問で、明和町の明星こども園に対する、県への申請が一旦取り消されて、精査中であると、県の担当者が言っていました。これについては、町長はどのように考えますかとの質問の解答では、県へは一切申請していないので、解答できませんと言われて、設立予定地について、安全の検証するべきであると考

えますが、どうしますかと教育長に質問しましたら、これから設立予定地の安全の検証をしますと答えています。

これらの解答は、いずれも町民の大半が、このことは本末転倒であり、誰が考えても納得できる解答ではないと考えられます。その理由は、設立予定地を今の本郷の前野池に決める前に、どうして明星こども園をつくるにあたって、事前の安全の検証をしておかなかったのか。当然の安全対策についての明和町の行政の基本的な施策に大きな間違いがあったのではないかと思われれます。

設立予定地がほぼ決定して、付帯事業の企画や計画が進められているなかで、この設立予定地の前野池が、イノシシの多いところであり、マダニの発生も多いと言われていて、またほとんどが女性の勤める職場が、人里離れた山林の中にできる予定であることは、不審者対策が必要になり、目的外の土地であると言われても、当然であるとも思われれます。

そこで、質問2. 設立されてから劣悪な環境の場所に勤める女性職員に対する不審者対策はどのようにするのか、お尋ねします。

質問3. イノシシの被害対策とマダニの防除対策をいつから、どのような方法で実施するのか、それらの対策で、幼児や女性職員に対する、身の安全は補償されるのか、お尋ねします。

質問4. 自然環境に恵まれていることより、便利で安全な環境であり、そこで働く人や、幼児の身の安全が最優先であることは、当然であります。現在の曙幼稚園がどの地区から考えても便利であり、安全な環境である場所である。にもかかわらず、どうして劣悪な環境である前野池に、町としてほぼ決定をして、事業の施策を進めているのか、お尋ねをいたします。

質問5. 曙幼稚園の場所を拡充して整備したら、明星こども園として十分対応できるはずである。設立予定地、前野池は曙幼稚園の場所より、どんなところが安全であり、メリットがあるのか、お尋ねをしたいと思います。

質問6. 明星地区では入園予定の園児も大幅に減少し、入園待機児童など問題外である地区に、認定明星こども園を、前野池の成立予定地の人里離れた山

林の中に土地購入をはじめとして、すべて新しい設備をつくる費用対効果は、今の時代に将来の地域開発を考えたとしても、曙幼稚園の場所を拡充して整備する費用対効果と比べて、一般的には曙幼稚園のところのほうが、断然有利であり、明和町の厳しい財政から、更に町の借金を増やすことにならないためにも、比較した費用対効果について、町民に責任のとれる説明をしてください。

そこで、この明星こども園に対して、明和町人権施策基本方針というのが出されております。これは、もうご存じやと思いますが、発行は、平成12年5月、改訂が平成19年3月ということで、明和町人権課が出したのが採択されておりますが、これについて明星こども園の設立予定地が、目的外の土地であり、地元山林を売る目的であり、談合の疑いのある土地であり、すべての面で安全で安心な子育ての支援にならない。むしろ劣悪で危険な環境条件であり、地域住民に禍根を残すことになる予定地であります。各関係機関に精査を依頼し、安心して子育てができるようにお願いします。

明和町人権施策基本方針から、明星こども園の設立予定地は、そこで働く職員の女性と幼児を安心して安全な子育てを支援する基本理念から判断して、女性と幼児の人権侵害と法律、条例違反の疑いが強い、重大な課題であると、町民が言っています。

そこで、既に明和町人権施策基本方針というのが、一応私にはしてあります。この中で、主な項目について、少しだけ読ませさせていただきますが、まず1番、基本方針、2番が方針見直しの趣旨として、明和町議会において、人権が尊重され明るく住みよい明和町の実現のため、人間尊重の町宣言が決議されました。3番は、基本方針として、人権とは一人ひとりが人間らしく生きていくため、生まれながらにして持っている大切な権利であり、人が個人として尊重され、安全で安定した生活を送るため欠くことのできないものでありますと。こういうふうであり、4番は、基本方針として、明和町人権教育基本方針の中に、人権尊重の町づくりの中に取り組んでいます。今後、この基本方針が人権施策を総合的かつ体系的に取り組むための指針となりますと。こういうふうにかかれ

ています。

第2章は、分野別施策の推進、女性の人権に関する問題、ここに今、申し上げた、雇用の分野における男女の機会均等及び待遇の確保等に関する法律を改正しましたと、こう書いてあります。そこに、男女が互いに対等な人間として尊重し合い、それぞれ個性と能力を十分に発揮し、協力しながら活躍できる男女共同参画社会をめざしています。

そこで、しかしですね、このような法制度や社会環境の整備にもかかわらず、女性の人権を侵害するドメスティックバイオレンス、セクシャルハラスメント、ストーカー行為などの肉体的、性的、心理的な暴力が深刻な問題となっています。これは当然、明和町のこの人権施策基本方針の中に書いてあることです。明和町こども家庭支援ネットワークに改名し、ドメスティックバイオレンスなどの暴力に対しても、予防などの対策に取り組んでいますと。さらに、セクシャルハラスメント、ストーカー行為などの肉体的、性的、心理的な、あらゆる暴力を根絶するため、女性の人権を尊重し養護する取り組みを進めていますと。

その次、社会教育。男女共同参画に向けて、意識改革や相互理解について、生涯にわたって学習できる機会の拡大や内容の充実に努めますと。それから、関係機関との連携では、三重県男女共同参画センターや、三重県女性相談所などと関係機関と連携を図り、あらゆる暴力から女性を守り、女性の人権確立を推進しますと、こういうふうに書かれています。

男女共同参画社会基本法も、同じように男女の平等社会に向けて努力することが明記されています。セクシャルハラスメントですが、これが今、こども園で問題になっている部分ですが、性的嫌がらせ、性的おびやかすと訳します。弱者と強者という力関係の中で発生し、性的言動により、相手に屈辱や精神的苦痛を感じさせたりすることですと。こういうのが、明和町がうたっているわけです。

子どもの人権に関する問題では、児童の権利に関する条例では、子どもを単に保護の対象としてみるだけでなく、生存や意見の発表など、権利を行使する

主体として位置づけています。そして、子どもの最善の利益は考慮されるように、社会全体で努力する必要性を明記していますと。

その次に、次代を担う子どもたちが、健やかに生まれ、安心して育つことができる環境づくりをめざして、明和町児童育成計画、明和町次世代育成支援行動計画を策定しました。これらに基づいて、学校、幼稚園、保育所、家庭などの地域社会と行政が連携して、子どもの主体性や互いの人権を尊重する教育の推進や、子育て支援、相談体制を一層充実させていくことが求められています。

基本方針として、学校、保育所、幼稚園において、子どもが互いの人権を尊重して、自らの意見を表明したり、主体的に行動したりすることができるように、発達の状況に応じた人権教育を推進します。それとともに、児童の権利に関する条約の趣旨を、町民に浸透させ、行政などの関係機関と学校、幼稚園、保育所、家庭などの地域社会が連携して、子どもたち一人ひとりの人権を保障する取り組みを進めますと。

推進のほうでは、就学前教育では、命を大切に自己や友だちを思いやる気持ちを育て、豊かな人間性を持つ子どもに育てる教育を進めますと、こう書いてあります。また、後、地域社会とか、子育て支援とか、啓発、広報とか、いろいろありますが、その児童の権利に関する条約、いわゆる子どもの権利条約もそのまま明和町も取り上げています。

内容は大きくわけて、子どもの生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利となっています。それで、エンパワーメントというのも、最期に、明和町のこの人権方針の中に書かれてまして、この中には、いじめ、体罰、虐待などの外圧、抑圧をなくしていくこと。恐怖、不安などの内的抑圧を減らしていくことで、本来もっている人間の力、生理的な力、人とつながる力、自分を尊重する力、自分を信頼する力などを取り戻し、誰もが持っている生命力や個性を再びいきいきと、息吹かせることだと、こういうふう書いてあります。

もう一つ、これに関連して、私が質問を申し上げたいのは、これに対して私が、第1章の基本的な考え方の中で、町のこの基本的な方針に反する、この明

星こども園の状況について、説明をさせていただきますと、それも質問の一つですが、人権尊重の町宣言の明和町の、明和町人権尊重のまちづくり条約に照らし合わせみると、明星こども園の設立予定地は、女性と幼児にとって劣悪な環境条件であり、明和町として設立予定地について、事前に一切の安全の検証もしていない上に、関係者や住民への相談もなく、アンケートもとらず、住民とコンセンサスもないまま、設立予定地の購入などは、以前から急きよ法人化して、税金対策と裏取引の疑いのある中で進められてきたと、多くの住民関係者が言ってきたことが、聞き取り調査や議員のアンケート調査でも判明しています。

これに対して、質問は、明和町人権施策基本方針のまちづくり条例の基本理念を大きく逸脱して、条例違反をしていると思われまして、何人もの町民が言っています。

さらに、第2章、分野別施策の推進の中で、女性の人権に関する問題、これからできる明星こども園の職員は、ほとんどが女性であり、入園児であり、実際に発生しているイノシシの被害、マダニの被害、不審者からの被害にあう恐れある明星こども園の設立予定地に、町長はじめ町執行部は該当地区の住民から談合の疑いありと言われても、あえて明星こども園の設立予定地にむけて、民意を無視して、強引に進めていると町民が言っています。これに対して、質問。このようなことが、職員の女性や入園児にとって、明星こども園の設立の基本理念である、安心・安全な子育て支援に逆行することであり、ある町民は女性と児童に対する人権侵害に該当すると思われまして言っています。

特に明星こども園の設立予定地は、人里離れた山林の中に、ポツンと、女性の職場として、幼児の保育の仕事をつくることは、ここはイノシシ、マダニ、特に不審者の被害にあう危険性の高い、不便で送り迎えの危険性もあり、劣悪な環境条件の場所であり、これは一つのセクシャルハラスメント、女性に対する性的嫌がらせ、性的おびやかしに該当し、女性と幼児に対する人権侵害になると思われまして、何人もの町民が言っています。

推進の中で、就学前教育、本文に書いてあるのは、命を大切にし、自分や友だちを思いやる気持ちを育て、豊かな人間性を持つ子どもに育てる教育、保育を進めますと。これに対して、イノシシやマダニの被害が予想される、前野池の設立予定地に移転、新設することは、命の大切さを無視していると町民が言っています。

更に、学校教育、本文の中で、子どもたちが自ら学び、自ら考え、課題を解決する力を身につける取り組みを推進するとともに、一人ひとりの個性を認め合い、人権尊重に基づいた行動ができる教育を進めます。これに対して、この劣悪な環境条件の設立予定地では、安心して、安全な子育てを進めることができなく、人権尊重の面から逆行することになることは明らかであると町民は言っています。

地域社会、本文の中ですが、子どもの安全確保を守るため、地域の防犯ボランティア活動を推進します。これに対して、明星こども園の設立予定地では、誰が考えても劣悪な環境条件であり、子どもの安全確保ができない。とても地域の防犯ボランティア活動等で、この劣悪な環境条件に対応できないのは明らかであると、町民は言っています。

子育ての支援、本文で明和町子ども家庭支援ネットワークを中心に、地域のネットワーク強化を図り、児童虐待の予防等の対策を支援しています。また、子育て支援センターなどを通じて、助言や相談の支援を常時受けられるようにするとともに、明和町ファミリーサポートセンターの周知に努め、子育て支援の総合援助活動を推進します。

これに対して、明和町子ども家庭支援ネットワークという組織がありながら、明星こども園の劣悪な環境条件の設立予定地について、無関心、一切の活動をしていません。組織があって、ないに等しいと町民が言っています。

啓発広報、本文の中では、暴力などの危険な状態から脱するためエンパワーメントの視点に立った学習啓発活動を進め、自分を大切にできる意識の向上を図り、また子どもの人権にかかわる子ども教育関係者、保護者、地域の人々がと

もに学習する機会を一層充実します。これに対して、現場の女性職員が日常的に不審者から被害を恐れ、心配する必要がある設立予定地では、学習啓発活動を進めることができず、教育の機会均等の基本理念に逆行しますと、町民は言っています。

もう一つ、関係機関との連携、本文では、児童の権利に関する条約、子どもの権利条約に、日本も批准しています。その内容は、子どもの生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利が保障されています。それに対して、1、安心して生きる権利、安心して育つ権利、安心・安全が守られる権利が、このような劣悪な予定地では、これらの権利が守られないことは明らかですと、町民が言っています。

それから、最後に、エンパワーメントという言葉が本文に書いてありますが、いじめ、体罰、虐待などの外圧的抑圧をなくしていくこと。恐怖、不安などの内的抑圧を減らしていくことで、本来もっている人間の力、生理的な力、人とつながる力、自分を尊重する力、自分を信頼する力などを取り戻して、誰もが持っている生命力や個性を再びいきいきと息吹かせることです。これに対して、現在の便利で安心・安全な環境条件の曙幼稚園を拡充、改修したら十分対応できるはずである。にもかかわらず、劣悪な環境の談合の疑いのある目的外の設立予定地は、外的抑圧を増やし、恐怖、不安などの内的抑圧を逆に増やすことになります。このエンパワーメントの理念に、大きく逆走することになります。

以上、明和町人権施策基本方針に対する町民の考えや意見として、責任が果たせる説明や解答をしてください。以上、読み上げましたが、最初から一つずつ、私の質問に対して、町長はじめ関係者の解答をお願いしたいと思います。まず時間がないので、一旦読み上げましたが、大体の内容はご存じやと思いますので、まず最初の質問は、このように町民や関係者の意見や希望を一切受け付けないで、行政側が明星こども園の設立予定地を、住民の関係者、意見や希望をまったく考慮しないで進めていると思われている、町行政に対して、このような非常識な方法で、町民を蚊帳の外において進めていることは、町政に対

する大きな反発を招き、町民から町政に対する信頼を失うことになりませんか、まず町長に、これに対する解答をお願いしたいというふうに思います。よろしく。

○議長（北岡 泰） 田辺泰宏議員の質問が終わりました。

それに対する答弁、教育長。

○教育長（西岡 惠三） いわゆるこども園の関係で、教育委員会関係がありますので、私のほうから答弁をさせていただきます。

田辺議員が住民を蚊帳の外において進めているのではないかとということですが、田辺議員が言われるように、町政の推進にあたって、最もよい方法は、町民の皆さんに意見やとか、話し合いで決定していただくことが、本当に大事なことだというふうには思います。

しかしながら、町民全員の話し合いということは不可能に近いことでございます。町民の皆さんの声を町政に反映させていただくために、代表として選挙で選ばれた議員の皆さんと議論をさせていただく、そして、決定していただくことが、私たちの議会制民主主義に則って仕事をしていくということになります。それをまずもって申し上げておきたいというふうに思います。決して住民を蚊帳の外において進めているということではありません。そうは思っておりません。

そこで、これまでも議員の皆さんに説明させていただきましたし、議論していただいた経過を、改めて確認をしていただきたいと思います。これまでの経過については、教育課長のほうから報告をしていただきますので、よろしくお願いします。

○議長（北岡 泰） 教育課長。

○教育課長（西田 一成） それでは、先程の教育長の答弁に従いまして、主なこれまで報告をさせていただいてきました経過を報告させていただきたいと思えます。まず就学前保育教育検討委員会の設置をお願いをしまして、検討委員会の最終答申を受けたところから、ご説明をさせていただきたいと思

いますが、平成24年8月2日の全員協議会におきまして、この最終の答申書の写しを提出し、教育委員会として、施設整備の基本的な考え方というものを、提出をさせていただきました。

そして、その中で明星地区に、2015年を目途に、認定こども園を整備することを報告させていただいてきました。

○議長（北岡 泰） 答弁時間はたっぷりありますので。

○教育課長（西田 一成） 9月14日に、休園となっておりました暁幼稚園関係者の保護者説明会を行わせていただいております。これも認定こども園を設立するというのを、この時に報告、説明をさせていただきました。

それから、11月7日の全員協議会におきまして、福祉子育て課のほうとともに、暁幼稚園と曙幼稚園を統合した、幼保連携型の認定こども園の創設につきまして、報告をさせていただきました。その際、議員の皆さんから、明星地区自治会長のほうにも説明をするようにというご意見をいただいております。そして、それを受けまして、12月7日に、明星地区自治会長会議を開いていただきました。この折に、設置予定場所についても、ご賛同をいただいたところでございます。

それから、25年2月5日の教育厚生常任委員会におきまして、認定こども園の基本設計の委託料について、ご説明をさせていただきました。そして、建設予定地の位置図を資料提出させていただきました。当日、建設予定地の現地調査を行っていただきました。そして、いろいろ現場を見ていただいたところでございます。

そして、2月13日の臨時議会におきまして、認定こども園の基本設計委託料の詳細説明を行わせていただきました。

3月11日の定例会におきまして、多気東部土地開発公社の報告としまして、2月21日、公有地の取得事業としまして、仮称の明星こども園整備事業費の用地購入費ということで、2,000万円の補正予算が認められたということを報告していただいた経過がございます。

そして、翌12日に、先ほど田辺議員もおっしゃっていただきましたが、松本議員と田辺議員から、場所を特定しました認定こども園に関する質問をいただきまして、安全対策とかインフラ整備について、答弁を行ったところでございます。

それから、6月14日の定例会の補正予算の採決におきまして、施設設計等業務委託料、それから道路新設改良工事費、仮称明星こども園の事業施設用地購入費などの補正予算を原案可決をいただいたところでございます。

それから、7月24日に、こども園の運営検討委員会というのを設置をいたしまして、各園長とか職員代表、それから調理員、福祉子育て課の職員、教育課の職員が、そういった合同で委員会を設置しまして、これから例月で随時、こども園の詳細運営について、現場の意見を聞きながら進めていこうという委員会を設置しておるところでございます。

そういったものが、こども園にかかる経過でございます。以上です。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

田辺議員、再質問ございますか。田辺議員。

○12番（田辺 泰宏） はい、お願いします。先ほど、教育長から答弁がありました。これはもう私の考えとは、丸きり正反対でありまして、全員が私は納得、理解してもらおうということは、私もそんなことはできないと思います。何も町民全部が理解、納得することは必要ないです。

その明星こども園にやるであろう将来、その地区の明星地区の関係者、住民、関係者というのは幼稚園関係の先生全部、それから、住民全部、あるいは保護者、いま幼稚園に送っている保護者、そういったことを言っただけであって、住民全員に周知徹底することは不可能やと、これは当然の話です。

それから、少なくとも、この前も申し上げましたが、伊勢市での、この前も、四郷こども園というのができました、去年。それも朝熊幼稚園と一浦幼稚園があつて、それを四郷こども園にするについては、1年半かけて、これは当然、私が伊勢へ行って調べてきた、政務調査してきた話ですが、それは両方との父

兄、その幼稚園へ行っておる父兄、それから住民の全部、自由に参加できます。幼稚園の先生、ともかく全部出席してください。そういう会を年にですね、十何回もって、そこから上がってきた意見を、町がまとめて、それをこの地域のこども園として、たたき台にして作り上げたのが、いまの四郷幼稚園です。これのどこがいけないんですか。こういうことをですね、明和町もやってもらえないかと、前々から言っとるんです。これを教育長の話では、町民全員が周知徹底するのは不可能ですというふうに逃げてみたり、議会で決めてもらわないかとか、議会で説明してあるとか、あるいはさっきの教育課長の話で、自治会長会議で説明してあると言われたので、私は自治会長を全部回りました。

自治会長は説明は聞きましたと、そやけど、町民には一切説明してありませんと。ただ、あの方だけ、ちょっとど忘れしましたが、有彌中のゴルフ場のちょっと奥のところに、その団地の自治会長だけは、私はこの話は、私だけ知ったんではいかんのでといって、簡単なプリントを書いて、その住民、45人に1軒1軒、配りましたと。こういうことですよと。そやけど、内容は詳しくわかりませんが、この前、自治会長会議で説明あったことは、これで配りましたというのが、たった一人ですよ。他の自治会長は一切、その住民に説明していません。地区懇談会も開いていませんと。こういうことです。それは調べてください。地区懇談会、一切やっていません。明星も。この件でね。

そういうことありますので、こういうことをですね、いかにも自治会長会議で説明したと。それで、みな住民が周知、納得しとると、こういうふうに見るのは、大きな間違いですよ、これは。今までそういう行政やったんかどうか、教育長に聞きたい。そういう行政で通ってきたのかどうか。

○議長（北岡 泰） 暫時休憩いたします。

（午後 2時 47分）

○議長（北岡 泰） 休憩を解きまして、教育長。

（午後 2時 49分）

○議長（北岡 泰） 全部やってください。わかっていますので、大丈夫です。

あと9分残っています。

教育課長、お願いします。

○教育課長（西田 一成） それでは、質問していただいたことにつきまして、お答えをさせていただきます。

まず、女性職員に対する不審者対策というご質問があったかと思えます。これにつきましては、先ほど申し上げましたように、議会でお認めをいただきました関連予算を適正に執行させていただきまして、インフラ整備や造成工事などに取り組みますと、周辺の環境は大きく変わるというふうに考えております。

こども園は議員が申されますとおり、何よりも子どもたちにとって、安全で安心できる施設でなければなりません。そういった意味で、現在、庁舎内に先ほども申しましたが、事務局と幼稚園及び保育所の園長や職員代表で構成するこども園運営検討委員会を設置しております。いろんな先進地などの視察も行いながら、現場の意見や要望を聞き、あらゆる課題について、一緒に検討をしておりますので、今後の整備や運営に反映をさせていきたいというふうに考えております。

続きまして、イノシシとかマダニの対策というようなことで、ご質問いただきました。これにつきましても、今後の造成工事や建物の設計の中で、明らかにさせていただきたいと思えます。当然、その過程におきましては、議員の皆様のご意見を伺いながら進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、もう一つは、曙幼稚園が非常に便利な場所であるにも関わらず、

どうして新たなところに進めるのかというご質問をいただいたというふうに思います。これにつきましては、明和町就学前保育協議検討委員会の答申書及び教育委員会がお示しをさせていただきました、施設整備の基本的な考え方の中でもご説明をさせていただきましたが、改めまして、方針、考え方を申し上げますと、その子どもたちの健やかな成長と発展を促し、集団保育の成果が期待できるよう、適正な規模での幼児保育と教育を、教育、保育を実施する必要があるということが1点ございます。

その中で、明星地区につきましては、暁幼稚園に施設面の不備が生じ、休園中のため、早急に取り組まなければならないという状況下にありました。そして、3歳以上児につきましては、その集団保育の成果が期待できる適正な規模を確保するために、暁幼稚園と曙幼稚園を統合することといたしました。

それで、曙幼稚園につきましては、議員さんが申されておりますが、実は昭和55年に建築をしております、もう既に30年以上経過しております。場所につきましてもですね、ご承知のように、三方を道路に囲まれております、西側は明星神社に接しておりますので、議員さんが申されますような拡張するようなスペースがないということと、建物もそういう状況。

それから、そういった適正な規模、0歳から5歳までを一体的に保育するということにつきまして、適正ではないというふうに判断をしております。

費用対効果です。この現在の曙幼稚園につきましては、土地が4,347㎡、それから建物は684㎡です。現在、新しく計画しております、認定こども園の面積、建物面積等も比較にならないわけではありますが、単純に申しますと、取得できるような状況ではありませんし、増築をしても安全な状態ではないということで、比較ができないということがご答弁になろうかと思えます。非常に土地も安価でありますしというようなこともありまして、ですが、とにかく、そういった意味で新しく認定こども園を設置することによりまして、現在、明星地区につきましては、遠くの保育所に行っておる園児もおりますし、伊勢市等の私立に行っておる園児もおります。

ですので、そういった園児のためにもですね、選択肢が広がりますし、新しい木造を使った、新しい園舎ということの中でのですね、子どもたちの夢や希望も広がってですね、それは計り知れない効果をもたらすというふうに考えておりますので、そういった意味で、投資というご指摘でありますけれども、価値のある投資になるというふうに考えておるということでございます。以上です。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問どうぞ。田辺議員。

○12番（田辺 泰宏） 今まで、いろいろ経過とかですね、あるいは教育長はじめいろいろ私の質問に対して解答をいただきましたが、私の質問の本当の根本には、これでは答えてもらっておりません。ということは、安全安心第一は、何一つ説明されていない。何がもって安全なのか、何がもって安心できる子ども園なのか。それができていません。

それで、人権問題もいろいろ言いましたが、人権問題も何一つ人権を守ることは、この説明の中では解答になっていません。しかし、これ以上、いうとんでも仕方ありませんので、時間もありませんし、一般質問に関連する要望として、明星地区の住民や関係者に聞き取り調査をしたり、アンケート調査の中間報告の結果は、明星地区住民のほぼですね、住民の意思であると考えられますので、町として十分考慮して、将来にわたって、明星地区に禍根を残さないように、町長はじめ町執行部は、行政の責任者として、この課題解決に全力で取り組んでいただき、明星子ども園の前野池設立予定地の見直しを、明星地区の町民代表として、強く要望します。

これで、私の子ども園についての一般質問を終わります。以上です。

○議長（北岡 泰） よろしいんですか。

以上で、田辺泰宏議員の一般質問を終わります。

○議長（北岡 泰） お諮りします。

議事整理のため暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北岡 泰） ご異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。3時5分まで。

（午後 2時 55分）

○議長（北岡 泰） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 3時 05分）

1 番 奥山 幸洋 議員

○議長（北岡 泰） 6番通告者は、奥山幸洋議員であります。

質問項目は、「介護予防事業について」の1点であります。

奥山幸洋議員、登壇願います。

○1番（奥山 幸洋） 失礼いたします。議長より登壇のお許しをいただきましたので、通告いたしました、介護予防事業について、質問をいたします。

急速に進行する少子高齢化社会で、本町の高齢化率は年々上昇を続け、25%を超え、今後も上昇するものと見込まれることから、高齢者の介護は、誰にも避けて通ることのできない大きな問題となっております。24年3月作成の第5期明和町介護保険事業計画で、町長は本格的な高齢化社会に向けて、明和町ならではの地域包括ケアの仕組みを構築するとともに、介護保険事業の円滑な運営と計画的な基盤整備を推進するための計画を策定されました。

家族の絆を基本とした、人と人とのつながりを大切にしながら、高齢者の方に健康で生きがいを持ち、地域で安心して暮らしていけるまちづくりのため、

施策の展開を図っておられます。まず、第5期明和町介護保険事業計画における地域支援は、高齢者が要介護、要支援状態になることを予防するとともに、地域において自立した日常生活が続けられるよう支援することを目的としています。

介護予防の施策は、包括支援事業の役割がますます重要となっていきます。事業の監視など、より介護予防全体の指令塔となり、担当課長さん、代表者ということですか、との意思疎通が速やかになるような体制が必要と考えます。

まず町長のご所見をお伺いいたします。

○議長（北岡 泰） 奥山幸洋議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います、町長。

○町長（中井 幸充） ただ今、奥山議員のほうから、介護予防施策の体制についてということで、ご質問をいただきました。私が申すまでもなく高齢者の方々が住み慣れた地域で、生活をやはりずっと継続できるように、介護保険やその他のサービスを上手に利用するために、さまざまな支援を行う包括支援センター、これを明和町は直営で実は実施をしております。

平成24年度の包括支援センターの実績と申しますか、相談内容が実は約500件ございました。主に介護認定、サービスの利用について、どんなふうにしたらサービスが受けられるかというような相談とか、それか、施設の紹介、そういったものとか、あるいは、今日的な課題としての権利擁護、虐待、それから、成年後見人制度の部分とか、あるいは消費者のおれおれ詐欺等々の内容、そういったものも含めて、先ほど申し上げました500件近い、実は相談があったということでございます。

それから、やはり松本議員の質問にもございましたが、一人暮らしが多くなってきたということの中で、見守りネットワークを、どのように使えるとか、それはどういうものなんでしょうかというような、問い合わせも42件あったというふうに聞いております。老後の心配という形の中で、包括支援センターに相談をかけてきたという、そういう意味では我々包括支援センターが、地域の

中に根付いてきたのかなというふうに考えているところであります。しかしながら、相談業務だけではなしに、やはりこれからの部分、予防ケア、そういったところにも、やはり力を注いでいかなければなりません。

従いまして、今後も長寿健康課、そして、包括支援センター、社会福祉協議会と連携を十分に深めて、介護予防に努めてまいりたいと、そのように思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

奥山議員、再質問ございますか。奥山議員。

○1番（奥山 幸洋） ありがとうございます。この第5期、24年3月作成の第5期介護予防事業計画、24年から26年度ということで、ご所見をありがとうございました。

それで、こちらにも書いてございます、基本理念ということで、集約された言葉が、高齢者が生きがいをもち共に支えあいながら安心して暮らせるまちづくり、めざそう一緒に私らしい生活ということで、明和町ということで、目標としては、こちらに書かれております四つございまして、一つは住み慣れた地域での生活を持続できる町。また、二つ目が、主体的に介護予防、健康づくりに取り組める町。三つ目が、高齢者が社会に参加し、生きがいをもって暮らせる町。また、四つ目が、高齢者が大切にされ、尊重される町ということで、先ほども町長が言われましたが、地域包括支援センターが、これからますます重要なポイント、拠点となるというふうに私も考えております。

また、見守りネットワークも、これから大事というふうなことで、これについては、この二つについては、後ほどもう少し詳しくご質問させていただきたいと思います。それで、ありがとうございました。

それで、施策のこの第5期の介護保険事業計画にあるわけですが、施策の方向として、第5期として、私が考えます主な事業といたしまして、先ほども少し触れられましたが、第2次予防事業対象者把握事業、これは今後、非常に介護の中で重要になってくると考えております。

また、今も実施されております、はつらつ教室、また認知症サポーター養成講座、これも実施されております。それから、高齢者の見守りネットワークなど、事業の実施状況、これらの事業の実施状況は、どのようになっているのか、お伺いをします。

○議長（北岡 泰） 奥山議員の再質問に対する答弁、長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 失礼いたします。平成24年度の第5期の主な事業の実施状況ですけれども、2次予防事業対象者把握事業では、生活機能評価質問表というものを、介護認定を受けておる方以外の65歳以上の方、全員に配付しております。その配付人数は4,708人で、うち回答者数は3,759人でした。回収率は79.8%という形になっております。

その中で、予防事業が必要と思われる2次予防事業の対象者が1,069人、うち介護予防検査というお医者さんの診断を受けてもらった方が53人ございました。通所型の介護予防事業であります、はつらつ教室は運動機能向上、栄養改善、口腔機能の向上を目的として、保健福祉センターにおいて、16人の方に参加をしていただきまして、延べ20回のはつらつ教室を実施したところでございます。

認知症サポーター養成講座は、認知症の症状や特性と認知症の方への対応の仕方を、各団体から依頼をいただき、出前講座として実施しておりますが、全6回実施しまして、146人の認知症サポーターが誕生いたしました。

高齢者等見守りネットワークは、高齢者や障がい者の権利を擁護するために、町と地域住民、関係機関が連携して見守りを行い、異常を発見した時に迅速に対応することで、安全で安心な生活を継続できるようにするもので、現在、見守り協力員といたしまして、30の団体とか事業所等、330の方が協力をいただいております。以上でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

奥山議員、再質問ございますか。奥山議員。

○1番（奥山 幸洋） ありがとうございます。2次予防事業の対象者把握に

つきましては、4,708人ですか、79.8%の方の解答を回収されたということなんですが、この5期事業計画にも書かれておるわけですが、なかなかこの2次事業対象者の把握が難しいということで、こちらの基本理念にも書かれておりますし、第5次の明和町の総合計画の実施計画書、事務事業調書というものつくられておるわけですが、この中でもですね、このことに触れられておまして、なかなかここら辺のところの把握が、非常に難しいということで、今後よりこの回収率を上げて、より正確な対象者を把握したいというふうなことを懸念されて、これから、あげていく方向で努力されるというふうに書かれております。

ここら辺のところは、いま現在まだ保健計画でいきますと、29年までございますので、また半ばというところかわかりませんが、これは25年度からということで、どのような取り組みをされて、いま現在どのような形になっておるかというふうなところをお聞かせ願いたいと思います。

それから、あとお聞きしました認知症サポーター養成講座、6回で146人ということなんですが、この認知症サポーター養成講座というのは、これは教えていただきたいんですが、この方たちの活動というのは、具体的にどのようなことを、たくさん認知症の方みえるわけですが、どのような取り組みをお願いされるのかというところを、もう少しお聞かせ願いたいと思います。

それで、この認知症サポーター養成講座でなられた方を、大体目標というのはあるんでしょうか。何人ぐらいを養成されたいという計画というのはあるんでしょうか。それもあんなら、お教え願いたいと思います。

それから、見守りネットワーク、これもまた非常に最初に言われました独居老人の話もあるわけですが、民生委員とか、いろいろございますが、この団体であるわけですが、このことについても、非常になかなか把握がしにくいやということで課題とされております。聞いて、すごい団体でたくさんの方がおみえになって、かなり充実した把握ができのやなというふうにお考えおるわけですが、ここら辺のところも、少し現在の状況をお聞かせ願いたい

たいと思います。

○議長（北岡 泰） 奥山議員の再質問に対する答弁、長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 2次予防の把握事業なんですけども、いま現在はアンケートを配付しまして、解答のない方につきましては、包括支援センターの職員が訪問しまして、アンケートを回収するようにしております。そのために、回収率がかなり伸びてきたというような状況でございます。

それと、認知症サポーターの養成講座と申しますのは、各種団体からサポーターのそういう養成講座をしてくださいという、出前講座式になっておりますので、その出前講座で依頼のあったところへ、包括支援センターの職員が行くという形になっております。

それで、先ほども言いましたように、この養成講座と申しますのは、認知症の症状は、こういうものですよというのを、その講座を受けてもらった方に知っていただくというのが、主な事業でございまして、その方に何かをしていただくというものではございません。

それと、高齢者等の見守りネットワークにつきましても、もしも隣近所の高齢者や障害者を、絶えず気をつけていただきまして、何かありましたら、包括支援センターへ報告していただいて、包括支援センターの者が対応するというのが主な事業でございます。ただ、その人数に目標値というのは、ちょっと現在のところは定めてはおりません。以上でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか、奥山議員。

○1番（奥山 幸洋） ありがとうございます。把握には職員さんが、直接いかれて確認しとるということなんですけども、話にも出ておったかわかりませんが、一つですね、PRをですね、もう少しこの対象の方々に、もう少し効果的なPR、この方法を考えられてはいかがかなと思います。いろいろされておるのは、私も前に教厚関係にございましたので、お聞きはしておりますんですけども、まだもう少し、少し足りないんかなというふうに思いますので、この

PRをしていただくというのが、私は大事になるのではないかなというふうに考えますので、そのPRを、また取り組んでいただきたいというふうに要望します。

それから、認知症サポーター養成講座は団体と先ほどお聞きしたんですけども、私ところ町内回覧が少し前、だいぶ前ですけども、回ったんですけども、一般の方も対象にされていましたよね、確か。と思いますので、これは受けていただくことで、どんどん開いてもらうことはいいことだと思うんですけども、団体だけと聞きましたので、一般の方もかなり受けられたのと違うかなというふうに、私は思っておりますので、そういう認知症を知っていただくということは大事なことだと思いますので、今後も継続してやっていただきたいと思えます。

それから、高齢者の見守りネットワーク、これは団体の方と聞いたんですけども、これ30の団体というのと、かなりの団体になるんですが、例えば結構でするので、どういう団体、私は民生委員とか、そういう自治会長さんとかというふうなところしか考えておらなかったんですが、今までの中でも、ちょっと初めて聞きますので、この30は全部を答えてもらわんと結構ですけど、どういう方向の団体さんをお願いをしておるのかというのを、ちょっとお聞かせください。

○議長（北岡 泰） 奥山議員の再質問に対する答弁、長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 高齢者見守りネットワークの団体ですけども、民生委員さんの協議会とか、あと介護保険の事業所、あるいは郵便局とかJ A等でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか、奥山議員。

○1番（奥山 幸洋） ありがとうございます。こういう団体をたくさん増やしていただいて、より充実させていただきたいというふうに思いますので、今後の取り組みも続けてお願いをしたいと思います。

それから次に、高齢者の世帯状況ということで、明和町の世帯数は年々増加傾向にあり、平成22年度は、一般世帯数は7,418世帯となっています。また、世帯数の増加に伴い、65歳以上の高齢者のいる世帯も年々増加をしています。高年齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯は、老々介護や孤独死の問題が懸念され、特に支援が求められます。高齢者単身世帯及び高齢者夫婦世帯、第5期の計画では、これは明和町介護保険事業計画は、平成22年現在は1,432世帯、高齢者単身世帯または夫婦世帯の割合は39.6%とあります。

平成2年で381世帯から、平成22年で1,432世帯、間に1,051世帯増加しているわけでございます。日中のサービスは町内の各事業所により対応されています。しかしながら、地域密着サービスとしての夜間の訪問サービス、夜間の対応型の訪問介護、24時間対応の訪問サービス、定期巡回、随時対応型訪問介護は現在なく、まだ整備されていません。このような世代の方たちが、介護状態になった時の支援策として必要と考えますが、明和町としての取り組みは、どのようなお考えか、お伺いします。

○議長（北岡 泰） 奥山議員の再質問に対する答弁、長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 夜間とか、24時間対応のサービスということでございますけども、現在、町内で毎日昼間のほうで複数回、こういう訪問サービスを受けておられる方は、サービス機能高齢者専用住宅の入居者を除きますと8人でございます。また、町内の在宅で介護の必要な方から、夜間等の訪問介護を希望するニーズというのが、今のところない状況でございます。これは夜間には家族が介護をしたり、夜間に他人の家へ、ヘルパー等が訪問されるのを希望されないためだというふうに思っております。

しかし、今後は町内でも一人暮らしの高齢者や高齢者世帯の増加が予想されることから、このニーズが増えるようであれば、町内の実施可能な事業者へ、町からサービスの実施を依頼したいというふうに考えております。ちなみに県内の状況ですけども、県内でも伊勢市と津市の2市しか、このサービスはやっておりません。以上でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか、奥山議員。

○1番（奥山 幸洋） ありがとうございます。今後、こういうふうな必要が出てきたら、事業所へ委託という形になるのでしょうか。考えていくということで、是非とも取り組んでいただきたいというふうに考えます。

それで、平成24年3月に、明和町の高齢者介護に関する調査報告書ということで、アンケートでいろいろ取られております。ちょっとこれを見させてもらいました。これでああなたのご家族の生活状況について、家族構成をお教えくださいというところがございまして、大きく言いますと、65歳以上の世帯、高齢者のみが24.4%ということで、これはお話のとおり、当たり前のございますが、そういう世帯が多いということが、統計的に出ております。

また、65歳以上の世帯で家族の同居を選んだ方にお伺いしますということで、問いとして、日中一人になることはありますかというところがございまして。これを見ると、よくある。たまにある。これを両方たしますと約70%を超えるということになります。

ということは、日中孤立または孤独感を感じている方が、たくさんおられるというふうなことも言えるかと思えます。また、これは行政の取り組みは非常に素晴らしいということになるかと思うんですが、問5で、体の状況のことなんですけども、昔よりも、前回よりも健康状態が段々よくなってきたかと、その主な要因は何だったかと思えますかというふうな問いがございまして。

これについては、町長さんの取り組みが良かったということになるわけなんですけども、介護保険サービスによって、体の状態が良くなったと、これが36%あると。そういうことで、あと普段の生活に気をつけての、体の状態がよくなかったからというものもあるわけなんですけども、これが36%あるので、町の取り組みもかなり普及してきているのかなというところも、感じられるところもございまして。

それから、生きがいを感じるのは、どんなことですかと。こう設問がござい

ます。ここではテレビをみたり、新聞・雑誌を読んだりすること。これ非常に当然やと思います、あとまた家族と会話をするということというのがございまして、これを両方たしますと89%ぐらいあるということになります。こういうことが多いということは、屋外での活動が圧倒的に少なく、引きこもりがちな生活を送っている方が本当に多いと。ぼっかりではないですけども、そういう見方をすれば、そういうことも見られるというふうに考えます。

で、ボランティア活動や支援活動というのは、ここで1.3%ということで、非常に少ないということで、こういうことも必要、ボランティア活動も必要になるのかなということが読み取れると思います。

それから、介護を受けておる本人は、今後どのように看護をしてほしいとお考えですかという問いがあります。ここで多いのが、介護保険制度を利用せず、家族に介護してもらいたいというのが10.3%あります。やっぱりお家で生活をしたいたいというところもあります。あと、ホームヘルプやデイサービスなど、在宅サービスを受けて、在宅で生活をしたいたいというのが、これが45%。両方たすと、55%強の方が望んでおられておるということになりますので、これになりますと、いろんな介護、要支援1、2、一般の方もみえますので、介護予防ということも考えられるわけですけども、そういうふうなことも取り組んでもらわないかなというふうに考えます。

それから、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるようにするため、地域ではどんなことが重要だと思いますかというふうな設問がございまして。これでいきますと、近所同士のつきあいを深める。災害などの緊急時の支えあい体制を充実する。近所で気軽に集まれる場所、地域の人々と作り出すということで、これをたしますと約80%というふうになります。これで見ると、そういう場所で活動の機会がつかれるのかなと、こういう人たちのというふうなことは見えると思いますので、後で、またお伺いしますけども、そのようなことが伺えると思います。

それから、行政が行う高齢者施策で特に望まれるものは何ですかという設問

がございます。ここで圧倒的に多いのが47.5%、在宅サービス、ホームヘルプサービス、デイサービス等の充実というのが、そういうことを感じられております。

施設サービスでは、特別養護老人ホーム、老人施設等の充実と、あと行政の職員などによる訪問サービスの充実、これが11%ということで、ここら辺、あと介護に関する相談や、介護教室の充実ということで、これでほぼ90%ぐらいの割合があるということですので、ここら辺のところも今後の取り組みということで、具体的にわかるということになるかと思えます。

あと、この設問の最後のところですけども、31番なんですけど、介護者、主に介護している人は、今後どのように介護をしていきたいとお考えですかという設問があります。ここでは、介護制度を利用せず家族で介護をしていきたい。これは少ないんですが4.3%、積極的な方がおみえになる。また、あとホームヘルプやデイサービスなどの在宅サービスを受けて、在宅を継続させたい。これが40.9%あるということで、45%近いのが自宅におりたいという形になります。

特別養護老人ホームや老健に入りたいという人は18%ぐらいということで、介護をしている方の意識も、ホームヘルプやデイサービスなどの在宅サービスを受けて、在宅で生活したい。在宅生活継続への関心が高いというふうなことが、このアンケートで読み取れると、私は見させてもらいました。

それで、このような形の中で、このアンケート、先ほど言わせてもらったんですが、ここら辺のところを踏まえてですね、今後、事務事業計画を、介護保険の第5期の計画でも言われておりますが、このアンケートを見ると、そのようなところも改善できる点が多々あると思えますので、私が先ほど言わせてもらったようなところも、改善の一つの方策としてですね、取り組んでいただきたいというふうに、お願いをしたいと思います。

それから、次に、政府の社会保障制度、国民会議は8月上旬に、最終報告の検討において、要支援者の保険給付化について、受け皿を確保しながら、段階

的に市町村事業への移行をさせていくべきであるという方針を示しました。これは、町長も行政報告の中で言われましたのですが、要支援1、2の方を現行の介護保険制度から切り離すということが、一番言われておりますけども、町長のお考えをまず伺います。

○議長（北岡 泰） 奥山議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 社会保障制度の国民会議の最終報告は、行政報告でも少し触れさせていただきましたが、その中で、要支援の1、2を現行の介護保険の中から切り離して、市町村事業として、いわゆる介護予防サービスの中で、いろいろやっていく方向が、打ち出されております。具体的には、平成26年度の通常国会へ、冒頭にも申し上げましたように、法律的にいろいろと具体的な中身について提案が、国のほうでされるというふうに聞いております。

従いまして、我々は本来ですと、介護保険で対応していただきたいという思いもあるんですけども、一方、特養とか、いろんな部分の介護保険事業全体に占める給付の割合が、当初の平成12年から、制度が始まった、その時に比べると、ちょうど倍になっているというような状況のなかでは、要支援の部分については、何とかというのが、国の考え方だろうというふうに思います。

我々としては、受けざるを得ませんので、どのような形で、この要支援1、2の方々に対する支援を展開していくのか。現在の部分では、既にいろんな形で予防対策をやっているわけではありますが、そういう方たちが、ざっと要支援の1と2で、明和町の場合、約170人程度の方が、今そういう認定を受けているわけでありまして、その方たちが介護保険から離れて、いわゆる一般事業的なものに振り替わってくる形の中では、それ相当の対応を考えていかないと運営ができないのかなというふうに思っておるところでございます。

従いまして、我々としては本当に介護が必要なのかどうか、そういうところも見極める中で、今いろいろやっている、いきいきサロンとか、そういったところで、デイサービス、すぐデイサービスという形ではなしに、そういった自前のできる、先ほど何ていうんですか、アンケートの中でおっしゃっていた

だいたように、直ぐデイサービス、日中一人になっている、そういうところをやはり地域の人たちがうまいこと支えあっていただけるようなですね、そういうシステムをやっぱし構築していかなければならんのかなと、そのように思うところであります。

その中でですね、一番ちょっと頭が痛いのは、要支援の1、2の中で、現在、特別養護老人ホームに入所されてみえる方が、若干名おみえになります。これがご案内のように介護保険制度から外れるということは、特養から出なければならんという、そういう状況に追い込まれるわけでありますので、これらの対策もですね、その制度がきちっと始まる、平成27年ぐらいからだというふうに聞いておりますが、それまでの間にきちっと対策をとっていかなければならんと、そういう対策と、それから、そういう予防的なもの、これらについて、もっともっと町としても、真正面から向き合ったなかで取り組んでいかないとですね、それこそやないけど、スタッフの問題もありますし、人の問題もありますし、場所の問題もありますし、どういう形で事業を展開していくのかという、そういうところもですね、課題のほうが大きいように思いますので、これからいろんな関係者も含めて、議論しながら、その体制を、この1、2年の間にですね、きちっと整えていきたいと、そのように考えています。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。奥山議員。

○1番（奥山 幸洋） ありがとうございます。私もこれは国民会議が出された時に感じたんですが、この要支援の1、2の判断が、要介護のほう、軽いということで、そちらへいった時に、非常に大変になるなというふうなところは感じておりました。それでですね、先ほどもちょっと介護予防のことを言われましたが、この介護予防事業に、要介護、要支援含めてですね、この取り組みの予算といいますのは、この事業費のですね、今お聞きすると、大体補助、国、県、町、負担もあるわけですけども、大体5%以内でやられておるといふような形で聞いておるんですけども、ここら辺のいまのこの事業の

計画を進めていただいたら、かなり対応ができていくかと思うんですけども、先ほど来いろいろ言っております、そういうほかのされていない部分の取り組みになると、今までの予算の、今は国の動きもわからん中ですけども、最終的には町の持ち出しになるということになるわけですけども、ここら辺は、町長さんのお考えは、確実に老人の方は増えるわけですので、そこら辺の取り組みは手厚く考えていく方向をお持ちなのかどうか、具体的にはできないと思いますので、お考えだけお聞かせください。

○議長（北岡 泰） 奥山議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 現在、これまた決算特別委員会でも、後ほど設置をしていただいて、議論いただくのかなと思います。介護保険の保険給付費の支払い状況のなかで、現在、介護保険のなかで、介護予防サービス等ということで使われておりますのが、約5,800万円ほど費用が、それで大体、今、目一杯の状態ではありますが、これが、この中からごそっと抜けて、新しい形でということですが、これを下回るとですね、今、要支援1、2の方に、やっているサービスそのものが低下をするという話に相成りますので、これは絶対避けなければならないということでございます。

従って、今後ですね、今やっている介護予防サービス事業にどれだけプラスアルファできるかというのは、検討課題だと思うんですけども、質を落とすてはいけないということは思っておりますので、それ相当の対応を考えていきたいと、そのように思っています。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか、奥山議員。

○1番（奥山 幸洋） ありがとうございます。是非とも、今町長のお考えのような形で進めていただくようなことで、お願いを申し上げたいと思います。ありがとうございます。

それで、続きまして、後、生活支援者の必要性が高い、要支援者に対する地域の実情に対応した生活を支えるための総合的なサービスの提供があげられま

す。介護保険以外のサービスを利用することと、高齢者の方がボランティア事業などに参加することで、自身の引きこもり防止や、社会参加によって規則正しい生活を送ることによる、認知症の防止、ひいては要介護化そのものを防止することにより、介護保険サービス利用による公費負担を軽減する効果が、やることによって見込まれます。

これについては、実務を行う明和町社会福祉協議会のボランティアコーディネーターなどのボランティアに関わる専門職、さっきも出ておりましたが、権利擁護事業の担い手である、支援員などの介護予防事業の要である包括支援センターの人員の充実、機能強化が必要であると考えますが、これらの事業の充実について、どのように考えられるか、お伺いします。

○議長（北岡 泰） 奥山議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 先ほどの話の延長線上になろうかと思うんですが、要支援の1、2が介護保険制度から外れてくるということになりますと、当然、要支援向けのサービスが、市町村負担という形になりますし、独自事業で展開をしていかなければならないという、そういうふうに思っております。

従いましてですね、前の議員さんの質問にもお答えしましたが、この事業を展開していこうとすればですね、当然、そのスタッフと申しますか、そういった部分がですね、必要になってきます。これは社会福祉協議会で人員増強するのか、町の中で人員増強をするのかということの中でですね、それはともかくとして、いわゆる今いろいろ言われておりますボランティアの活用もですね、当然必要になってくるのではないかと。多くの人の手を借りないとですね、この事業がなかなか展開していかないという、そういうふうな危惧も持っております。

従いまして、第5次の総合計画の中にもですね、介護保険事業計画のなかにもうたわさせてもらっていますのは、ボランティアの活用、ただボランティアしてくださいということだけではなしにですね、他の市町でも活用されていますように、そのポイント制などを導入してですね、何か一つ見返り、見返りと

いうと変なんですけれども、やっていただくその代わりとしての、何か特典的なものもやっぱし合わせ、考えていかないとですね、ただボランティアで頼みますだけではですね、なかなか進まないんじゃないかなというふうにも思いますので、そういった点も含めてですね、要はマンパワー、人の問題を受け皿として、どんなふうに確保していくかというところ、そこのところも考え合わせながら進めてまいりたいと、そのように思います。

当然、それに対する専門的なコーディネーター的なものもですね、やっぱし、きちっと配置をしていかなければならないと、そのようにも思います。特にボランティアという形になってきますと、社会福祉協議会に委ねることが非常に多うございますので、我々としては社協との連携というのを、もっともっと強めるなかで、ボランティアの育成も含めて対応をしてまいりたいと、そのように考えています。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。奥山議員。

○1番（奥山 幸洋） ありがとうございます。

それで、最後になるわけですけども、一番要になるのが地域包括支援センターが、今後の一番要になってくると思います。その中で、要介護認定においてですね、要支援と非該当と行き来するような高齢者の切れ目のないような総合的なサービスの提供とかですね、虚弱や引きこもりなどの介護保険利用に結びつかない高齢者に対する円滑なサービスの導入、また、自立や社会参加の意欲の高い方に対するボランティアによる、こういうふうな事業への参加活動の場というのが考えられると思います。

そこでですね、この第5期明和町総合計画でもうたわれておるわけですけども、地域包括支援センターの機能強化ということで、地域包括支援センターは介護保険サービス、インフォーマルサービスなどの連携や介護サービスの担当者、医療関係者、民生委員、児童委員など地域資源や人材をコーディネート、役割を担う必要があり、包括支援センターの役割は、ますます重要になってま

いります。

地域包括ケアを有効に機能させるための拠点としての役割は、かなり改善されたと思いますが、もし特に改善されたところがあったらお聞かせください。それで、人員体制の確保や質の向上は、この事務事業計画にも書かれて、人員体制が問題視されておるわけですが、今後の人員体制の充実というところをお聞かせください。

○議長（北岡 泰） 奥山議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 何度も申し上げますが、高齢化の進展とともにですね、要介護者そのものも増えてくるというのは、もう明らかな事実であります。先ほど他の議員の質問にもございましたように、包括支援センターそのものの重要性というのは、ますます増してくるというふうに思っています。現在のところですね、社会福祉士を2名、それから主任ケアマネジャーというのが1名、それから保健士が1名、それから事務という形のなかで、現在5名体制で包括支援センターの運営をさせていただいております。

そして、内容的には相談が、昨年500件あるという状況のなかで、それと合わせてはつらつ教室とか、いきいきサロンとかですね、それから、縁側お元気教室、そういったものも含めてですね、予防教室等々を展開をさせていただいております。今年はゴーゴー体操というようなことですね、そういったものも職員、一生懸命になって考えてくれております。

やはりですね、これからの要介護者、対象者が増えてくるということのなかではですね、先ほど言いましたマンパワー、そういったものをもう少し充実していく必要があるのかなというふうな思いであります。

従いまして、この4月からですけれども、包括支援センターではなしに、こちらのほうに社会福祉士の資格を持った職員、専門職を実は採用をさせていただきました。まだ直接的に、この介護保険あるいは高齢者対策のほうには配置はしておりませんが、やはり、そういう資格を持った専門職を、これからも充実強化していかないと、これからの高齢者社会になかなか対応していけ

ないのではないかと、そういう思いがありますので、できる限りそういった職員の確保も図りながら、資質の向上も図っていきたいと、そのように考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。奥山議員。

○1番（奥山 幸洋） ありがとうございます。

そのようなことで、今後の取り組みを充実させていただきたいと思えます。最後にこの第5期の計画につきましては、ちょうど国の方針と、ちょうど27年という入れ代わりに3年ですので、なるかと思えます。しかし、総合計画の方で、今後の取り組みということで、介護保険事業に関わる評価の推進とか、介護給付適正化に向けた取り組みの推進、また、地域支援事業の推進というような大きな取り組みのなかで、全体的な事業は取り組まれるように計画されておりますので、是非とも今度改正されて厳しい状況になるかもわかりませんが、充実した事業の介護という取り組みをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（北岡 泰） 以上で、奥山幸洋議員の一般質問を終わります。

散会の告知

○議長（北岡 泰） これをもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。ご協力、誠にありがとうございます。

（午後 3時 55分）